

平成22年第2回(6月)川根本町議会定例会会議録目次

招集告示.....	1
応招・不応招議員.....	2

第 1 号 (6月24日)

開 会.....	5
開 議.....	5
議事日程の報告.....	5
諸般の報告.....	5
行政報告.....	5
会議録署名議員の指名.....	9
会期の決定.....	9
承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	10
承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	15
報告第1号の報告.....	17
報告第2号の報告.....	18
報告第3号の報告.....	19
報告第4号の報告.....	19
議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	20
議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	23
議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	25
議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	26
議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	27
議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	34
議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	38
散 会.....	41

第 2 号 (6月29日)

開 議.....	45
一般質問.....	45
小 藪 侃一郎 君.....	45
市 川 昌 美 君.....	58
山 本 信 之 君.....	70
太 田 侑 孝 君.....	78

中 田 隆 幸 君.....	8 6
原 田 全 修 君.....	9 2
鈴 木 多 津 枝 君.....	1 1 0
森 照 信 君.....	1 2 9
会議時間の延長.....	1 3 5
日程の追加.....	1 3 5
議案第 3 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	1 3 6
発議第 1 号の上程、採決.....	1 3 8
発議第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	1 3 9
川根本町議会議員派遣の件.....	1 4 0
閉 会.....	1 4 0

応招・不応招議員

応招議員（12名）

1番	中	野	暉	君
2番	太	田	侑孝	君
3番	山	本	信之	君
4番	中	田	隆幸	君
5番	小	藪	侃一郎	君
6番	原	田	全修	君
7番	森		照信	君
8番	中	澤	智義	君
9番	市	川	昌美	君
10番	鈴	木	多津枝	君
11番	高	畑	雅一	君
12番	板	谷		君

不応招議員（なし）

平成22年第2回川根本町議会定例会会議録

議事日程(第1号)

平成22年6月24日(木)午前9時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 承認第 1号 専決処分した事件の承認について
(川根本町税条例の一部を改正する条例について)
- 日程第 4 承認第 2号 専決処分した事件の承認について
(川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について)
- 日程第 5 報告第 1号 平成21年度川根本町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 6 報告第 2号 平成21年度川根本町一般会計事故繰越し繰越計算書について
- 日程第 7 報告第 3号 平成21年度川根本町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 8 報告第 4号 平成21年度川根本町温泉事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 9 議案第30号 川根本町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び川根本町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第31号 川根本町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第32号 静岡地方税滞納整理機構を組織する地方公共団体の数の減少について
- 日程第12 議案第33号 静岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について
- 日程第13 議案第34号 平成22年度川根本町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第14 議案第35号 平成22年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第15 議案第36号 平成22年度川根本町温泉事業特別会計補正予算(第1号)

出席議員（12名）

1番	中野暉君	2番	太田侑孝君
3番	山本信之君	4番	中田隆幸君
5番	小藪侃一郎君	6番	原田全修君
7番	森照信君	8番	中澤智義君
9番	市川昌美君	10番	鈴木多津枝君
11番	高畑雅一君	12番	板谷信君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤公敏君	副町長	小坂泰夫君
総務課長	西村太一君	企画課長	森下睦夫君
税務課長	筒井佳仙君	福祉課長	柴田光章君
生活健康課長	西村一君	産業課長	鈴木一男君
建設課長	大石守廣君	商工観光課長	羽倉範行君
教育総務課長	羽根田泰一君	生涯学習課長	中澤莊也君
会計管理者 兼出納室長	山田俊男君		

事務局職員出席者

議会事務局長 大村敏正

開会 午前 9時00分

開 会

議長（板谷 信君） ただいまから平成22年第2回川根本町議会定例会を開会いたします。

開 議

議長（板谷 信君） これより本日の会議を開きます。

議事日程の報告

議長（板谷 信君） なお、本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

今期定例会に説明員として、町長以下、関係者が出席しておりますので、御了承ください。

諸般の報告

議長（板谷 信君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。

6月15日、町長から第2回定例会を招集告示した旨、通知がありました。

今期定例会は、お手元に配付のとおり、承認2件、報告4件、議案7件が町長から提出されております。

次に、川根本町議会会議規則第121条第1項ただし書きによる議員の派遣決定の報告書を配付しておりますので、御了承ください。

次に、監査委員から例月出納検査の結果について報告がありました。内容についてはお手元に配付のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

行政報告

議長（板谷 信君） 今期定例会招集に当たり、町長より行政報告を兼ねましてごあいさつがあります。町長、佐藤公敏君。

町長（佐藤公敏君） 皆さん、おはようございます。

本日は、平成22年第2回定例会の開催をお願いいたしましたところ、議員の皆様にはご多用の折にもかかわらず、全員のご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

平成22年度がスタートして3カ月近くが経過いたしました。

国政においては、鳩山内閣が普天間飛行場の移設、さらには政治とカネを巡っての問題などから支持率が急落、総辞職という事態となり、新たに菅内閣が発足いたしました。菅内閣が発足早々参議院議員選挙に突入することとなりました。今日が、その公示日であります。

安倍内閣、福田内閣、麻生内閣はそれぞれ1年、民主党政権にかわって鳩山内閣が9カ月足らずで総辞職、菅内閣の誕生まで、小泉内閣退陣後わずか3年9カ月しかたっていないのに5人目の総理大臣が誕生するという異常な事態となっております。このように不安定な政治状況は、経済や国民生活に大きな影響を及ぼしております。

政府は、6月22日の閣議で、地域主権戦略大綱を決定しました。この大綱は、中央省庁が縦割りで使途を決めている現在の地方向けひもつき補助金を見直し、地方が自由に使える新制度、一括交付金を平成23年度から段階的に導入することを柱としております。一括交付金については、対象となる補助金の範囲を最大限広く設定することを明記し、23年度からは施設整備など投資関連の補助金を対象とし、24年度からはサービス給付など経常的な補助金を対象としております。具体的には制度設計などについては秋からの予算編成で議論するとしております。また、大綱は国の出先機関原則廃止と事務、権限の地方移譲の進め方についても提示、年内をめどにスケジュールなどを示すアクションプランを策定し、来年の通常国会への関連法案提出も含め、可能なものから速やかに取り組むとしております。ただ、大綱は、制度設計には関係省庁との検討が必要だと明記し、交付計画や予算執行にも省庁が事前に関与できるようにしており、当初目指した地方の自由裁量の拡大からは後退したものとなっております。

地域主権改革は、地域のことは地域に住む住民が責任を持って決めることができる、活気に満ちた地域社会をつくっていくことを目指しております。このため、国が地方に優越する上下関係から対等なパートナーシップの関係へと転換するとともに、明治以来の中央集権体質から脱却し、この国のあり方を大きく転換していこうというものであります。川根本町としても、主体性を持ったしっかりしたまちづくりが推進できるような体制を整えていかなければなりません。

我が国の景気は、海外経済が改善する中で、緩やかに回復しつつあると言われております。輸出や生産が増加を続け、設備投資が持ち直しに転じつつあり、雇用、所得環境は引き続き厳しい状況にあるものの、その程度は幾分和らいでおります。個人消費についても、各種対策の効果もあって、耐久消費財を中心に持ち直しております。住宅投資は下げどまっておりますが、公共投資については減少しております。

先行きについては、景気は緩やかに回復していくと見られております。すなわち、輸出や

生産は、増加ペースが次第に緩やかになっていくものと思われませんが、海外経済の改善が続きますので、増加基調を続けていくと見られております。国内需要は、持ち直しを続けるものの、設備・雇用の過剰感が強いことなどから、当面緩やかな持ち直しにとどまる可能性が高く、この間、公共投資は減少を続けるものと見られます。

川根本町においては、緊急対策としての臨時交付金事業などの効果もあって、ある程度は公共事業も確保されました。また、住宅リフォーム推進事業での商品券補助は住宅改修を促し、プレミアム商品券の発行も消費面での効果を生んでおります。とはいえ、慢性的な不振にあえぐ林業、近年のお茶離れにより需要が低迷する茶業、入り込み客数は横ばいながら宿泊客数の減少など観光客の消費が減少傾向をたどる観光事業など、依然として厳しい状況が続いております。

茶業の凍霜害による被害の状況を1番茶について見ますと、これは全協において説明をさせていただいたもので、町内28の大型共同茶工場の集計から見たものでありますが、生葉生産量は昨年が109万4,884kg、本年は95万3,011kgで前年の約87%、荒茶生産量では昨年が25万2,643kg、本年が21万7,476kgで前年の約86%、これを荒茶販売額で見ますと、昨年が9億1,400万円で、平均単価は1kg当たり3,188円、本年は販売額7億6,100万円で、平均単価は3,500円となっております。単価では約10%高く売れた勘定になりますが、荒茶販売額で見ると4,450万円の減で、前年の約94%にとどまっております。昨年が特に悪い状況でありましたので、過去3年の平成19年から21年の3カ年の平均と今年を比べると、販売額で1億3,100万円、約15%のマイナスとなっております。

この、凍霜害の被害に対する町としての支援策についてであります。農協からの農家の資金借り入れに対する利子補給については既に考え方を述べさせていただいております。現在は1番茶が終わって調査を進めている段階であり、凍霜害の影響の全体を十分に把握できておりません。また、今後2番茶等の動向も見ていきたいと考えておりますし、周辺市町の対応ももう少し見た上で、効果的な対応策を考えていきたいと考えております。もちろん、島田とか牧之原地域とは茶園の規模、茶工場の経営形態なども違いますので、他の市町の対応も参考にしていくということでもあります。行政の対応には当然限界もあります。自らを助ける者を支援するのが補助制度でありますので、基本的には自助努力を促す方向で川根本町としての対応策を考えていきたいと考えております。

また、茶業に対しては凍霜害ばかりでなく、もっと深刻な茶業そのものの不振にどう対応していくかという大きな問題がありますので、長期的な視点に立ってじっくり腰を据えて考えていかなければなりません。川根茶という優良ブランド、それをさらにどう磨き、どう維持していくのか、川根茶を川根本町のまちづくりにどういかしていくのか、極めて重要な課題だと思っております。これは産業課ばかりでなく、商工観光課、企画課も含め、横断的なプロジェクトチームを編成して多角的にアプローチしていかなければならないテーマだと考えております。

また、地域経済に関しては、観光事業の落ち込みも大変気にかかっております。本年は株式会社時の栖が「もりのくに」の指定管理者になったことや、まちかど博物館の認定など、新しい要素もあって、ある程度の期待も待っておりますが、そこそこの入り込み客数をキープしながらも宿泊客数が大幅に減少し、飲食店や土産品店の売り上げも減少しているようであります。ことに寸又峡温泉は往時に比べ宿泊施設や飲食店などの廃業も目立ち、温泉街としての雰囲気も損なわれ、夜のにぎわいも失っております。

地域の活性は人の数によってもたらされるものであり、定住人口をいかにして増やすかということももちろん大切であり、そのための施策も進めていかなければなりません。交流人口を増やすための施策も極めて重要であります。人口が減少し、高齢化が進む本町にとって、観光振興は大変重要な施策であると思っております。ニューツーリズムの試行など新しい試みもなされておりますが、何らかの手を打たなければならないところに来ているのではないかと感じております。

富士山静岡空港の開港に伴い、知事のティーガーデン・シティー構想、これは空港周辺を中心に描かれておりますので、これと奥大井地域を結びつけるため、空港から大井川沿いに南アルプスまでの広域的な街道づくりを進めようとしてきましたが、これも軌道に乗ろうとしております。単なる街道ではなく、S Lの大井川鉄道、アプト式鉄道の井川線、香り豊かな川根茶を生み出す茶畑の畝、まちかど博物館、温泉、豊かな森林、大井川等々ネットワーク化し、ストーリー展開を図っていけば面白い地域になると思っております。そして、それらとともに宿泊基地として寸又峡温泉地域の再生についても考えなければならない時期を迎えているのではないかと感じております。

6月8日には、東洋大学の青木辰司先生がお見えになり、懇談の機会を待つことができました。青木先生は昨年3月に開催したまちづくりフォーラムにお招きした先生で、日本におけるグリーン・ツーリズムの第一人者でいらっしゃいます。昨年の全国グリーン・ツーリズム大会に参加したのが縁で、本年4月から、本町の職員1名を2年間の契約で派遣することにいたしました。そんな関係もあって、静岡市に講演で見たのを機に本町を訪れたものであります。本町はいろいろな資源に恵まれ、大きな可能性を秘めたところだとおっしゃっておられました。また、来年の新茶時期には、東洋大学の学生をワーキング・ホリデーということで農家に泊めていただき、地域の中に入ってお茶のお手伝いをさせたいというお話もされておりました。これからの観光振興、まちづくりを考える上で期待の持てる提案だと思っております。

また、6月5日には、静岡県日中友好協議会の石田事務局主任のご案内で、中華人民政府の季さんと通訳の王さんが本町を訪ねております。季さんは龍泉のご出身でいらっしゃいますが、金谷まで出迎え、S Lで千頭駅へ、そして車を利用して長島ダムから寸又峡温泉、夢の吊橋まで行き、茶茗館でお茶を飲んでいただき、役場でお別れをしました。S Lの車中では車窓に目をやりながらお弁当をおいしいと言って食べられ、夢の吊橋では水の青さに感激

され、茶茗館では岡部の玉露の郷で飲んだ抹茶は口に合わなかったけれど、茶茗館で飲んだ天空のお茶にはとてもおいしいと言っておられました。帰りがけの車中でも、川根本町で過ごした時間を楽しげに語っておられたそうであります。季さんが龍泉出身ということで、訪日に当たって龍泉市長から川根本町も訪ねるよというお話を受けてのわずか半日の訪問ではありましたが、好印象を持って帰られたものと思っております。龍泉市との友好都市提携が今後どのように進展していくのか、現段階ではわかっておりませんが、しっかり地に足の着いた対応をしていきたいと思っております。

最後に、平成21年度の決算見込みであります。歳入合計は65億756万円、歳出合計は58億3,526万円、差引額、いわゆる形式収支は6億7,230万円で、翌年度へ繰り越すべき財源6,035万円を控除した6億1,195万円が純繰越金で、いわゆる実質収支見込額となります。実質収支見込額を標準財政規模で除した実質収支比率は14.9%となっております。また、21年度の実質収支から20年度の実質収支を差し引いた単年度収支は3億2,863万円の黒字となりました。また、単年度収支に財政調整基金積立金、繰上償還額の実質的な黒字要素を加えた単年度実質収支は3億3,604万円の黒字となりました。大幅な黒字の要因は、歳入では特別交付税が予算に比べて大幅に増えたこと、また各種経済対策としての臨時交付金の増額に伴い予算規模が膨らみましたが、歳出面でそれらを含む入札差金や行政改革に伴う経費節減等による執行残であります。

以上、簡単ではありますが行政報告とさせていただきます。

今回の定例会で提案するものは、専決処分に係る承認2件、報告4件、条例の一部改正等4件、補正予算3件の合わせて13件であります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。
議長（板谷 信君） 御苦労さまでした。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（板谷 信君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、11番、高畑雅一君、1番、中野暉君を指名します。

日程第2 会期の決定

議長（板谷 信君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月29日までの6日間にしたいと思います。

御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(板谷 信君) 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月29日までの6日間に決定いたしました。

日程第3 承認第1号 専決処分した事件の承認について(川根本町
税条例の一部を改正する条例について)

議長(板谷 信君) 日程第3、承認第1号、専決処分した事件の承認について(川根本町税条例の一部を改正する条例について)を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

町長(佐藤公敏君) 承認第1号、専決処分した事件の承認について、川根本町税条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律等が平成22年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、地方税法と町税条例の整合性を図るため町税条例の一部を改正する必要が生じ、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、同年3月31日、川根本町税条例の一部を改正する条例を専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認をお願いするものでございます。

議案の3ページ及び新旧対照表の1ページをごらんください。

今回の税制改正は、国民の税制に対する不信感・不公平感を払拭し時代の変化に対応し、かつ国民が信頼できる税制を構築するために、納税者視点を明確にして、納税者の立場に立って公平、透明、納得の原則のもと、税制全般が見直されました。

今回の条例改正の主なものは、相対的に高所得者に有利な所得控除から手当へと転換するため、こども手当の創設と年少扶養親族に係る扶養控除の廃止が地方税法で改正されたことに伴い所要の規定を整備するものと、たばこ税の税率の引き上げが主なものです。

最初に、こども手当の創設と年少扶養親族に係る扶養控除の廃止に伴う改正ですが、年少扶養親族の扶養控除が廃止されると、年少扶養親族を扶養しておられる方の住民税の非課税限度額が把握できなくなるため、給与支払者と年金支払者に対し、年少扶養を含めた扶養親族数の報告義務を課すため扶養親族申告書を創設する改正です。

次に、たばこ税の引き上げですが、現行1,000本当たり3,298円を4,618円に、旧3級品につきましては、1,564円を2,190円に引き上げる改正です。

3つ目に、平成21年度から個人住民税における公的年金からの特別徴収制度が導入されましたが、特別徴収の基準の一つに介護保険が年金特徴されていることが条件となったため、65歳未満の給与特徴者で年金所得がある場合、年金所得分の税額については給与からの天引

きができなくなり、普通徴収で納付することとなりました。このため、65歳未満の給与特徴者で年金所得がある方たちにつきましては、平成20年以前と同様に、年金所得分の税額も給与から天引きできるように改正するものと、65歳以上の年金受給者につきましては21年度の改正どおり年金特徴とするための改正です。

4つ目に、平成24度から上場株式に係る税率の20%本則課税にあわせて、少額の上場株式投資のための非課税措置創設に伴う改正です。

5つ目に、現在課税停止している特別土地保有税の非課税部分を除くとした読み替え規定について適用期限が経過したため削除する改正です。

このほか、国税である法人税の改正に伴う地方税法の改正があり、地方税法に頂ずれが生じたため町税条例を改正するもの、法律名の変更による改正が今回の条例改正の内容となっております。

これらの制度改正の施行期日や経過措置については、附則により規定しております。

以上、専決処分した事件の承認について、川根本町税条例の一部を改正する条例について、説明を終わります。

よろしく御審議の上、御承認くださいますようお願いいたします。

議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

通告に従って質疑を行います。

まず最初に19条と31条の3項についてですけれども、法人町民税の延滞金と均等割の税率に関する条文で、国税である法人税の改正に伴う地方税法の改正により、地方税法に頂ずれが生じたために町税条例を改正するという説明だったんですけれども、法人税の改正に伴うというこの法人税の改正というのはどういうものなのかをお聞きいたします。

それから、2点目ですけれども、36条の3の2と同条の3の3についてですけれども、子ども手当の創設と抱き合わせということで、財源確保とも言われているんですけれども、年少扶養親族にかかわる扶養控除の廃止に伴って、給与支払者や年金支払者に対する扶養親族数の報告義務を課するための条文追加ということですが、児童手当との差し引きということで、今年度負担増となることが見込まれる世帯がかなりあるのではないかと思いますけれども、その世帯数を把握しているかどうかお聞きいたします。

それから、また控除廃止により非課税だった世帯が課税世帯になる場合が出てきますけれども、こういう世帯数の把握した数字。それから非課税世帯のときは受けられていた子育てサービスとか負担軽減措置について、施行について当町はどのような状況なのかをお聞きいたします。

それから、施行は23年1月1日ということですので、専決する理由には当たらないのでは

ないかと思うんですけれども、4月1日施行の分があるということでやったのか、それとも1つの税法改正ということでやったんだと思いますけれども、分離してこのような重大な問題について専決ということはやるべきではないと思うんですけれども、専決にした理由をお聞きいたします。

それから、第44条第2項と3項ですけれども、21年度から始まった個人の住民税の年金特徴についての規定ですけれども、この年金特徴者の数、それからこの改正で年金特徴でなくなる人数の見込み数についてお聞きいたします。

それから、44条第4項で、65歳以上の町県民税の年金特徴を継続するための条文追加がされていますけれども、これは時限立法なのかどうか、確認をしたいと思います。

それから、54条の6項ですけれども、ここで削除されているわけですが、削除される地方開発事業団という規定が削除になるわけですが、地方開発事業団が廃止されたということですが、具体的にこの地域に身近な関係があるものがあつたら教えてください。

54条第7項では、地方税法施行規則の改正で項ずれが生じたための改正との説明だったんですけれども、閲覧の基準の中で増えているんですけれども、何が閲覧基準の中で増えたのか教えてください。

それから、95条と附則の第16条でたばこ税の引き上げについて出ていますけれども、このことで、1箱当たり100円ぐらいの値上げになると見込まれるという説明が前の全協であったんですけれども、今の売り上げ状況で見た場合、どれだけ町に増収が見込まれるのか、お聞きいたします。

また、その増収分で喫煙者への健康保持支援策などを何か対策を講じる考えがあるかどうか、伺います。

それから、附則第19条の3ですけれども、個人の株式市場への参加を促進する観点から、非課税口座内の少額上場株式に係る配当所得及び譲渡所得などの非課税措置導入に伴う条文の追加との説明だったんですけれども、これが当町での影響、やっている状況がありましたら教えてください。

以上です。

議長（板谷 信君） 税務課長。

税務課長（筒井佳仙君） それでは、鈴木議員の質問にお答えいたします。

まず最初の19条と31条の法人税の改正の内容についてですけれども、大法人の100%子会社に対しましては中小企業向けの特例適用が廃止というか、見直されるなど、グループ法人に対する課税の見直しが今回の改正の主なものです。それで、地方税に影響する法人税の改正につきましては、精算課税制度というのが廃止されたものです。

次に、36条の3と同条3の3についての年少扶養の廃止ですけれども、年少扶養の廃止になるのは、所得税が平成23年分から、住民税が平成24年度からです。24年度負担増となる世

帯は平成22年度と同一といたしますと390世帯ほどが負担増となりますが、子ども手当がこの負担増を上回りますので、トータルでは負担増となりません。

次に、控除廃止により非課税であった世帯が課税になる世帯という質問ですが、22年度の課税データを見たところでは、非課税から課税になる世帯はありませんでした。

次に、非課税世帯が受けられるサービスや負担軽減措置についてですが、これが変わらないように、これまで非課税の人は例え課税になってもこれまでどおりのサービスが変わらないようにするのが今回の条例改正の目的ということです。

次に、専決処分した理由についてですが、地方税法が4月1日で改正施行されているので、地方税法に合わせる必要があるということで、今回専決処分させていただきました。

次に、44条の2項、3項で、年金特徴者の数ですが、21年度当初で453人おりました。それで、次の年金特徴でなくなる人数の見込みということですが、年金特徴の方がこれまでどおり年金特徴を続けるようにするための条文改正が44条の4項でなされていますので、年金特徴でなくなる人はおりません。

次に、年金特徴は時限立法かということですが、そうではありません。

次に、54条の5で削除する地方開発事業団とは何かというご質問ですが、これは複数の地方公共団体で住宅や工業用水道、道路などの事業を行うために設置される行政組織であります。

次に、閲覧基準で何が増えたのかというご質問ですが、これは電子申告された資料を見られるようになったという一文が入ったために頂ずれが生じたものです。

次に、たばこ税の値上げの増収見込みですが、これについては平成10年から3回、たばこ税の引き上げが行われておりますが、税収はほぼ横ばいでありまして、ですから、今回も増収は見込んでおりません。

次に、喫煙者の支援ということですが、これは増収と見込んでおりませんので、これはなしということです。

最後の上場株式の非課税口座の件ですが、町内で非課税口座をされる方は多分数名程度ではないかと予想されますので、影響額は多くも数万円と予想されます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（板谷 信君） 質疑ありませんか。10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） 鈴木です。再質問します。

4月の全協で配付された資料をもとに先日全協に持って行かなかったものから、全くきょう聞いた、ほかの方は持って行かれたんだと思うんですが、私も持って行かなかったもので質問ができなくて、今回質疑通告をしたんですが、幾分何か所かで勘違いをしているところが今、課長の答弁によって、勘違いだなと思うところもかなりあったんですが、2点目の36条の3の2と同条3の3というところの質問に対するお答えで、390世帯が負担増になる見込みだけれども子ども手当の方が額が上回るので、

負担増になる世帯はないというお答えだったんですけれども、本当にそうなんですか。ちょっとわからないんですけれども、世間では報道など、テレビとか新聞などでもよく子供がいらっしやらないお宅の扶養家族控除がなくなって、もうそれは丸々負担増になるよとか、それから、ここ年少者だけだから国のほうの制度では負担増が起きるといことなんですか。そこがちょっと、町の地方税法では年少扶養親族の扶養控除がなくなるということだけだから、だから、その点では負担増は負担が増えることはないということなんですか。

それともう一つ、同じ続きなんですけれども、子ども手当というのは、月2万6,000円交付すると言っていたのを、今年度は1万3,000円しか、半額しか交付しないということで、来年度もわからないというか、もう交付しないよと、地方自治体に子育てのための支援金みたいなもので交付するというふうに言われているものですから、個人のところには2万6,000円は来ないわけなんですけれども、それでも児童手当が今までは1万円、中学生までの子供さんですけれどもあって、そういうところの子供さんにとっては、子供さんをお持ちのお宅では、1万3,000円だから、1万円に比べると3,000円しか増えない。5,000円のお宅もあったんですけれども、そういうことで、そんなに実際には増えていないわけですね。そこで、こういう年少扶養親族の控除の廃止があっても、なお本当に負担増にならないのかどうか、それを差し引きしても、その点を確認いたします。

議長（板谷 信君） 税務課長。

税務課長（筒井佳仙君） 年少扶養に関しては、2万6,000円が今後どうなるかという問題になりますけれども、2万6,000円という金額であれば負担増になる家庭はありません。

（「1万3,000円なら」の声あり）

税務課長（筒井佳仙君） ですから、トータルでは増えないということによろしいですか。

（「1万3,000円で」の声あり）

税務課長（筒井佳仙君） ですから、1万3,000円とすると人によって増える方があるかと思えますけれども、それは所得税は子ども手当が満額支給される23年から施行されますので、今年度課税されるわけではないので負担増となる家庭はありません。

議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） わかりました、今の説明で。

要するに、今年度のことを見て負担増にはならないというお答えだったということですね。だけど、今年もらう分で来年度の課税になる分では負担増もあり得るということですか。来年度はもう今の政権、交代することはありませんし、選挙公約マニフェストにも2万6,000円の全額支給は消えてしまっていますし、個人へ子供1人当たり2万6,000円来るといことはないというふうな状況ですよ。1万3,000円が来年度ずっと継続されても、今まで控除されていた33万円ですか、控除されていたわけでしょう、扶養親族控除。それを差し引いても負担増にはならないという見通しなんですか。

議長（板谷 信君） 税務課長。

税務課長（筒井佳仙君） 子ども手当が2万6,000円が現金で支給されるかどうかという今、議論がなされておりますが、2万6,000円であれば負担増にはなりません。

議長（板谷 信君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第1号、専決処分した事件の承認について（川根本町税条例の一部を改正する条例について）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、承認第1号、専決処分した事件の承認について（川根本町税条例の一部を改正する条例について）は承認することに決定しました。

日程第4 承認第2号 専決処分した事件の承認について（川根本町
国民健康保険税条例の一部を改正する条例に
ついて）

議長（板谷 信君） 日程第4、承認第2号、専決処分した事件の承認について（川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（佐藤公敏君） 承認第2号、専決処分した事件の承認について、川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、専決処分の承認を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

議案12ページ、新旧対照表の18ページをごらんください。

地方税法の一部を改正する法律等が平成22年3月31日に公布され、平成22年4月1日施行されるに伴い、川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により、同日専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認をお願いするものでございます。

改正内容としましては、特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の算定に係る所得割のうち、給与所得について、100分の30として適用するものであります。

そして、この特例対象被保険者等の認定に関する必要認定書類等を定めるものであります。

また、他については、地方税法の一部改正に伴う根拠条例のずれを改めるものや文言の整備を行うものであります。

以上、御報告申し上げ、よろしく御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） 鈴木です。

自発的失業者の国保税を給与所得の100分の30で計算するという軽減措置の創設に伴う条例改正ですけれども、通告をされていて、この点を昨日確認をしまして、軽減の対象者がリストラによる人たちだったら対象にすべてなるのかということで、通告はリストラなら減少額が幾ら減少していてもわずかしか減少していなくても基準が対象になるのかというような通告を出しました。でも、昨日の課長さんの説明では、リストラされていて現在も失業中の人に限るんだということで納得をしましたので、その次、もう1点の国保会計の収入減に対して国保会計、結局収入減るわけですね。それに対して国から何らかのこの補てんとか対策があるのかどうか、その点を確認いたします。

議長（板谷 信君） 生活健康課長。

生活健康課長（西村 一君） 今の御意見ですけれども、この軽減について、どのような形で補てんされるかということだと思えますけれども、軽減額については本算定をまだ行っておりませんのでちょっとここではわかりませんが、この国保の特別調整交付金等でその分については補てんされるということになっておりますので、御了承願いたいと思います。

以上です。

議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第2号、専決処分した事件の承認について（川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(板谷 信君) 起立全員です。

したがって、承認第2号、専決処分した事件の承認について(川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について)は承認することに決定しました。

日程第5 報告第1号 平成21年度川根本町一般会計繰越明許費繰越計算書について

議長(板谷 信君) 日程第5、報告第1号、平成21年度川根本町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

繰越明許費繰越計算書については、報告議案です。

本案について、町長からの報告を求めます。町長。

町長(佐藤公敏君) 報告第1号について御報告申し上げます。

報告第1号は、平成21年12月定例会、平成22年2月臨時会及び3月定例会において御承認をいただきました地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業、きめ細かな臨時交付金事業等に係る平成21年度川根本町一般会計繰越明許費について、繰越計算書のとおり確定しましたので報告をするものです。

第2款総務費、第1項総務管理費、事業名、川根本町役場本庁舎太陽光発電施設設置事業は、翌年度繰越額2,632万1,000円、北部地域振興センター太陽光発電施設設置事業は、1,256万1,000円、川根本町役場庁舎屋上防水改修事業は、翌年度繰越額3,843万円であります。

第3款民生費、第2項児童福祉費、事業名、子ども手当システム改修事業は、翌年度繰越額356万1,000円です。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、事業名、簡易水道事業特別会計繰出金、南部簡易水道田代地区配水管布設替事業分につきましては、翌年度繰越額1,200万円であります。

第6款農林水産業費、第2項林業費、事業名、美しい森林づくり基盤整備交付金事業、林道寸又線改良事業は、翌年度繰越額1億3,339万2,000円、原山治山事業は、翌年度繰越額150万円、作業道維持補修事業は翌年度繰越額600万円、林道維持補修事業は1,420万円であります。

第7款商工費、第1項商工費、事業名、寸又峡遊歩道落石防護網設置事業は、翌年度繰越額800万円、温泉事業特別会計繰出金、寸又峡温泉引湯管布設替事業分は、1,000万円です。

第8款土木費、第2項道路橋りょう費、事業名、町道維持修繕事業は、翌年度繰越額300

万円、道整備交付金事業、町道小長井田代線舗装工事は560万円、町道改良事業は1,834万円、地域活性化きめ細かな臨時交付金事業の町道維持補修事業は、翌年度繰越額810万円です。

第4項住宅費、事業名、町営住宅維持修繕事業は、翌年度繰越額5,664万円です。

第9款消防費、第1項消防費、事業名、常備消防事務委託業務、救助工作車更新負担分は、翌年度繰越額1,332万3,000円、地域活性化きめ細かな臨時交付金事業の常備消防事務委託業務（島田消防本部庁舎前拡張工事負担分）は、翌年度繰越額127万5,000円、防災行政無線中継局蓄電池交換事業は、翌年度繰越額430万5,000円、全国瞬時警報システム設置事業は、翌年度繰越額968万1,000円です。

第10款教育費、第2項小学校費、事業名、電子黒板機器購入事業は196万円、理科等教育設備整備事業は、翌年度繰越額278万3,000円、小学校体育館維持修繕事業は、翌年度繰越額607万円です。第3項中学校費、事業名、電子黒板機器購入事業は98万円、理科等教育設備整備事業は、翌年度繰越額164万9,000円、中川根中学校校舎等改修事業は、翌年度繰越額781万2,000円です。

第11款災害復旧費、第1項農林水産施設災害復旧費、事業名、林道家山線災害復旧事業は818万円、林道平田線災害復旧事業は5,029万円です。

以上、繰越明許費について報告いたします。

議長（板谷 信君） これで報告は終わりました。

これについては、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、町長が議会へ報告するものですので、御了承ください。

日程第6 報告第2号 平成21年度川根本町一般会計事故繰越し繰越計算書について

議長（板谷 信君） 日程第6、報告第2号、平成21年度川根本町一般会計事故繰越し繰越計算書についてを議題とします。

事故繰越し繰越計算書については、報告議案です。

本案について、町長からの報告を求めます。町長。

町長（佐藤公敏君） 報告第2号は、平成21年度川根本町一般会計事故繰越しについて報告するものです。

第7款商工費、第1項商工費、事業名、塩郷駅前駐車場整備工事につきましては、地権者との協議に不測の日数を要し、年度内完成が難しくなったため事故繰越しとさせていただきます。

翌年度への繰越額は368万5,000円です。よろしくお願ひします。

議長（板谷 信君） これで報告は終わりました。

これについては、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、町長が議会へ報告するものですので、御了承ください。

日程第7 報告第3号 平成21年度川根本町簡易水道事業特別会計
繰越明許費繰越計算書について

議長（板谷 信君） 日程第7、報告第3号、平成21年度川根本町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

繰越明許費繰越計算書については、報告議案です。

本案について、町長からの報告を求めます。町長。

町長（佐藤公敏君） 報告第3号は、本年3月定例会において御承認をいただきました平成21年度川根本町簡易水道事業特別会計繰越明許費について、繰越計算書のとおり確定しましたので報告をするものです。

第2款水道事業費、第2項水道建設費、事業名、町道小長井田代線拡幅工事に伴う送水管布設替事業は、翌年度繰越額301万4,000円、地域活性化きめ細かな臨時交付金事業南部簡易水道田代地区配水管布設替事業は1,670万円です。

以上でございます。

議長（板谷 信君） これで報告は終わりました。

これについては、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、町長が議会へ報告するものですので、御了承ください。

日程第8 報告第4号 平成21年度川根本町温泉事業特別会計繰越
明許費繰越計算書について

議長（板谷 信君） 日程第8、報告第4号、平成21年度川根本町温泉事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

繰越明許費繰越計算書については、報告議案です。

本案について、町長からの報告を求めます。町長。

町長（佐藤公敏君） 報告第4号は、本年3月定例会において御承認をいただきました平成21年度川根本町温泉事業特別会計繰越明許費について、繰越計算書のとおり確定しましたので報告をするものです。

第2款温泉事業費、第1項温泉事業費、事業名、地域活性化きめ細かな臨時交付金事業寸又峡温泉引湯管布設替事業は翌年度繰越額1,000万円です。よろしく申し上げます。

議長（板谷 信君） これで報告は終わりました。

これについては、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、町長が議会へ報告するものですので、御了承ください。

日程第9 議案第30号 川根本町職員の勤務時間、休暇等に関する
条例及び川根本町職員の育児休業等に関する
条例の一部を改正する条例について

議長（板谷 信君） 日程第9、議案第30号、川根本町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び川根本町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（佐藤公敏君） 議案第30号、川根本町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び川根本町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明をいたします。

議案20ページから34ページをごらんください。

新旧対照表は、24ページから42ページとなります。

国の法律である育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律、平成21年法律第65号、並びに国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律、平成21年法律第93号による地方公務員の育児休業等に関する法律、平成3年法律第110号の一部改正が平成22年6月30日から施行されます。

これらの一部改正により、川根本町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び川根本町職員の育児休業等に関する条例の一部の改正が行われるものですが、改正趣旨は次のとおりです。

最初に、川根本町職員の勤務時間、休暇等に関する条例、第8条の3の改正につきましては、3歳以下の子供を持つ職員の請求があった場合には、家に他に面倒を見る者がいたとしても、災害などの特別な理由がある場合を除き、時間外勤務をさせてはなりません。

また、小学校以下の子供を持つ職員についても、同様に職員の請求があった場合には、家に他に面倒を見る者がいる場合でも1カ月で24時間、1年間で150時間以上の時間外勤務時間の制限が設けられます。

さらに同条の改正におきまして、家に介護すべき方がいる場合、職員の請求があった場合には、育児と同様に時間外勤務の制限を行わなければならないこととなります。

次に、川根本町職員の育児休業等に関する条例についてですが、第2条の改正につきましては、これまで配偶者が育児を行っていた場合には育児休業をとることができませんでした

が、今回の改正により配偶者ととも育児を行うことができるようになります。

この改正は、第9条の育児短時間勤務についての改正も同様です。

次に、第2条の2の条文の追加ですが、子供が生まれた日から起算して57日間以内に最初の育児休業をとった職員は、特別な理由がなくても、子供が3歳に達する日までに再度の育児休業をとることができるようになります。

次に、第3条の改正では、育児休業をとってから3カ月を経過している場合には、特別な理由がなくても再度の育児休業をとることができるようになります。

この改正は、第10条の育児短時間勤務についての改正も同様です。

次に、第5条の改正は、育児休業をとっていた職員とは別な者がその子供の面倒を見ることができるようになった場合、これまでは育児休業が取り消されることとなっていました、改正によって一緒に育児をすることができるようになります。

この改正は、第13条の育児短時間勤務についての改正も同様です。

次に、第14条の改正ですが、育児短時間勤務をとっている職員についても、時間外勤務を行うことがあります、その時間外勤務を行った場合の手当の基準を規定したものです。

この改正は、第19条の任期付短時間勤務職員の規定についても同様です。

次に、第20条の改正ですが、育児休業等と同様に、部分休業をする職員についても配偶者と一緒に部分休業をとることができるようになります。

最後に、附則ではこの改正前に出された育児計画についての経過措置について規定されています。

以上、川根本町におきまして、国の法律改正に伴う条例の規定の整備を行う改正案を上程するものです。

御審議のほどをよろしくお願いいたします。

議長（板谷 信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） 鈴木です。

この条例改正で休暇をとられる職員が増えることが予想されるというか、増えてほしいわけですし、気軽にまた使えるようにしていかなければいけないわけですがけれども、そのためにも自分が休むと、例えば夫婦で2人休むと職場への影響、仕事への影響など気になって、やっぱり遠慮してしまうというか、とれない状況になるということを行政として、町長としてどのようにそういうことを解消するために考えておられるのか、お聞きいたします。

そしてまた、これは公務員の特権ということで終わってはいけないことだと思うんです。公務員だけいいなと思われるようではよくないわけで、このことが民間、一般のほかの職場にも波及していったら、どの職場でもこういうことができるようになれば子育てが本当に楽しくなって、夫婦と一緒に子育てできるよというそういう楽しい子育て、あるいは子供が増えることにつながっていくために、これは非常に重要な改正だと思うんです。行政がそのこと

を民間に広げていけるように、どのような見通しというんですか、民間のほうの対応とか考えておられるのか。もし考えがあったらお聞きしたいと思います。

議長（板谷 信君） 総務課長。

総務課長（西村太一君） それでは、前段の方であります。

まず最初に、今回の改正では、主として配偶者や面倒を見る人の有無にかかわらず育児や介護にかかわる休業をとれるようなことになることです。鈴木議員の御質疑の休暇をとる職員が増えた場合の職員や職場への影響はどうかという御質疑だったと思いますけれども、これまでの場合、育児休暇や部分休暇を職員がとった場合、その休暇が長期にわたる場合や業務が多忙となる場合などは臨時職員を雇用して対応しております。今回の場合でも、部分休業や育児休暇を申請するケースが考えられますが、これまで同様に所属する課において業務の影響を考えていただき、必要に応じては課内の配置替え等で対応したいと現在のところは考えていく必要が出てくると思います。

なお、今回の改正による育児等に関する休暇の権利も、これまで同様、職員の当然の権利として与えられるものでありますので、その権利を拒むことはできません。あくまでも職員の権利としての休暇を認めた上で、所属課長とも協議の上、業務のスムーズな進行管理に基づいた対応をしていきたいと考えております。

後段の件でございますけれども、後段の件につきましては、民間の対応はということでございますけれども、やはり民間についてはそれぞれの都合がございますけれども、模範となるような私どものほうの対応をしていく予定でございます。

議長（板谷 信君） 質問ありませんか。10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） 町の場合は当初予算というのがありますけれども、臨時の支出に対して、必要に対して、また増額補正とかできるわけですね。こういう休暇をとって広がることによって、臨時職員の採用とかそういう必要性が出てきたら、もし当初予算になれば補正も組んでいくということになると思うんですよ。ところが、民間の模範になるようにということで、模範にしたいわけですがけれども、民間の場合は非常に厳しい経営状態の中でやりくりしているわけですね、実態としては。そういう中で、例えば公共事業などの発注に対して、諸経費、見積もりですか、何かあると思うんですけれども、そういうところでこういう事態が発生したときには諸経費の増加もあるよとか、そういうふうな対応も考えられるかどうか、再度お聞きいたします。

議長（板谷 信君） 総務課長。

総務課長（西村太一君） 非常に難しい質疑でありまして、私個人的にもそういうことを言っているのかどうか、ちょっとわかりませんが、これはやはり民間の運営の中で図っていくことですし、またうちの方がこのような対応をしているのでお宅の会社さんも同じような対応をお願いしますよということを強要することはちょっと無理かと思えます。

ただ、それに対する行政は今後どういうふうな手だてをするかというのは、そういうこと

も今ちょっと検討してございませんので、やはりそういうのも検討するというんですか、相談には乗っていききたいなとは私は思います。

議長（板谷 信君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第30号、川根本町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び川根本町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第30号、川根本町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び川根本町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第31号 川根本町国民健康保険条例の一部を改正 する条例について

議長（板谷 信君） 日程第10、議案第31号、川根本町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（佐藤公敏君） 議案第31号、川根本町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

議案35ページ、新旧対照表44ページをごらんください。

平成22年5月19日に国民健康保険法等の一部を改正する法律及び医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令が施行されたことに伴う根拠条例のずれを改めるものであります。

以上、川根本町国民健康保険条例の一部を改正する条例について説明を終わります。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

議長（板谷 信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） 根拠法である国保法施行令とか、改正があって、条文にずれが出てきたので改めるということで、第7条第1項中の法第72条の5を72条の4に改めるというふうに出されているんですけども、これだと1条、何かが根拠法の方で抜けたということになるんですけども、そここのところの説明をお願いいたします。

議長（板谷 信君） 生活健康課長。

生活健康課長（西村 一君） この72条の4項を削るというものなんですけれども、これは厚生大臣が指定しました著しく運営の安定を欠く市町村は基準超過費用額の2分の1を国保会計に入れなければならないという項目がありまして、当町については特に影響はないと思います。

以上です。

議長（板谷 信君） 答弁答えていますか。欠けたところ、削除された条項はどこだということを知っています。10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） もう一度確認しますけれども、非常に重大な削除だなと思いながら聞いたんですけども、著しく国保運営が困難な市町村、保険者ですね。一般会計から2分の1を繰り入れるとなっていたのを削除するということですか。もう繰り入れなくていいと。それは繰り入れなくて、国保会計だけで著しい運営の困難を乗り越えなさいということになったということなんですか。

議長（板谷 信君） 生活健康課長。

生活健康課長（西村 一君） これは、この欄では基準超過額、一応それ以上悪いところについては、その以上を繰り入れなければならないと、基準以上のものを繰り入れなければならないというのがなくなったということなんですけれども、このほかに、先ほどもお話ししました特別調整交付金等で支援するということになっていきますので、この欄についてはなくなったというふうに解釈します。

議長（板谷 信君） 確認します。72条の4項がなくなったということですね。削除されたということですね。

（「はい、そうです」の声あり）

議長（板谷 信君） 繰り上がったということ。

ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第31号、川根本町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(板谷 信君) 起立全員です。

したがって、議案第31号、川根本町国民健康保険条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第32号 静岡地方税滞納整理機構を組織する地方
公共団体の数の減少について

議長(板谷 信君) 日程第11、議案第32号、静岡地方税滞納整理機構を組織する地方公共団体の数の減少についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

町長(佐藤公敏君) 議案第32号、静岡地方税滞納整理機構を組織する地方公共団体の数の減少について、提案理由の説明を申し上げます。

議案の36ページをごらんください。

静岡地方税滞納整理機構を組織する地方公共団体の数の減少について、今回の変更は、芝川町と新居町がそれぞれ富士宮市と湖西市に編入したことに伴い、静岡地方税滞納整理機構を組織する関係地方公共団体の議会の議決が必要なため、本議会の議決をお願いするものです。

よろしく御審議のほどをお願いし、提案理由の説明とさせていただきます。

議長(板谷 信君) 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(板谷 信君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(板谷 信君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第32号、静岡地方税滞納整理機構を組織する地方公共団体の数の減少についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(板谷 信君) 起立全員です。

したがって、議案第32号、静岡地方税滞納整理機構を組織する地方公共団体の数の減少については原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第33号 静岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について

議長(板谷 信君) 日程第12、議案第33号、静岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

町長(佐藤公敏君) 議案第33号、静岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について、提案理由の説明を申し上げます。

議案の37ページをごらんください。

静岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について、芝川町と新居町がそれぞれ富士宮市と湖西市に編入したことに伴い、静岡県後期高齢者医療広域連合を組織する関係地方公共団体の議会の議決が必要なため、本議会の議決をお願いするものです。

よろしく御審議のほどをお願いし、提案理由の説明といたします。

議長(板谷 信君) 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(板谷 信君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(板谷 信君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第33号、静岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(板谷 信君) 起立全員です。

したがって、議案第33号、静岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少については原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。

再開は10時半にします。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時30分

議長(板谷 信君) それでは、休憩前に引き続いて会議を再開いたします。

日程第13 議案第34号 平成22年度川根本町一般会計補正予算
(第1号)

議長(板谷 信君) 日程第13、議案第34号、平成22年度川根本町一般会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

町長(佐藤公敏君) 議案第34号、平成22年度川根本町一般会計補正予算、第1号の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,674万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億3,174万6,000円としたいものであります。

今回の補正予算は、緊急雇用創出事業臨時特例対策事業費補助金事業、町道改良事業の追加、日本脳炎ワクチン接種、子宮頸がんワクチン扶助費の増額及び国民健康保険事業特別会計の本算定によるものが主なものであります。

それでは事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

事項別明細の一般9ページをごらんください。

第2款総務費、第1項総務管理費は、14万3,000円の増額です。これは、2団体から自然環境保全及び環境改善事業へ活用していただきたいとのことで寄附があったため、この目的に合った、水と森の環境保全基金へ積み立てをさせていただくものです。

第3款民生費、第1項社会福祉費は、310万9,000円の増額です。これは、国民健康保険事業特別会計の本算定に伴う繰出金を追加させていただくものです。

第4款衛生費、第1項保健衛生費は、390万3,000円の増額です。これは、日本脳炎について国からの指導により平成17年度より積極的な勧奨を差し控えてきましたが、平成21年6月に定期予防接種に使用可能な新たなワクチンが位置づけられ、平成22年4月、生後6カ月から90カ月に至る子供を積極的な勧奨の対象とすることになったことに伴い補正するものです。また、本年度から開始しました子宮頸がんワクチン接種扶助につきましては接種希望者が多く、また今回中学生までの5,000円の定額負担額を高校生まで拡大するために増額をお願いするものです。第2項清掃費は63万9,000円の増額です。これは、先日報告させていただきました収集運搬車の事故により、その車両修繕中の作業において代替車両の借上料をお願いするものです。

第6款農林水産業費、第1項農業費は、97万円の増額です。これは、平成21年度に実施しました農道杉崎北線において一部地役権が設定されており、その解除に時間を要したため21年度中に登記ができなかったため、今回お願いするものです。第2項林業費は、1,204万4,000円の増額です。これは緊急雇用創出事業臨時特例対策事業費補助金事業として、森林経路整備事業業務及び森林調査事業業務の追加をお願いするものです。

第7款商工費、第1項商工費は、928万5,000円の増額です。これは、地域経済活性化として本年度から実施しております住宅リフォーム推進事業補助金の要望が多いため追加、緊急雇用創出事業臨時特例対策事業費補助金事業の中の地域人材育成事業として富士山静岡空港等からの外国人観光客対策としての観光ガイド育成事業及び千頭温泉調査費用分の温泉事業特別会計繰出金をお願いするものです。

第8款土木費、第2項道路橋りょう費は、2,660万円の増額です。これは、接岨トンネル照明取り替え費用、地名中央線舗装工事、千頭沢間線改良工事の事業費の増額、瀬沢境川線改良工事の追加と3月議会において地域活性化公共投資臨時交付金を町道改良事業分としてまちづくり基金に積み立てた1,758万2,000円を活用し、久野脇島線改良工事の増額及び上長尾高郷線改良工事の追加をお願いするものです。

第10款教育費、第2項小学校費は、307万5,000円の減額です。これは、地域活性化きめ細かな臨時交付金事業中央小学校体育館屋根塗装工事重複事業費307万5,000円について、平成22年度予算から全部を減額するものです。

第3項中学校費は、687万2,000円の減額です。これは、地域活性化きめ細かな臨時交付金事業中川根中学校校舎改修工事重複事業費781万2,000円について、平成22年度予算から全部を減額、本川根中学校格技場耐震診断業務委託料の追加をお願いするものです。

続きまして、歳入について説明いたします。

事項別明細の一般5ページをごらんください。

第13款国庫支出金、第1項国庫負担金は12万1,000円の増額です。これは、国民健康保険

事業特別会計の本算定に伴う保険基盤安定負担金を追加するものです。

第14款県支出金、第1項県負担金は、220万9,000円の増額です。これは、国民健康保険事業特別会計の本算定に伴う保険基盤安定負担金の追加によるものです。

第2項県補助金は、1,708万4,000円の増額です。これは、緊急雇用創出事業臨時特例対策事業費補助金事業3事業の追加によるものです。

第16款寄附金、第1項寄附金は14万3,000円の増額です。これは、自然環境保全及び環境改善事業へと2団体から寄附があったものです。

第17款繰入金、第1項特別会計繰入金は、5,000円の増額です。これは、国民健康保険事業特別会計の平成21年度の精算に伴う繰入金を追加するものです。

第2項基金繰入金は1,758万2,000円の増額です。平成21年度国の補正予算である地域活性化公共投資臨時交付金の一部を3月議会において平成22年度の町道改良事業分としてまちづくり基金へ積み立てた分を今回繰り入れるものです。

第18款第1項繰越金は、960万2,000円の増額です。前年度歳計剰余金の一部を追加補正するものです。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（板谷 信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

今回提案された補正予算ですけれども、非常にいい点があっただけでうれしかったですけれども、それは子宮頸がんワクチンが県内でうちの町だけということで、静新にも2回ぐらい載りましたし、あちこちからの問い合わせが行政にも来ているし、私のところにも来ているんですけれども、そういうことで増額されるというところでもありがたい補正が上がっています。

その一方で、緊急雇用創出臨時特例対策補助金、県の補助金ですけれども、これが農林水産費とか商工費に充てられているわけですけれども、この説明では、これが将来の雇用確保とか町の活性化につながっていくのかどうか、とても確信が持てないものですから再度質問を通告いたしました。

最初に、6款1項7目の12節、これはそれとは関係ないんですけれども、わからないところを確認したいと思います。登記手数料97万円についてですけれども、ちょっと高いなと思ったものですから、これは質問を通告しました。積算根拠と買い上げるときには登記できなかったものが今回できるようになったので行うという説明だったんですけれども、そのできるようになったという理由を、説明をお願いいたします。

それから、次が同じページですけれども、6款2項4目の13節、細節4の森林経路整備業務委託料602万2,000円と、次の細節5の森林調査業務委託料、同額の602万2,000円なんですけれども、この点が先ほど最初に述べた点ですけれども、まず最初の方の森林経路の方ですけれども、4人の方を4カ月間雇用して、300人工を見ている。それから、指導員が50人工

プラス諸経費の積算だということなんですけれども、新規雇用に半分以上使うという説明もありました。そのことがちょっとよくわかりませんので、その新規雇用に半分以上使うということの説明と、事業内容や、仕事の内容ですね。事業というか、それと場所はどこを想定しているのか。それから、この職員については臨時職員、委託になっているから臨時職員ではないでしょうけれども、委託先に工房などを義務づけるのかどうか、その点についてお聞きいたします。

それから、次の森林調査業務委託料の同額ですけれども、それも調査の目的と調査してどうするのか、活用をどのように考えているのか、そのことについて再度確認をいたしたいと思います。

次に、4点目の質問ですけれども、観光ガイドの緊急創出事業のもう1つですけれども、観光ガイド養成委託料の504万円についてですけれども、この積算根拠と今後の取り組みについてお聞きをいたします。

それから、最後ですけれども、最後の1点は通告をしていません。通告の要件である法令、金額などに関係ないものですので、1点お聞きいたします。

それは12ページの8款土木費、2項1目道路維持費の15節工事請負費で250万円の工事について、工事内容を確認したいんですけれども、地名中央線舗装工事で当初予算が300万円とあってあったんですけれども、それにプラスして延長をすることですけれども、延長の理由としてダンプカーなどの出入りが多いので施工箇所を延長したいという説明でしたけれども、このダンプカーの出入りというのは主には長島ダム溜まった土砂を運んで、地名のところ、塩郷ダムの下に置いているという話を前に聞いたんですけれども、そういうことのためのダンプの出入りが多いんじゃないかというふうに考えました。それで、そうなのかどうか確認したいんですけれども、それから、こういうダンプというと、町内の工事ではあまりないのではないかと思うんですけれども、そのダンプの出入りが多いということで、土木事務所などとの交渉や協議は行わないのかどうか、お聞きいたします。

以上です。

議長（板谷 信君） 建設課長。

建設課長（大石守廣君） それでは、建設課の関係いたします質問につきまして回答をいたします。

まず最初に、6款1項7目の11節登記委託手数料97万円についてでございますけれども、この積算根拠、買い上げるときに登記できなかったものができるようになったことの説明という御質問でございますけれども、これは先ほどの町長からの提案理由の繰り返しということになりますけれども、平成21年度に徳山地内におきまして実施をいたしました農道杉崎北線の用地にかかわるものでございまして、この工事箇所の上空には中部電力の送電線が通っており、その下の用地の一部につきまして地役権が設定をされておりました。この地役権を解除しないと所有権の移転登記をすることができないということで、地役権解除の進

めましたけれども、その解除に不測の日数を要し、平成21年度中に移転登記ができませんでしたが、今回解除の手續が完了し、移転登記ができるということになったものであります。

それともう1つですが、積算根拠という御質問もございましたけれども、今回の補正にかかりますものは杉崎北線の用地に關しましての分筆登記、それから所有権移転登記にかかわる費用ということでございますけれども、これは土地家屋調査士と司法書士に対してお支払いをするものでございます。内訳といたしましては、土地分筆登記代20件分、それから境界杭の設置費用、また所有権移転のための書類作成業務、これらの費用等が主なものとなっております。

それから、8款2項1目の道路維持修繕の關係でございますけれども、町道地名中央線を通して現在地名付近の大井川へ大型ダンプが砂利を運搬をしておりますけれども、この砂利は長島ダムからの堆積土砂ではないのかという御質問でございますけれども、長島ダムの堆積土砂につきましては、現在運搬方法等を検討中とのことございまして、搬出は現在まだ始まってはおりません。現在運んでおりますのは、砂利組合が県の許可を得まして、大井川の上流で砂利を採取し、それを地名の付近にあります砂利のストックヤードまで運搬をしているものと思われまゝ。

また、町道につきましては公道でございますので、ダンプを含む車両の通行により路面等が傷んだ場合には、管理者であります町が補修をするということになります。

建設課は以上です。

議長（板谷 信君） 産業課長。

産業課長（鈴木一男君） 鈴木議員の質問にお答えします。

6、2、4の13節ですが、町有林林業経路整備業務委託です。町の基幹産業であります林業の従事者を育成、雇用に結びつけることを目的としております。失業者4名を4カ月程度雇用し、町有林の今回は旧本川根地内5カ所の町有林において、林業施業を行うための経路整備を実施いたします。

それから、新規雇用に半分以上使うとの説明ということなんですが、これはこの交付金の緊急雇用創出臨時交付金事業での2分の1以上新規雇用を使うという条件となっていると聞いております。

それから、町有林の森林調査業務委託ですが、町の基幹産業である林業の従事者を育成し、雇用に結びつける。森林経路整備事業と同じような目的になりますが、失業者4名を4カ月程度雇用し、林業施業技術を習得させるために町有林の実態を把握するよう森林調査を実施いたします。

なお、この調査では、将来のF S Cの森林認証林とするための準備も目的の一つであります。

以上です。

議長（板谷 信君） 商工観光課長。

商工観光課長（羽倉範行君） 7款1項3目の13節観光ガイド養成委託料504万円の積算根拠と今後の取り組みということで御質問がありました。委託料504万円の積算根拠ですが、まだ県のほうへの補助金申請中ですので概算要求の段階ですが、内容としまして、ガイドの新規雇用者2名分を6カ月間雇用を継続しております。これに対する人件費を302万4,000円、それから研修費用として研修会、あるいは講習会等の参加費用と観光協会とか旅館、あとはJTBなどの事業所での現場研修費用に126万円。それで、この養成にかかわる指導員1名分の人件費を約60日分、75万6,000円。合計で504万円の予算要求となっております。概算要求の段階でありますので、研修先等まだ未定であります。予算的に流動的であることを御承知願いたいと思います。

今後の取り組みですが、今年度は中国の観光客を対象にしましてガイド養成を計画しましたが、現在、台湾、韓国からの観光客も見られます。この事業は平成23年度までの事業でありますので、来年度も状況を見ながら、ほかの外国人に対応できるような受け入れ体制を進めていきたいと考えております。

以上です。

議長（板谷 信君） 質疑ありますか。10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） 再質問させていただきます。

記憶に新しいところから。最後のところですが、観光ガイドの養成ということで、来年度23年度も継続できるという説明ですが、ちょっと課がまたぎますけれども、同じ緊急雇用創出臨時特例対策の事業が来年度も続くということでしょうか。また、同じように補助金が1,700万円、金額は違うかもしれないけれども、先ほどの林業のほうでも入っていますけれども、それも継続できるということなんでしょうか。

それから、2点目ですが、観光ガイドさんを2人委託するということですね、採用して。2人というふうに考えたのはなぜなんですか。全協でもちょっと聞いたんですけども、もう少しグループ的なものを育成していくということを考えなかった理由を知りたいんですけども、例えば町内に住んでおられる中国人の奥さんというふうなこともちょっと説明があったんですけども、そういうことになりますと、やはり臨時的にこの期間だけ働くということでは、なかなかできない仕事をやっていくわけですから都合が悪いときもあるでしょうし、そういうことに対して、例えばそういう方たちがグループをつくってればお互いに助け合いながら勉強し合って、2人だけではなくもっと複数の観光ガイドさんが養成できて、実戦にすぐ使えるというか、役立てられるのではないかと思ったんですけども、そういう点も検討されたのかどうか。今後どのように活用していかれる考えかをお聞きします。

それから、林業の方ですが、両方とも4人の4カ月分ということですが、この委託先というのは森林組合を考えているんでしょうか。それとも、入札か何かやるんでし

ようか。その点をお聞きします。

それで、林業に関心を持つ人たちを育成して、技術を習得してもらおうとか、そういう基幹産業である林業を今後続けていけるような若い人を育てていきたいということでしたら、やはり継続的にやっていかなきゃいけないんじゃないかなと思うんですけども、こういう雇用を増やすということはとてもいいことなんですけれども、その継続性についてどのように考えているのか、お聞きいたします。

議長（板谷 信君） 商工観光課長。

商工観光課長（羽倉範行君） 最初の質問、この事業は継続事業かという御質問ですが、これは23年度まで3カ年の継続事業ですが、このガイド養成につきましては来年度を事業を行う場合はまた別な人を雇用するというような形になっております。

それから、次の質問、雇用者2名を計画ということですが、もっと多くの人をとという御意見だったのですが、今回につきましては、この事業は補助事業でありますので、雇用を目的ということでもありますものですから、今回は2名を契約させていただきました。また、これも予算要求段階ですので、これが2名、あるいは3名というような形になる可能性もあるということで、御了承お願いしたいと思います。

以上です。

議長（板谷 信君） 産業課長。

産業課長（鈴木一男君） 町有林の森林経路整備事業の委託先はということですが、森林組合を考えております。

それから、もう1つの森林調査業務委託についてですが、全協でも言いましたが、詳細な測量もありまして、高性能の機械を使用することもありますので、測量会社を入札に入れて業者を決めたいと思います。

それから、先ほどちょっと申し忘れましたが、そういうとった委託業者によって職業安定所、ハローワークにおいて募集、公募いたします。

それから、継続ということなんですけど、これも去年も雇用創出ということで実施してきました。それから、以前にもこういう交付金の事業がありましたので、そういうときも活用させていただきましたので、できればまた事業が継続されればやりたいと思っております。

それから、過去にこういう雇用に携わって森林組合に入った方もおります。

以上です。

議長（板谷 信君） 他に質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第34号、平成22年度川根本町一般会計補正予算（第1号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第34号、平成22年度川根本町一般会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第35号 平成22年度川根本町国民健康保険事業
特別会計補正予算（第1号）

議長（板谷 信君） 日程第14、議案第35号、平成22年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（佐藤公敏君） 議案第35号、平成22年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算、第1号の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,383万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億8,616万3,000円としたいというものであります。

保険税の本算定に当たり、過去の給付実績と今年度の執行状況を考慮し、前年度の国民健康保険事業の実績に基づく精算と、今後の所要額、財源を再精査したことによる補正内容となっています。

それでは、事項別明細書により、歳出から説明させていただきます。

事項別明細の国保9ページをごらんください。

第2款保険給付費、第1項療養諸費は1,961万3,000円の減額です。これは、本算定に係る療養給付費の減額とそれに伴う財源更正です。

第2項高額療養費は、財源更正です。

第3款後期高齢者支援金、第1項後期高齢者支援金は、8万1,000円の減額です。これは、平成22年度確定による支援金の減額と事務費拠出金の減額によるものです。

第4款前期高齢者納付金、第1項前期高齢者納付金は、17万8,000円の減額です。これは、平成22年度確定による医療費及び事務費拠出金の減額です。

第5款老人保健拠出金、第1項老人保健拠出金は、63万4,000円の増額です。これは、22

年度の拠出金が決定したことにより、老人保健医療費拠出金を増額するものです。

第6款介護納付金、第1項介護給付費は、58万6,000円の減額です。これも、22年度納付金が確定したことによる減額です。

第9款基金積立金、第1項基金積立金は、506万7,000円の増額です。これは、21年度後期高齢者支援分に余剰金が出たため、基金に積み立てをお願いするものです。

第11款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金は、91万5,000円の増額です。これは、21年度退職者療養給付費交付金実績の確定に伴い返還金を補正するものです。

第2項繰出金は、5,000円の増額です。前年度の実績に基づく一般会計への精算です。

続きまして、歳入について説明いたします。

事項別明細の国保5ページをごらんください。

第1款国民健康保険税、第1項国民健康保険税は、3,834万8,000円の減額です。本算定に伴う歳入見込みにより一般被保険者については、医療給付費分現年課税分、後期高齢者支援金現年分及び介護納付金分現年課税分をそれぞれ減額するものと、退職被保険者については、医療給付費分現年課税分、後期高齢者支援金分現年分の増額及び介護納付金分現年課税分を減額するものです。

第3款国庫支出金、第1項国庫負担金は、1,017万8,000円の減額です。これは、本年度の確定により、現年度分の一般被保険者療養給付費分、介護保険分及び後期高齢者支援金分の減額と老人保健医療費拠出金分の増額によるものです。

第2項国庫補助金は、1,437万3,000円の増額です。財政調整交付金一般分の増額と支援分、介護保険分の減額による普通調整交付金の補正です。

第4款療養給付費交付金、第1項療養給付費交付金は、52万3,000円の減額です。交付金確定による退職者医療療養給付費交付金の減額、老人保健拠出金交付金の増額による補正です。

第5款前期高齢者交付金、第1項前期高齢者交付金は、487万円の増額です。これは、交付確定によるものです。

第6款県支出金、第2項県交付金は、927万円の減額です。これは、交付金確定に伴う減額です。

第9款繰入金、第1項一般会計繰入金は、310万9,000円の増額です。保険税の本算定に伴う保険税軽減分の増額と保険者支援分の増額によるものです。

第2項基金繰入金は、2,106万7,000円の増額です。これは、被保険者の急激な負担増を防ぐため、保険給付費等支払準備基金からの繰入金で対応するものです。

第10款繰越金、第1項繰越金は、106万3,000円の増額です。これは療養給付費交付金繰越金及び前年度歳計剰余金です。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） 鈴木です。

通告では、健全な国保運営を守るための町の対応について何うとだけ通告をしました。それで、課長とヒアリングは一応やったんですけども、その点で具体的に質問をいたします。

どうやって健全な国保運営を守るのかということで、今回も国保税据え置きという手段をとっていただき、本当にほっとしているというか、よかったなと思っているわけですけども、その裏では財源を確保するために基金を取り崩して値上げを回避しているということで、単年度収支は4,000万円ぐらいの赤字になるんだという説明もありました。こういうふうな状況で、退職者の退職療養費の制度が対象者の年齢が縮まって、国保にたくさん、一般の方へ移ってきていると、そのことによって医療費がどうしても増えていく、高齢者が入ってくるものですから医療費が増えるとか、昨年の国保税の未収額は20年度決算ですけども3,000万円以上あって、不納欠損も300万円近くやっているとか、決して健全な運営ではないと思うんですね。そういう中で、どうやって健全な、滞納も増えないような、国保税を払うのに住民の人たちが頑張れば払えていけるというような状態を保っていかなければいけないと思うんですけども、私は基金は底があるから一般会計からの繰り入れをやるべきではないとか、また国は国保の負担を、地方への負担を50%から34.5%に減らしたままずっと来ていますし、それを復活させる要求とか、それから保健指導を徹底して早期発見、早期治療に力を入れていき、医療費を高騰化させない努力が必要だとか、低所得者への減免規定が国保税にはあるんですけども、それは実際には実行されていませんので、実行できる所得基準を設けるとか、そういうことを何度もこれまで繰り返し要求してきたわけですけども、そういうことに対してどのように考えておられるか、伺います。

議長（板谷 信君） 生活健康課長。

生活健康課長（西村 一君） 全般的でちょっとなかなか答えにくい面もあると思うんですけども、私の意見を述べさせていただきたいと思います。

先ほど議員も言われましたとおり、基金の取り崩しをこのまま行きますと、もう4、5年で底をついてしまうということは事実であります。私としましては、基金を減らさないためには町民の皆さんが病気にならないで健康に暮らしていただけることが一番の願いであります。そのためには特定健診とか早期発見、早期治療のための各検診を推奨して、一生懸命やっております。

本年度につきましては、病気にならないための治療ということですか、先ほど議員の方からもお話もあった子宮頸がんワクチンの予防接種、それから肺炎球菌ワクチンの予防接種等、予防接種についていろいろな拡大をしております。病気にならないための施策、もう1つは病気になっても重症化しないための施策をすることによって、医療費ができるだけ少なくすることができるのではないかと考えていますので、この点について、これからもどんどん事

業を進めていきたいと思っております。

あと、減免という問題がありましたけれども、これにつきましてもまた税務課等とも話しながら、ほかの補助制度なり借り入れ等があるようでしたら、そちらの方についてもできるだけそういう方について指導をしていきたいと思っております。

それから、34%という国保の問題ですけれども、これについては議員の言われますとおり、国の方で一般的に助成をしますと、医療機関への受診率というのが高くなると思うんです。その分を町で単独でやっていることによって、国の方は受診率が高くなると医療費も高くなるということで、国の方は考えておると思いますので、それに対しては町としましても削減の方をされていますものですから、考えていきたいと思っております。

以上です。

(「町長はないですか」の声あり)

議長(板谷 信君) 希望ですか。

(「はい」の声あり)

議長(板谷 信君) 指名はできないので。町長。

町長(佐藤公敏君) 国保会計、これだけをとらえると、いわゆる一般会計から繰り入れをしていけば国保税を上げないための手段としてはあり得ると思えますけれども、一般会計そのものもやっぱり税金であるということも1つ考えていかなければならないというふうに思っています。

それから、国保会計を健全にしていくためにということで、医療費が高齢化も進みますし、だんだん上がっていく、そういう状況の中でなかなか単独の市町で運営していくというのは難しい状況になってきているということも事実だろうと思えます。

そういう中で、新聞等の報道を見ますと、県単位でやろうというような自治体が既に10幾つか話が進んでいるようでもございます。方向としては、将来そういう形になっていくのかなというふうにも思っております。

町としては、先ほど課長から申しあげましたように、できるだけ病気に至らない、そのための予防接種ですとか、ワクチン接種、そういうものに対する助成を増やすなどして、できるだけ健康を維持できるような体制をとっていきたいというふうに思っております。

今日においては、子供の少子化対策は国家的かつ緊急な課題であるというふうに思っておりますので、町としてもさまざまな機会をとらえ、子ども医療費助成に対する国民健康保険療養給付費負担金減額を廃止するように要望はしていきたいと思っております。

議長(板谷 信君) ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(板谷 信君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(板谷 信君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第35号、平成22年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(板谷 信君) 起立全員です。

したがって、議案第35号、平成22年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第36号 平成22年度川根本町温泉事業特別会計
補正予算(第1号)

議長(板谷 信君) 日程第15、議案第36号、平成22年度川根本町温泉事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

町長(佐藤公敏君) 議案第36号、平成22年度川根本町温泉事業特別会計補正予算、第1号の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ224万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,084万5,000円としたいというものであります。千頭温泉ポンプ故障に伴う調査事業に係るものです。

それでは、事項別明細書により、歳出から説明をさせていただきます。

事項別明細の温泉6ページをごらんください。

第2款温泉事業費、第1項温泉事業費は224万5,000円の増額です。これは、千頭温泉ポンプ故障に伴い、千頭温泉の揚湯試験及びガス調査の委託料を増額するものです。

続きまして、歳入について説明いたします。

事項別明細の温泉5ページをごらんください。

第3款繰入金、第1項一般会計繰入金は、224万5,000円の増額です。千頭温泉の調査費分を繰り入れるものです。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長(板谷 信君) 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） 鈴木です。

千頭温泉の調査委託料なんですけれども、調査してその後のことが非常に大きな町の課題になってくるわけなんですけれども、調査の目的は、一応今後の修理方法をどのようにするかということを検討するためだという、検討材料とするということなんですけれども、それでもなおガスの状況を調べるということで、結局はもうこの調査の目的というのはガスを分離できる高額なポンプを据えつけるのかどうか、どれくらいの位置、水中、どこら辺につけたら効果的にくみ上げられるのかという調査に結局は集約されるのではないかと思うんです。そういうことについて、4件の旅館の方たちが営業に使っているということで、配湯を約束している以上は、契約といっても何か終わりのない契約だから、それが法的にどこまで通用するのかなというふうな疑問はありますけれども、当面はとにかく営業されていらっしゃる方々を守ることも必要だから、何らかの方法で配湯は続けなければいけない。そうすると、この調査によって、その高額なポンプをつけるのかどうか、あるいはつけなくて今、接岨から運んでいるような対応をするのかどうかということが考えられるわけなんですけれども、町としては今後のことをどのように考えているのか、見通しを伺いたいと思います。

議長（板谷 信君） 商工観光課長。

商工観光課長（羽倉範行君） それでは、お答えいたします。

千頭温泉の調査の目的と今後の町の対応ということで御質問ですが、議員おっしゃるとおり、今回の調査の目的は千頭温泉の今後の復旧方法を検討する資料としたいものでございます。

調査の内容としましては、揚湯試験、ガス量調査、それから温度検査ということで、3つの項目を依頼したいと思っておりますが、揚湯試験では安定水、これはポンプを入れた場合のくみ上げる深さの試験。それから、揚湯方法ですか、これはいろいろ揚げる方法がありまして、エアリフト方式というんですか、圧縮空気を入れてのくみ上げという方法も可能かどうかを調査するものでございます。それから、ガス量調査では、ポンプの機種を選定。ガスが今出ているというような状況ですが、これはガス対応の機種が必要かどうかという判断です。それから、温度検査では、あそこは単純泉ですので、温度が25 以上なければ温泉と言えないというようなこともありますものですから、ポンプを入れた場合、25 以上の位置ですか、ポンプを据えつける位置などを調査するというその復旧方法のお話をするものでございます。

議員おっしゃるとおり、いろいろな形の方法等も検討したいと思っております。温泉審議会の方でも継続の方向で、方針で検討をという御意見がほとんどですが、全員がそういった方向で検討せよという御指示ですので、その方向で今後検討していきたいと思っております。

以上です。

議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） 継続ということは、当面それは、先ほども述べたように大事だと思わなければならない、この契約ですね、配湯しますよということを、契約の内容が、温泉が枯渇した場合とか、配湯できなくなった場合にはどうするという規定がないというふうに聞いたんですけれども、どうする考えですか、そのときには。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 温泉が将来とも出るという前提で契約は結ばれているというふうに思っています。ただ、何らかの事態があって、温泉がとまってしまったという場合です。そのときには、今、島田市でやっている、あるいは川根本町がやっている、よその温泉を加えてというような一つの方法もあろうかと思えますし、あるいはその事情をわかっていただいて、どうしてもその不可抗力で出ないということになれば廃止せざるを得ないというような場合もあり得るんだろうというふうに思っています。ただ、現在は何とかして温泉を継続させたいという思いの中で、温泉として、要するにその成分を持っているのかという問題と、それから25以上の温度を持っているのか、そのいずれかが満たされないと温泉としての表示はできないということになるわけでありますので、そのための調査をまずとりあえずしたい。そして、ガスが発生して、今回の事態が発生しているわけでありますので、ガスの量も調査する。その上で対応を考えていきたいということでございます。

したがって、まず温泉としての成分なり、温度を持ち得るのかというのがまず1つの大きな問題だというふうに思っています。何とか供給を続けていきたいという思いでの今回の調査だということを、まず御理解いただきたいというふうに思います。

議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第36号、平成22年度川根本町温泉事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第36号、平成22年度川根本町温泉事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

散 会

議長（板谷 信君） 以上で本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

散会 午前 11 時 25 分

平成22年第2回川根本町議会定例会会議録

議事日程(第2号)

平成22年6月29日(火)午前9時開議

日程第1 一般質問

日程第2 川根本町議会議員派遣の件

追加日程第1 議案第37号 工事請負契約の締結について

(平成22年度地名簡易水道施設整備工事)

追加日程第2 発議第1号 「核兵器廃絶・平和のまち宣言」に関する決議について

追加日程第3 発議第2号 川根本町議会会議規則の一部を改正する規則について

出席議員（12名）

1番	中野暉君	2番	太田侑孝君
3番	山本信之君	4番	中田隆幸君
5番	小藪侃一郎君	6番	原田全修君
7番	森照信君	8番	中澤智義君
9番	市川昌美君	10番	鈴木多津枝君
11番	高畑雅一君	12番	板谷信君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤公敏君	副町長	小坂泰夫君
総務課長	西村太一君	企画課長	森下睦夫君
税務課長	筒井佳仙君	福祉課長	柴田光章君
生活健康課長	西村一君	産業課長	鈴木一男君
建設課長	大石守廣君	商工観光課長	羽倉範行君
教育総務課長	羽根田泰一君	生涯学習課長	中澤莊也君
会計管理者 兼出納室長	山田俊男君		

事務局職員出席者

議会事務局長 大村敏正

開議 午前 9時00分

開 議

議長（板谷 信君） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

なお、説明員は6月24日の日と同様ですので、御了解ください。

一般質問

議長（板谷 信君） 日程第1、一般質問を行います。

通告により、通告された質問者は、小藪侃一郎君、市川昌美君、山本信之君、太田侑孝君、中田隆幸君、原田全修君、鈴木多津枝君、森照信君であります。順番に発言を許します。

再質問については、議会運営の申し合わせにより一問一答方式とします。

なお、許された質問時間は30分ですので、的確に質問、答弁するようにお願いします。

なお、初日に説明しました行政側が反問権を行使する場合は、議長の許可を得て行うようにお願いします。

5番、小藪侃一郎、発言を許します。5番、小藪君。

5番（小藪侃一郎君） おはようございます。5番、小藪です。一般質問をいたします。

まず、川根本町の基幹作物、農作物、川根茶は、3月30日の凍霜害被害により茶生産農家、茶流通業者をはじめ、地元商店、そして商工業者等に少なからず多大な影響を与えております。茶園では7日から10日遅れで一番茶の生産が始まりました。とりわけ全国茶品評会出品茶園では、大変な御苦労であったと推察いたします。

4月29日から5月9日までに無事摘採は済みましたが、出品のための日ごろの茶園管理、間近の被覆作業、摘採、製造、調整、整枝と、御家族そして関係者の皆様の御苦労に敬意をあらわすものであります。本当に御苦労さまでした。ありがとうございました。6月上旬にすべて調整も終了し、8月の品評会審査を待つわけではありますが、最高の結果が得られるよう期待しております。毎年全出品茶園にお邪魔していますが、複数の茶園で、今年は午前中だけでしたが摘採のお手伝いをさせていただきました。そこで感じたのは、地域づくりの土台、核は、やはり川根茶だをつくづく思いました。

また、5月2日には、本町の臨時職員、谷博司氏が、茶生産技術及び経営改善に取り組み、地域の茶技術革新品種化促進等、幅広い見識が認められ、今年度茶業功績賞の杉山賞の受賞をされました。おめでとうございます。敬意をあらわします。

本町にとって、この慌ただしいこの時期が、川根地域は年間で一番、人、物の動きが活発

であります。それに伴って情報の発信、受信も盛んであります。そして町政に対する意見もたくさんいただきました。聞きにくいことを、聞きにくい場で、聞きにくい人に聞くのが議員の役目と叱咤激励もいただき、ありがたく思いました。そんな中で、質問、再質問をさせていただきます。

1つ目は、今年の川根茶についてであります。

先ほど述べたように、今まで経験したことのない茶期となりました。私のアンテナの範囲の把握では、農業経営のあり方、茶園の立地条件等で、収入格差の大きい一番茶期であったと思います。そんな中、生産農家の懸命な努力で、本町の生産量も前年比平均8割から9割確保できたものと思われませんが、前年21年は20年に比べ収量は少なく、去年は特にお茶相場、値段が15%以上安い年でありましたから、今年が前年並みの収入があったとしても、過去5年平均の例年収入からすれば、今年も依然として水面下の厳しい一番茶期であります。茶農家にとって2年連続の不作であります。川根本町基幹作物の川根茶対策は、待ったなしの状況であります。21年、茶業対策の一環として、アンケート調査もされましたが、それらをもとに振興計画をつくり、早く実行に取りかかるべきと考えます。

2つ目は、中国・龍泉市との友好都市提携推進事業であります。

3月議会で、私は不安と危惧を込めて質問しました。4月10日の静岡新聞コラムでは「提携を前に意義再考を」と大見出しで載り、町民に大きな反響を呼び、いろんな角度からの御意見をいただきました。3月議会から3カ月たち、町長はどのように町民に説明されたのか。広報「かわねほんちょう」にも、中国関連事業記事も見当たらないのであります。友好関係についての3月議会答弁で、「県の国際室の御指導をいただきながら進めていきたい」としていますが、県の指導はどのような内容か伺います。

また、議会全員協議会の資料の中には、町長は10月11日から15日の5日間、中国浙江省を訪問の予定ですが、このような中で龍泉市との友好提携の視察、あるいは調印の日程も含まれているのかお伺いいたします。

そして、凍結、保留の中国等市場開発調査研究事業は、3月予算審議で旅費200万円、サンプル茶器、パンフレット等、消耗品100万円、日本コンサルティングに300万円、中国等キャンペーン、パートナーシップに300万円、そして使用料として中国テナントショップ借入れと飾りつけに100万円と趣旨説明されました。3月17日の静岡新聞でも内訳が出ております。中国等となっている「等」の一文字で何にでも使えるわけではありません。予算趣旨と違うことに税金は出費できませんので、中国等市場開発事業は中止として1,000万円は予算減額し、直ちに川根本町の足元に新たに茶業戦略対策を補正予算に上げ、早急に実行すべきと考えます。

3つ目は、役場職員の士気向上と町長の専決事項、人事異動について、町長の思いをお伺いいたします。

終わりに、町民の皆様からは、町長のお顔も見たいし、現場主義と言った町長さんに各地

区で町政懇談会を開いてほしいとの声もたくさん聞いておりますので、この場で要望しておきます。

以上、町長の心ある答弁をお願いいたします。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） おはようございます。

それでは、小藪議員の質問にお答えいたします。

まず最初に、凍霜害対策についてであります。6月の全協でも説明させていただきましたが、3月29日、30日の凍霜害は、茶の生育遅れや生産量の減少など生産現場に大きな影響を与えました。

本年度は農協一番茶生産概況の報告がありませんので、川根本町の共同茶工場の一番茶状況について説明をさせていただきます。生葉数量95万3,000kgの前年比85%、荒茶数量21万7,000kgの前年比84%、荒茶販売金額7億6,100万円の前年比94%、平均単価では3,500円の前年比113%でありました。前年より平均単価で22工場が単価アップはしましたが、荒茶数量、販売金額とも厳しい状況となりました。

なお、農協経済連の報告によりますと、本年一番茶の取引は、凍霜害の影響により摘採時期が例年に比べ遅くなり、県内茶商は走り新茶の手配を県外茶に求め、県内産が出始めてからは品質を重視した選別買いであり、二番茶の取引への影響が懸念されております。

次に、昨年実施しました川根茶マーケティング調査を、県立大学岩崎教授に解析をお願いし、その調査結果から見る川根茶の現況と課題、今後の方向性を挙げていただきました。その中で大消費地である首都圏、中京圏において、川根茶のイメージがまだまだ形成されていないため、消費者に選ばれる産地となるためには、消費者、流通業者が抱いているイメージ、例えば高級感を徹底的に伸ばすことが効果的であること。また、川根茶の認知率は、首都圏で25%、中京圏で27%と低水準であるが、例えば掛川茶の認知率は首都圏40%、中京圏50%と川根茶の認知率を大きく上回っていることから、川根茶のブランド認知率を向上させて、消費者から指名買いが来るようなブランドにしていくことが急務であること。なお、川根茶の強みは、大井川、茶畑、温泉、SL、山の景観など豊富な自然資源が地域に存在していること、今回の調査でも流通業者の57%が、川根茶ブランドに自然豊かなというイメージを抱いていることから、地域資源を活用し、産地、川根そのもののマーケティングを行うことが効果的であることなど、幾つかの課題に対する今後の方向性を挙げていただいておりますので、消費者に求められる川根茶、茶産地としての川根本町農業振興計画策定を進め、活力ある農業振興、茶業振興を目指していきます。

次に、中国龍泉市との友好都市提携推進事業についてであります。まず県の指導はどのような内容かということですが、先般5月19日に、県文化観光部国際課を訪ね、今後の進め方について御指導をいただいております。

川根本町としては、良好な友好関係を築いていくために、当面は相互に行ったり来たりを

繰り返すことで、互いの信頼関係を深めていくことが前提であると考えているし、今後は、若い世代の交流なども重ねていくことで、国際的な感覚を備えた子供たちをはぐくんでいくことが大切だと考えていると町の考えを伝えたところ、県からも賢明な進め方だと納得していただきました。このような交流に対する考えを、龍泉市にも伝えていただいたところ、龍泉市長からも、全く同感だ、互いにいい関係をだんだんとつくっていきましょうという回答をいただいております。

8月には、日中友好を目的とし、上海万博への参加協力を兼ねて龍泉市を訪問いたしますが、既にこのことは龍泉市にも伝え、歓迎する旨のお返事もいただいております。まず現地を訪れ、龍泉の町を見て、人々と振れ合ってくるのが大切だと思っております。

静岡県は、既に28年間の浙江省との友好交流の実績があり、9月には上海で開催される中国国際友好都市大会において、浙江省と静岡県の交流活動が友好都市モデルに入選し、表彰されることになったとの報道もあります。知事は、浙江省との連携をさらに深め、官民様々な分野での交流拡大に全庁挙げて全力で取り組むとコメントしております。

このようなことから、龍泉市との友好都市提携は、県と歩調を合わせるものであり、積極的な御指導がいただけるものと考えておりますし、今申し上げましたように、現に国際課からも御指導をいただき、日中友好協議会からも折に触れ御指導をいただいているところであります。指導の内容ということになりますと、まだ全体の流れというか、どのような行程を踏んで提携につながっていくのかというような具体的話になっておりませんので、一つ一つ段取りを踏んで環境を整えていく、その過程の中で、その都度、都度の適正な御指導がいただける、そのような形で進んでいるということでもあります。

この件に関して、町民に対して説明がないとの御指摘がございましたが、もう少し具体的になってからと考えておりましたので、町民の皆様には、8月の中国訪問の後に、訪中の様子を広報等でお伝えしていきたいと考えております。

次に、10月の訪問は調印を前提としたものかという御質問であります。これには知事の掲げるふじのくに3776友好訪中団の一員として私も中国を訪問する予定であります。このときには、既に友好関係にある双方の市町と、これから友好関係を結ぼうという双方の市町が一同に会し、これからの幅広い交流の推進に向けて交流会なども開かれる予定になっているようであります。私もそこで初めて龍泉市長とお目にかかることになるかと思っておりますが、現在、市長と対面もしていない段階でありますので、初めてお目にかかって、その場で調印するというような事態は想定しにくいと考えております。ここからが友好に向けてのスタートになっていくのではというふうに考えております。

次に、人事についてでございます。

職員の人事につきましては、職員からの希望調査を実施することもあります。その希望内容、勤務年数、職務状況、適正、年齢、男女のバランスなどを総合的に考慮し、最終的には町長の判断において決定するものであります。

組織を活性化させる上で、人事は大変重要なものだと思っております。地方分権からさらに進んで地方主権と呼ばれる時代に入りました。地方主権時代における地方自治体には、これまで以上に政策形成能力が求められることとなります。組織全体の政策形成能力を向上させるには何が必要か。また、そのためには行政体質をどのように改善すべきかといったようなことが課題となってきます。地方自治体が政策を計画し、実施し、成果を確認し、次に反映していくための体制が必要になってまいります。

民間企業と自治体との組織の最も大きな違いは、戦略性や環境変化への対応という面で、民間企業ほどフレキシブルな体制がとりにくいという点にあると思います。企業は環境変化に伴い事業構造を大幅に見直すことがあります。行政には福祉、土木、教育などの複数の分野において永続的に住民にサービスを提供することが求められております。

役場組織が環境変化にフレキシブルに対応していくためには、役場組織内での分権化、つまり下位部門に責任と権限を移譲し、自立性を高め、現場対応能力を高めていくことが大切だと思っております。個々の職員の自発性や創造性を促すことも大切であります。また、町民のニーズや時代の変化に応じて臨機応変に対応していくことも必要かと思っております。

そのような考えから、現在、先行きが心配される茶業に関しては、専門性を要することから、県で専門的にお茶に取り組んでこられた谷技官に臨時職員をお願いいたしました。また、市場開発調査研究については、企画・産業・商工観光課で組織横断的に多角的な視点からアプローチする必要があるということで、プロジェクトチームを立ち上げることにいたしました。

自治体は、その時々々の住民の皆様のニーズや社会環境の変化、また突発的に発生した事態などに臨機応変に対応していかなければなりません。役場職員は、まちづくりという創造的な仕事に従事しているわけでありますので、職員のそれぞれが自立性、創造性を持って、日ごろから様々な分野にわたって、垣根を越えて議論し合えるような職場環境をつくっていく必要があると思っております。大切なのは、どの部署に配置されてもベストを尽くそうという職員の意識であり、職員がその気概を維持していけるようなマネジメントができるかどうかということだろうと思っております。

有能なリーダーたるより、有能な人材を使いこなすリーダーたれという言葉もございませうように、職員が士気を高め、維持できるようなマネジメントができるかどうかということだろうと思っております。それが私にできるかどうかという点については、正直言って容易なことだとは思っておりませんが努力をしていきたい、そう思っております。

議長（板谷 信君） 5番。

5番（小藪侃一郎君） ありがとうございます。

お茶に関してから再質問をさせていただきますけれども、この前の全員協議会で、資金需要ということで、個人、法人、それぞれ1件の申し込みがあると。相談は5件あると報告されましたが、先ほども述べたように、このような2年連続の不作の中で借り入れをしても、

返済計画を考えると安易な借り入れもできないのが現実だと思えます。元金支払据置期間の設定や、支払い繰り延べができる、支払い猶予ができる、例えば2年間据え置きで支払いも繰り延べできますよというような、借り入れに関し弾力的な支援ができるよう、金融機関と検討して町の支援策を考えてほしい、そういう声もありますので、その点について伺いたします。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 借り入れに対しましては、現在、金利の部分が比較的取り上げられているわけでありまして、今、議員のおっしゃるように、金利の応援のみならず、その後の返済が順調にいきますように、猶予期間を設けるですとか、そういう点についても金融機関と話し合いをしていきたいというふうに思っております。

議長（板谷 信君） 5番、小藪君。

5番（小藪侃一郎君） それともう一つ、今年の茶業は、振り返ってみますと個人製茶工場あるいは共同製茶工場の経営にも相当な影響を与えております。個人製茶工場、共同製茶工場の経営がうまくいってこそ川根本町の茶業は成り立つと言っても過言ではありません。各製茶工場の経営方針、方法にもよりますが、製茶工場のすそ野は広いわけでありまして。各工場間の格差が生葉の供給農家あるいは製茶委託農家の格差となってあらわれています。端的な事例は、同一地区で隣同士が別々の茶協同、お茶製茶組合に、仮にA、Bに出荷しているといたしますと、同じような茶園管理、同じような地形の茶畑でも、出荷している工場によって、隣同士であったとしても、茶畑あるいは重荷に格差ができてしまうんですね。そういう意味では、個人製茶工場あるいは共同製茶工場の経営の強化が必要で、町では聞き取り調査をしているようですが、その点について中間報告とか何か経営強化について町長の思いを伺います。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 共同工場と、それから個人工場とございまして、共同工場の場合には、飛灰管理等についても統一した中で動いていくわけですが、個人工場については、多分賃もみというような形をとっているんだらうというふうに思いますので、そういう意味で、個々の農家の考え方によって、生づくりも行われている部分がかかなり多いんだらうというふうに思います。そういう中で、工場のそれぞれの個人工場の何と申しますか、工場長さんといひますか、経営者の考え方もいろいろあってということで、その工場によって、あるいはどの工場へ出すかによって、いろんな形で格差が出ているんだらうというふうに思っております。これを一概に均一化していくということは、なかなか難しい問題でもあらうと思えますし、ある意味では、そういう茶工場があって、この川根茶に、何と申しますか、いろんな個性のあるお茶をつくっていくことによって、その川根茶のバラエティーといひますか、そういうものも広がっている部分もあるのではないかと申すように、ある意味では思っております。

そういう中で、どのような指導が必要なのか、個々に進めていく必要もあるかと思えますけれども、今後、現場の担当とも相談しながら、できるだけそういうニーズにこたえられるような指導体制も考えていけたらというふうに思っております。とりあえず現在、その共同工場からいろんな形の調査に入っておりますので、現在のところまだ行き届いていない部分もあるんだろうというふうに思えます。谷技官もいらっしゃることでありますので、技官のお知恵も借りながら進めていければというふうに思っています。

議長（板谷 信君） 5番。

5番（小藪侃一郎君） よろしくお願ひしたいと思うんですけれども、個人製茶工場、あるいは共同製茶工場の経営強化というのは、本当に必要だなと思えます。そんな中で、去年の一般質問でも取り上げましたが、消防法に基づく重油タンクの防油堤について、その後どんなふうな対応になっておりますか、お伺いします。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） その後、現場のほうでは調査も進めているというふうに思っています。180何カ所でしたか、あるようでございますけれども、これについても何らかの応援体制をとっていきたいということで、現在考えております。ただ、その応援の内容については、これから詰めていきたいというふうに思っております。

議長（板谷 信君） 5番。

5番（小藪侃一郎君） この防油堤は、今までのあれからすると降ってわいたような、消防法というものに今までそれほど神経を使ってはおりませんでしたけれども、そういうものが出てきたものでございますので、新たな負担というような面で非常に悩ましい問題だと思えますので、応援をよろしくお願ひいたします。

先ほど町長は、借り入れ利子補給だけで茶業対策ではないということをおっしゃいましたけれども、全くそのとおりであると思えます。

そして24日の議会冒頭あいさつで、役場庁舎内各課の横断的なプロジェクトチーム編成について言及しております。今年を契機に地域づくりの根幹をなす基幹産業、川根茶について、茶業振興協議会等を核として、行政と茶業界、それからJA、商工会と一体となって取り組むことをしなければ、地域づくりもできないと考えております。しっかりした予算措置をして、庁舎内職域、いわゆる産業課とか企画課とかだけでなく、職員の特性、特質を最大限に引き出す人材プロジェクト集団、そういう川根茶地域再生プロジェクトチームをつくり行動すべきと思いますがいかがかお伺いします。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 現在、企画課と、それから商工観光課と産業課ということで、スタートはそこからとりあえず入っていこうということで、本部長には副町長にお願いして、町全体としての取り組み、これは茶業に限定しないで、とりあえず茶業ということで入っていくわけですが、茶業に取り組んでいけば、否応なしに観光ですとかまちづくり全体に問題は波

及していくんだらうというふうに思っております。そういう位置づけの中で、お茶の存在というのは、この地域にとって代名詞でもございますし、大変貴重なものだというふうに思っていますので、そういう意味で、今、小藪議員から御指摘のあったように、徐々に広げて、全庁からも意見を聞きながら、あるいはいろんな茶業団体、あるいはその流通関係の皆様、そして観光等々、幅広く対応をしていけるようにしていきたい、そういうふうに思っています。

議長（板谷 信君） 5番。

5番（小藪侃一郎君） 役場職員の中には、今現在は茶業、観光、あるいは企画にと離れておりますけれども、優秀な人材がたくさんいるのではないかと。そういう面で人材プロジェクト集団ということは今申し上げましたので、よろしく願いいたします。

それから、お茶の販路拡大策について、今までいろんな提案がされました。12月議会では、中澤議員、3月議会では小藪の提案等を考えていきたいと答弁されております。3月議会での提案は、私は手元に観光とお茶の側面支援の企画を持って質問いたしましたが、町内経済がこのようなゆとりがないと考えて、早速、観光とお茶を中心にした活性化計画のたたき台になってくれればいいのではないかと、そんな思いから「川根お茶街道、みんなでチャレンジ企画」という企画書を作りました。これを4月3日に企画室長に提示してあります。川根茶の販路拡大を考えていきたいと、町長も常々それは頭の中にあるようでございますけれども、こういう企画書を検討されたのかというのも、ちょっと聞きたいことなんですけれども、4月には数多くの茶業関係、あるいは観光関係等の会合、総会がございました。その場で町長は川根茶の販路拡大を考えていきたいと発言されているようですが、その出席者から、具体的に動き出すのはいつごろかという、こういう問い合わせもございました。その後の国内販路拡大施策の企画が進行しているのかどうかお伺いいたします。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 産業課サイドでは、昨年のマーケティング調査ですとかございますので、そういう部分での解析等もいただいて対応していますけれども、町の何と申しますか、調査研究事業については、議会の皆様方のお話もあって、それと今現在、お茶の凍霜害に係る問題に追われているという部分もございまして、このお茶の拡販についての調査研究事業については、恐らく8月ごろには議会の方にも御説明を申し上げまして、御理解を得た上で、その後のスタートというような形になるかというふうには思っております。

ただ、プロジェクトチームを立ち上げたらということでもありますので、内部的にはそれなりの検討、対応はしていきたいというふうに思っております。

議長（板谷 信君） 5番。

5番（小藪侃一郎君） 次に、8月に龍泉市から川根本町に来られるというようなことも聞いておりましたけれども、これに関して200万円の予算を組んでありますが、24日の議会あいさつで、龍泉市との友好提携がどのように進展していくのか現段階ではわかっておりませ

んが、しっかり地に足のついた対応をしていきたいと思っておりますと、このような発言をされておりますし、先ほどもそのような趣旨の発言がございました。8月のことについて、どのような成り行きになっているかお伺いいたします。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 龍泉市長が、当初8月にはこちらにお見えになるというようなお話もあったようでございますけれども、これについては、その後に何らかのスケジュールが入ったんだろうというふうに思いますけれども、先方の都合で来られなくなったということで、とりあえず龍泉市長の訪日については、今後どうなるのか具体的にわかっておりません。

それから、8月ということになりますと上海万博もございまして、上海万博に参加する中で日程をとりまして、職員といいますが、その8月に出向く皆様方には龍泉にも行っていただけるような行程も考えております。

具体的なスケジュールは、これからどういうふうに展開していくのか、先方のある話でもありますし、正直言って、先ほど申し上げましたように、まだ現段階のところではわかっておりません。

議長（板谷 信君） 5番。

5番（小藪侃一郎君） 今、上海万博の話が出ましたので、この場で聞いておきますけれども、8月16日に上海万博の静岡県の日ですね、1回10分間を3回、合計30分の川根本町のステージがあるようでございますけれども、新規事業だと思えますけれども、この経費を龍泉市友好推進事業費から出すというようなことを伺いましたけれども、友好推進の歳出説明では、龍泉市友好派遣旅費200万、その訪問時にお土産等消耗品に100万円、今8月は来れなくなったというお話でしたけれども、来日時に消耗品100万円、食糧費80万円、車両借上げが89万円と説明して、上海万博の説明は一切ありませんでした。同じ中国とはいえ、事業の性質が違おうと思うんですね。会計規範上不適切ではないかと。いわゆるヤドカリ会計とも言うべきもので、税金の使い道は、先ほども申しましたけれども、不当に拡大解釈した使い方は許されないのではないかと考えておりますけれども、町長の見解をお伺いします。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 確かに上海万博訪中団への参加ということについては、予算編成の段階では念頭にありませんでした。しかし、上海万博に3,776人を送ろうという話、この話も龍泉市と川根本町が交流を進めたらという話も、静岡県が浙江省と友好関係にあるということから出た話であります。また、8月に行われる第2弾の上海万博訪問団参加の行程表の中には、龍泉を訪問するというスケジュールを組み込ませていただいております。さらには、第3弾は中国と既に交流している市町、それから、これから友好関係を結ぼうとしている市町ということでの県からの呼びかけでございますので、龍泉との友好関係を結ぶということと、当然関係のあるものだというふうに思っております。

議長（板谷 信君） 企画課長。

企画課長（森下睦夫君） 今回の上海博覧会の催事ステージの関係の旅費の関係ですけれども、今回の事業については、当初予算で認めていただいた友好都市推進事業旅費予算の目的の1つであるということで解釈しております。当初予算に含まれているということでございます。今回、ステージ出展の機会を利用し、龍泉市まで足を運び、現地の情報を入手し、今後の事業推進の可能性も調査するということが目的に含むものでございます。

同一事業としての理由としては、事業の目的にもあります町のPRや国際交流の推進目的としても合致していると思っております。当事業につきましては、先ほど町長よりも御説明のありました静岡県が推進する友好都市、中国浙江省に、ふじのくに3776友好訪中団を派遣し、一層の交流促進を確認するための事業にも、川根本町として協力できることでもあると感じております。そのような中で、この出展事業を起点として、今後、町として友好事業を検討することにより、国際的な視野に立った対応も期待されるかと思えます。本町の観光等のPR及び国際交流の推進の1つとして友好都市推進事業として参加することでございます。

なお、補足となりますけれども、今回の出展に伴う経費につきましては、財団法人静岡県市町村振興協会より、申請により300万円以内が助成されるとの情報を得ている中で、7月中旬までには申請をいたしまして、内示決定の未は、9月補正を目標に財源更正等も考えての対応を行いたいと思っております。

以上です。

議長（板谷 信君） 5番。

5番（小籾侃一郎君） 友好提携、遠くから見ると本当にいいことだと思うんですけれども、この町が28万の都市とどうやって提携していくかというようなことを心配して、住民の負担にならないかと、そういう危惧が住民の間からも、私も思います。

先ほど一般質問の冒頭の中で、町政懇談会のお話をしましたけれども、この龍泉市のことも含めて、あるいは行政のこと全般に、町政懇談会の要望を先ほど伝えましたけれども、それについてお伺いいたします。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 茶業のこと、それから龍泉との友好関係のこと、それからブロードバンド事業のこと、いろいろ説明していかなければならない事項もあるかというふうに思っております。そういうときでもありますので、いつということは申し上げられませんが、できるだけ早い時期に、町民の皆様方とお話し合いの機会が持てるように考えていきたいというふうに思っています。

議長（板谷 信君） 5番。

5番（小籾侃一郎君） 時間も迫ってまいりましたので、一番最後の町長の政治姿勢にも関係してきますけれども、聞きにくいことを、聞きにくい場で、聞きにくい人にとすべきもので、これも私も議員の役目でもありますので、まず、町民サービスのかなめが、最大規模を誇りますサービス業が川根本町役場であると思うんです。その中で人事異動に関して1

年刻みの職種変更はいかなものかということであります。静岡県滞納整理機構に3カ月間研修派遣していた職員が研修を修了し、税務課に戻るのかなと思いきや福祉課に異動しており、はてなと首をかしげました。定期異動の後、すぐに4月1日、6月1日付と2回の追加異動をされていますが、職員からすれば年度内、もしかすれば自分も動くかもしれないとの思いが芽生えてくるわけであります。職務に集中力を欠き、士気の低下を招きかねないのであります。人事作業に慎重さを欠いたのではないかという思いであります。説明をお願いいたします。

議長（板谷 信君） 総務課長。

総務課長（西村太一君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

これは数字的なことでございますけれども、確かに今、議員おっしゃるとおり、22年1月1日付の人事異動は6名ですが、そのうち実質異動については4名で、あと2人は課内人事のみの異動でございました。

次に、平成22年4月1日付の人事異動がありましたけれども、3月の定例異動の内示後に2名の変更がありました。

それから、平成22年6月1日付の人事異動は1人あったわけです。

総務課としましては、やはり職員の福利厚生のこととも考えまして、いろんな面において上層部のほうに少し考えていただきたいという要望も差し上げてございます。その中で上司の考えと一致したところもありますし、また、私どもも要望をしている段階でございます。

以上です。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 人事については、先ほど考え方を申し上げましたけれども、今回4月の人事については158人の職員から希望を一部取りました。そして104人から希望が出てきました。それで、必ずしもその希望をとって、希望の部署に配置できるという状況にもございませんので、できるだけ、今、議員がおっしゃるように、職場でその職務に精励できるような、そういう人事も当然考えていかなければならないというふうに思っています。ただ、158人の職員が、例えば適材適所というものがあつたとして、そこに配置しても、やっぱりある程度の期間で、あらゆる課を経験させていく必要もありますので、そういう中で、どうしても異動というものは避けられないということになってまいりますと、いつも適材適所ではない体制で仕事に臨んでいかなければならないというのが、ある意味では常態になってくるといふふうに思っています。しかし、適材ではないから、適所ではないからということではいけないわけで、その与えられた場所の中で頑張ってもらえるような、そして頑張れるような環境をつくっていくというところに、これから意を用いていくのが私としては大切なんだろうというふうに思っています。

議長（板谷 信君） 5番。

5番（小藪侃一郎君） 先ほど町長の答弁の中に、人材を使いこなすリーダーという言葉が

出てきましたけれども、まさにそのような方向を強力に推し進めていただきたいわけであり
ますけれども、3月下旬内示で4月1日付の人事異動について、もう一点お伺いしておきま
す。

中国龍泉市調査団として、3月1日から5日まで訪中した企画室長が、4月1日付でそこ
を離れました。そしてその上司の担当課長までも異動となって、中国関連事業の1,500万円
は、町長独断専行といえますか、場当たりの予算であったのかなと、そういうこの人事を
見て感じ取ったのであります。

質問を本筋に戻しますと、3月下旬の新聞記事を見て、人事異動を見て、町民から本当に
たくさんの御意見をいただきました。3月30日のお茶の被害で一時隠れておりましたが、一
番茶が終わって、町政話題の1つが教育長人事案件です。12月議会にて教育長人事案件で否
決された、当時、企画課長が、4月1日付で教育長職務代理者についたのは、職員人事権は
もちろん町長の専権事項と理解しておりますけれども、まさに理解に苦しむ人事異動で、議
会の議決を否定し、または無視したと思われても仕方がないと思うのが町民の感じでありま
す。加えて、議長を初め議会はどう思っているんだと、こういうことで詰め寄りもされまし
た。一部では、その中で教育長職務代理者を経験させて、再度、教育長就任を見込んだ、い
わゆる天下り人事の伏線ではないかと、こういううがった見方、あるいは思いを持つ町民が
多数おります。町長の思いをお伺いいたします。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） どう思われるのか、それはいろんな解釈があるだろうというふうに思
います。私の胸の中にあることでありますので、そこはいろいろな形で考えていただければ
一向に構わないというふうに思っています。

議長（板谷 信君） 5番。

5番（小籾侃一郎君） 議長に質問するわけにもいきませんので、次に、町民からの指摘を、
私も気になっておりました件ですのでお伺いいたします。

というのは、まず1つ目は、残業時間が多いのではないかと。役場の中にノー残業デーなど、
対策はとっているのかというものであります。ちなみに20年下期と21年下期の残業支給額を
教えていただきたいと思えます。

議長（板谷 信君） 総務課長。

総務課長（西村太一君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

20年下期、すなわち10月から3月の件でございますけれども、実支給職員数が73名でござ
います。総支給額は567万3,564円でございます。21年度の下期、同時期でございますけれ
ども、実支給職員数が81名でございます。支給額は672万1,607円でございます。

以上です。

議長（板谷 信君） 5番。

5番（小籾侃一郎君） 今の数字、約104万8,000円ぐらい増えていると思うんですね。率に

いたしますと約18.5%の人員費だけの増加でございます。これに暗やみでは仕事できませんから電気料もかかっております。こういうものを含めると相当な経費増加になると考えられます。有効な経費削減が必要と考えます。民間企業にお勤めの町民感覚から見て、組織のたがが緩んでいないかと思われておりますが、町長、お伺いいたします。

(「すみません、もう一度」の声あり)

5番(小藪侃一郎君) 要は、こういう残業が多くなって、いろんな経費がかかっている。民間にお勤めの住民から組織のたがが緩んでいないかと、こういうことでございます。

議長(板谷 信君) 町長。

町長(佐藤公敏君) できれば勤務時間の中で仕事が進んでいけば一番好ましいというふうには思っております。ただ、いろんな課によっては、その時々に取り組むべき課題が突発的に増えてきたり、あるいはイベントですとかプロジェクト事業等がございまして、それに時間を割くとか、いろんな事態があるんだろうというふうに思います。そういう中で、職員もすべて残業に入れているわけではなくて、サービス残業になっている部分も全くないということではなく、あるようにも伺っております。

そういう状況ではございますけれども、できるだけ勤務時間の中で仕事がおさまるような体制をできればとっていきたい。そして気の緩みが残業につながっているというお話でございますけれども、そこまで私、認識しておりませんけれども、もしかしてそういう事態があるようでしたら、誠にこれはやめていかなければならないことだというふうに思っていますので、そこら辺も注意深く見ながら進めていきたいというふうに思います。

議長(板谷 信君) 5番。

5番(小藪侃一郎君) 今、気の緩みというお話、言葉が出てまいりましたけれども、もう一つ、一般民間企業、特にサービス業では考えられませんが、庁舎職場内移動がスリッパあるいはサンダル履きの職員が目につくこと、職員の公用車の運転中喫煙、勤務時間中一服喫煙等を町民から指摘されました。職員喫煙場所、喫煙時間等の決まりはないのかということでございます。サービス規定ではいかがなものか、いささか緊張感が緩んでいないか、士気が低下しているのではないかと。要は業務遂行、あるいは働く意識と姿勢の問題だと考えますがお伺いいたします。

議長(板谷 信君) 総務課長。

総務課長(西村太一君) この件につきましては、総務課の方で職員のそういうふうなものについて、一応把握しているかということで、課としての御答弁をさせていただきます。

まず最初に、既に職員の方に課長会を通じまして、スリッパ等の対応につきましては指示をさせていただきますし、また次の課長会等にも再度指示をする予定でございます。

それから、喫煙場所の件につきましては、指定場所を決めておりまして、そこでやるようにということで指示を出しております。

以上です。

議長（板谷 信君） 5番。

5番（小藪侃一郎君） そういうことで、いろんな目が役場職員に注がれているわけですが、役場職員の問題は、該当者が少数、多数にかかわらず、町民から見ればひとくくり役場職員であります。その意味で、職員全体で職員の自浄力を働かせていただくことを望みます。町民から信頼される職員、あるいは役場組織になることを期待いたしまして質問を終わります。ありがとうございました。

議長（板谷 信君） 小藪侃一郎君の一般質問を終わります。

続きまして、9番、市川昌美君の発言を許します。9番、市川君。

9番（市川昌美君） 通告しました一般質問を行います。

すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない。これは憲法第15条の規定でございます。議員という公職に身を置く者の心構えの基本をうたったもので、厳粛に受けとめるべきであります。議員は、住民全体の利益のために、法令に基づいて公平にその権限を行使すべき厳しい立場にあるということでもあります。その職務遂行に当たっては、住民や行政機関あるいは同僚議員との関係で、いろいろな問題に直面することがあると思いますが、そうしたときに想起して判断の基準にすべきものが、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではないということでもあります。

川根本町の実情はどうでしょうか。昨年10月、町長選で前任の町政は選挙によって否定され、現佐藤町政を選択する道を求めた現実を厳粛に受けとめなければなりません。そこで求められるのが佐藤町長のリーダーシップであります。前任のつくった土台の検証、特に職員の意識改革は急務と考えます。当時の意識のまま上部職員がひとり歩きをしているのではないかというような現状が、私にはかいま見えます。議会の解散権も職員の人事権も、主役である住民のためなら選択は自由です。思い切った行政をやっていただきたい。町長、あなたはその権限を町民から与えられているのですと言って、私たち議会は行政のチェック機関でありますから、是々非々の態度で臨むことは当然の職務であります。

最後に、町民の反対が多いブロードバンド整備のプロジェクトですが、趣旨に反対はしませんが、住民の生命に係る農業の再生、北部の観光の現状を見ると、これはとても優先順位に入るようなものではございません。16億はいかにも大き過ぎます。島田方式なら1戸30万、5,000万あれば全額賄えるではないでしょうか。7,700万以上投資した携帯電話不感エリア解消の事業は、昨年21年度に行ったばかりです。これは無駄になりませんか。

それでは、2点質問いたします。

既設の大井川鉄道の千頭駅舎と駅前広場併設の滝のトイレ、それに音戯の郷、駐車場、営林署土場の土地買い上げ代金、土場の機能保証及び土場桑野山地区への代替補償、千頭温泉のボーリング式及び配湯タンク、各戸配管工事等の各工事別の金額と駅前付近の整備費の総額を伺います。

第2点、農業の再生、観光立町の理念、その他基本的な行政方針を実行するためには、町

長としてのリーダーシップが問われますが、現行の観光、農業、水道、教育分野において、行政執行の遅れが指摘され、多くの町民の反発の声が上がっております。佐藤町政の理念と推進する実行力を伺います。

以上。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） それでは、市川議員の御質問にお答えいたします。

市川議員から叱咤激励をいただいたというふうに思っております。よろしく願いいたします。

まず最初の、千頭駅前付近の整備費用額についての御質問であります。千頭駅前の整備は、平成元年に千頭駅前広場及び周辺整備基本計画を策定し、平成2年から千頭駅前線改良工事を開始し、駅前広場の整備事業、音戯の郷建設工事を行い、平成9年度に完成、平成10年4月に音戯の郷が完成をしております。

千頭駅前線の改良工事は、平成2年から6年にかけて工事を行い、総額6億2,700万円、千頭駅前広場は平成3年から4年にかけて実施し、工事の総額は1億100万円、うち滝のトイレの工事費は4,820万円です。

音戯の郷建設は、平成4年から平成9年にかけて工事を行い、6年間では総額約18億3,800万円の事業費でした。うち千頭駅前線、駅前広場を含めた設計監理委託料が約2億円、音戯の郷建設に約12億3,600万円、貯木場代替建設には約2億9,000万円、音戯の郷駐車場整備には1億円ほどかかっております。

また、千頭温泉は、平成6年に温泉源調査を開始し、平成10年配湯開始まで4年間をかけ完成をいたしました。工事費は源泉調査に約1,600万円、採掘・ポンプ設置工事に約2億円、設計監理委託費に約950万円、配湯管工事に約7,000万円、その他の引湯施設に4,600万円ほどかかり、総額3億4,000万円かかっております。

合併前の本川根町時代は、観光立町を掲げ、千頭駅前を奥大井の玄関口と位置づけ整備を進めてきた経緯があります。合併後も千頭温泉を含めた千頭駅前の位置づけは基本的には変わらず、観光振興を図ってきましたが、近年景気の低迷も加わり、観光客は年々減少傾向にあり、観光客の誘客には大変苦労しているところでありますが、今ある観光資源を最大限活用し、観光客の増加を図り、地域の活性化を図ってまいりたいというふうに思っております。

駅前全体の金額はちょっと今の中で出ていませんけれども、今言ったものを集めるとその合計額が出てくるというふうに思います。

それから次の、町政の執行とリーダーシップということで、農業の再生、観光立町の理念、その基本的な行政方針に、町長としてのリーダーシップが問われますが、現実に観光、農業、水道、教育分野において、行政執行の遅れが多くの町民から指摘され、反発の声が上がっているということがございます。これに対して町長としてしっかり対応しろということだというふうに思っております。

まず、観光についてでございますけれども、本町への観光への入り込み客は、近年若干減少してはいるものの、平年を維持しております。宿泊者数は、平成2年度の14万4,500人をピークに、平成21年度では5万6,000人と大きな減少を見ております。

以前は、観光も温泉と自然を大きな資源として誘客を図ってきましたが、従来の観る観光だけでなく、体験する観光、学ぶ観光など極めて多様化しております。こうした観光ニーズに対応すべく、まちかど博物館を立ち上げましたが、今後は風景街道、それから風景街道沿いのたまりづくりなどうまく組み合わせ、観光の発展につなげていきたいというふうに考えております。

観光振興を図ることにより、その経済波及効果は、多くの地域産業に波及することとなります。観光客は、時間と空間を移動する線上で、宿泊、飲食、交通など、さまざまなサービスを受けることで、この地域がそのまま市場となり、お茶の消費にもつながり、また受け入れ側も地域のすぐれたもの、地域の資源ですとか、さまざまな観光資源等でございますけれども、それらを見つけ、来訪者に見てもらふことにより、その過程で地域に対する愛着が生まれ、自分たちの地域への誇りと自信を感じるところとなり、地域づくりにもつながっていくというふうに思っております。観光振興は、本町にとって重要な施策と位置づけ、進めていきたいというふうに思っております。

殊に、定住人口が減っていく中でございます。地域の活力というのは人口に左右されるものだというふうに思っております。定住人口が減っていく中で、どのようにして交流人口を増やすのかというのが大きな課題になってくるというふうに思っておりますので、観光振興、最近、観光への投資というようなことも大変少なくなってきたというふうに思っておりますので、そういう意味で、これから観光地づくり、もう一度しっかり考え直していきたいというふうに思っております。

それから、農業でございますけれども、議員御指摘のように、地域の農業、殊に茶業を取り巻く現状は厳しいものがあるというふうに思っております。そのような中で、未曾有の凍霜害に見舞われ、今年度の茶期も前年度対比94%という販売額となっております。過去3年間の平均販売金額からしますと84%ということで、平均した3年間を比べると84%という減収額という厳しい状況になっております。

町といたしましても、町単独事業ということで省力化施設整備、あるいは茶園の改植、自力作業道開設等の支援をしております。また、収益向上、コスト削減、安定経営の面から緑茶加工施設整備に取り組み展開をしております。

また、農業振興や地域の居住環境に悪影響を及ぼしている耕作放棄地対策でございますが、町も耕作放棄地再生に町独自の助成も実施しております。なお、国の補助事業であります中山間地域等直接支払交付金事業、これは6地区でございますけれども、進めております。また、建設課で実施しております農地・水・環境保全向上対策事業、これは5地区でございますけれども、等により耕作放棄地の発生防止につなげていこうということで進めております。

なお、小藪議員の質問にもお答えしましたが、川根マーケティング調査の解析等も現在進んでおります。川根茶の持つブランド力の維持・強化と、茶産地として安全・安心な茶づくり産地からの情報発信を積極的に図っていくことが大切だというふうに考えております。

それから、水道の関係でございますけれども、現在、南部地域においては、地名の簡易水道を進めております。それから北部、旧川根本町地域については、ひと通り整備は終わっているわけですが、修繕箇所等出ておりますので、それらも計画的に改善を進めているということでございます。さらに安定した水の供給のために必要な施策があるなら、それも当然考えていく必要があるのかなというふうに思っております。

それから、教育に関してでございますけれども、先ほどの小藪議員のお話にも一部ございましたが、教育長がまだ不在ということで、これについては何とかしていかなければならないというふうに思っております。

それから、この後、原田議員からの御質問、それから山本議員からの御質問もございましたけれども、教育に関しては南部小で複式の問題が出てくる、あるいは川根高の存続問題、そういう問題も出てくるということで、まさに教育は、この地域を担う人材を育成する大変重要なものであるというふうに思っておりますので、しっかり町の施策の中に組み入れて、何とかしっかりした人材が育成できるような、そういう教育環境をつくっていきたいというふうに思っております。

全体として、町長としてのリーダーシップが弱いのではないかと、もっとしっかりやったらどうだという御指摘かというふうに思っておりますので、リーダーシップのとり方というものについては、それぞれ人によって違うんだろうと思います。強力にぐいぐい引っ張っていくタイプもあれば、下から盛り上がってくる、そういう中で職員と、あるいは地域住民と話し合いをしながら進めていく、いろんなタイプがあるんだろうというふうに思っております。皆様方の御期待にこたえるよう、これから皆さんの御意見も聞きながら進めていきたいというふうに思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（板谷 信君） 9番。

9番（市川昌美君） 第1問の答弁でございますけれども、駐車場1億と言っていましたけれども、これは大丈夫ですか。

それから、この機能保証とか桑野山地区への土場の代替補償なんかは出ていないでしょう。これは何で私が質問したかということ、もう30年ぐらい前から、本川根というところは、本当に平地の少ないところで、お茶があっても平均で言えば3反歩かそこの、いわゆる小さな農家が散在していた状況で、その関係で、もう何をやったらいいんだろうということで観光立町という形。だから、私がこの質問をしたのは、これだけの投資をしているんですよ、だから何で総額を出さないのか、総額を出せと書いてあるでしょう。こんなことをやっているから突っ込まれるんだ、みんなに。もし間違っているものがあれば、ここで訂正しないと責任問題だよ。そのために私はこれを質問しているんだから。問題点がいっぱい現状ではある

から質問しているんです。どうですか。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） すみません、総額はこの表をいただいています、ちょっと見つけかねたものですから、総額で言いますと25億7,358万5,000円ということになります。それから代替補償ということで、桑野山の土場のお話を申し上げましたけれども、この中に桑野山の土場を買い上げて、それと駅前の広場と営林署と交換したということですので、そちらの方にかかったお金が、先ほど申し上げました貯木場の代替建設ということで約2億9,000万円ということですのでございます。したがって、この数字的にはそういうことで御理解をいただきたいというふうに思います。

議長（板谷 信君） 駐車場はいいですか。駐車場の金額が何だかと……。

（「駐車場はいいですか、この金額で」の声あり）

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 駐車場は、先ほど申し上げました工事の総額は1億100万円ということとであります。

議長（板谷 信君） 9番。

9番（市川昌美君） 要するに、この前の補正なんかでも、いわゆる観光費の問題で駅前の温泉、このまま残っていますね、補正で上がってきましたけれども224万5,000円ですか、これが問題になっています。だから、私が言いますのは、これはたしか21年12月に、もうこういう兆候があって、一応通報があったのが1月2日だったですかね。しかし、私、調べてみましたら、これは21年8月にポンプを入れているんですよ。入れ替えているんですよ。どうしてこのときに調査をやらなかったのか。これは問題ですよ。

ということは、私、前々から考えていますけれども、町長が任命する、あるいは推薦する団体もあるんだと思いますけれども、本当に専門的な知識を持つ諮問委員会というのは、通常のものだったらいいですけども、ある程度経験を積んだ人が何人か入っていないと、とても対応できないと思うんですよ。だから、当然これはガスセパレーターをつけたポンプを入れるべきであったのを470万ですか、パアになっちゃったんですよ。それも4カ月ちょっとで。それで今ジグザグしているでしょう。だからこの辺を、これは私ら、旧本川根のときに裁判までやっているものですから、地下の中は全くわからない。あの衆の言いなり、だからメーカーによるとメーカーの流儀だけを押しつけてきちゃう。だから、そういう段階で要するに業者を選んでいくという難しさがあるんだけれども、それはだれか一人か二人、専門家ではなくても、ある程度、それに精通した人間が諮問委員会の中に残っていないと、こういう結果はいっぱい出てくると思うんですよ。要するに今、接岨の温泉を運んでいますけれども、現在、どのくらい回数を運んでいますか。

議長（板谷 信君） 商工観光課長。

商工観光課長（羽倉範行君） 接岨温泉からの運搬は、2日行って、2日休みというような

工程で行っております。

(「量は」の声あり)

商工観光課長(羽倉範行君) 一日に4回、1回が2,000 ですか、2 tですので1日8 tになります。

以上です。

議長(板谷 信君) 町長。

町長(佐藤公敏君) 議員から先ほど8月に工事をやっているということでございます。私の就任前のことでありますけれども、当時、ポンプのつけ替え工事をしたのは、ポンプがガスの影響を受けて破損したということではなくて、経年劣化といいますか、数年使って、そしてそのときにガスで焼けたとかという現象が現れていなかったということでの8月の工事に至ったのだらうというふうに思っています。その後、1月にまたこのような事態になったということで、その8月の時点ではそういうことだったのではないかなというふうに思っております。

議長(板谷 信君) 9番。

9番(市川昌美君) 4カ月でそんなに変わるものか、ちょっと地中だからわかりませんが、この点検終了報告書が来ていますね。これを見ますと、同規格のポンプはもうだめだという報告ですね。ですから、ある程度結論が出ているでしょう、ここに書いてありますよ。

(「今回出た結論です」の声あり)

9番(市川昌美君) 今回の不具合に対してどのような影響を与えるかはわからないけれども、いずれにしても同仕様のポンプを再度導入することは不可と判断いたしますと書いてあるでしょう。

(何か言う者あり)

議長(板谷 信君) 町長。こちらを通してください。

町長(佐藤公敏君) それは、今回そのポンプが破損してわかったことだというふうに理解しています。

議長(板谷 信君) 9番。

9番(市川昌美君) 私が言いたいのは、これから技術的なものを含めて難しい問題もありますけれども、224万のこの調査費が6カ月もかかるのか。何でさっさとやらないのか。補正も何でもできたでしょう。ほかのものは当初予算が6月に補正で上がってきているものもある。だからこんなに、何でそんなに1カ月もお湯が出なくて慌てないのか。わずかな時間でこの計算はできているんだもの。だから、その辺で今、私は配湯者のところへ行ってきましたけれども、接岨温泉でも悪くないけれども、みんなほとんどホームページを出している。そうすると、千頭温泉の名前で成分、分析から何から出していると、詐欺だとこれでは思うって、自分だけ。だから余り長くなると困るということを言われたものですから、その点ど

うですか。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 市川議員のおっしゃることは、よくわかるわけでありませけれども、千頭温泉が温泉として認定を受けているものというのは、温度が25度以上あるからということでございます。成分的には要件を満たしておりません。そういうことで、まず慎重にかかっていきたい。何とか温泉を維持していくために、そのためには段取りを踏んでやっていきたいということで、ちょっと遅くなった部分がございますけれども、時間を要したということと御理解をいただきたいというふうに思っています。

議長（板谷 信君） 商工観光課長。

商工観光課長（羽倉範行君） 接岨温泉の使用というのは、保健所の許可が要りまして、その辺は許可を得ております。

以上です。

議長（板谷 信君） 9番。

9番（市川昌美君） 私は余りこういう分野で多くを言いたくないんですけども、これが恐らく2,300万ぐらいですか、いわゆるアメリカ製のレーダーのものを入れた場合は、そうするといかにも投資的に大きなように言われていますけれども、ある程度これだけの観光立町に向かって前向きにやって投資して、それを合併でみんな新町へ引き継いだ関係があって、その関係でもうその千頭温泉も、もう営業して、それで飯を食っている人がいるんですよ。それで、それを営業するについては、当然リニューアルもしたし、重油のボイラーもつけ、そうすると1,000万円ぐらいかかる、そういう状況の中で、今、リーマンショックの影響で不景気な状態で、観光なんかも特に直撃されているんですよ。そういう段階で、これを存続するだとか接岨のあれがどうだとかという話ではないですよ。一環の観光施設としてやっているものですから、ですから私らはこの駅前のを言っているんですけども。滝のトイレもそうでしょう。あれも問題になっていますよ。何でなっているかということ、あれはやめるつもりでしたよね。ところが、駅前の方が何とか存続してくれよということをした。一体どうしてですか、あれは町の施設ですよ。あの電気料を駅前の方が払っているんですよ。そんなの町営ではないでしょう。実際のところ、それでは泣いちゃいますよ。その点いかがですか。

議長（板谷 信君） それでは、質問に答えてください。

商工観光課長。

商工観光課長（羽倉範行君） 御質問にお答えします。

千頭駅前のトイレの電気料のことですが、駅前の方たちが存続をとという希望がございまして、会をつくりまして、その方たちが電気料を持つということで話し合いをいたしまして、納得しての御負担をしていただいております。

以上です。

議長（板谷 信君） 9番。

9番（市川昌美君） もう一つありますよ。これは大分たちますけれども、駅前の問題ですから出しますけれども、音戯の郷で働いていた委託職員5名。この人たちは突然、施設が赤字だということが理由かどうかわかりませんが、時給750円のアルバイトに降格されたんですね。何でこれはあそこの赤字の責任をここへ押しつけなければならないのか。それで1人やめて、もう一人もやめて、今3名いますけれども、これは町のやることではないですね。この点どうですか。これは前任がやったんですけれども、私は、だからこういうねじれを今の町長に直してもらいたい。特別なことをやっていただきたいというのではなくて、ごく普通に、だれもが納得できるような、そういう行政をやってもらわないと困るということで、その点いかがですか。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 今、即改善するという答弁は、ちょっとできないところでございますけれども、職員にしてみれば、合併後にそのような形で身分が変わって給料が減るということは、即生活に響いてくることでございますので大変だったろうというふうに思っています。そこら辺も踏まえて、もう少し内部で検討していきたい、そう思っています。

いずれにしても、先ほどお話ししましたように、千頭の駅前に高額な投資をして、それらの投資が現在十分に生かされていない。そこにその計画、当初のことを言いますと、町民も周辺の皆さんも、いろんな投資に対して歓迎をしていたといいますが、町民に後押しする空気があって、その中でやってきたことでございますので、当時の施策を責めても仕方がないというふうに思っていますけれども、現在ある施設、それらが効果的に生きる、そしてその中で働く方々は、それなりの適正な給料も得られるような形にする、それを目指していくというのが本来あるべき姿だろうというふうに思っております。現実にはなかなか難しいものがございます。音戯の郷については、行革推進委員会のほうからの答申もいただいて、その方向で検討を進めているところではございますけれども、なかなかちがいが明かないといえますか、そういう現状もございます。そういう中での問題でございまして、とにかく現状をもう一度しっかり私なりに確認させていただきたいというふうに思っております。

議長（板谷 信君） 9番。

9番（市川昌美君） 今、町長の答弁に、要するに音戯の郷の経営の問題が出ましたけれども、これは私の案ですけれども、あんなのはツーペイになるぐらいの経営は簡単なんですよね。役場の職員を2人抜けば。それを今、何ですか、去年なんかは係長クラスを2人入れているんですね。それで途中で教育委員会に欠員があって、教育委員会へ移って、1人になったから1,400万でしょう。それで3人のアルバイトが570万。1人分もないですよ、いわゆる当時、委託職員だった人は。これは徐々にやるという話ではなくて、人権の問題ですよ。基準局に飛び込まれたらどうしますか。若い人はもうやめてしまった。なぜやめたか、あそこで働かなくてはならない人だけ残っているから、一番弱い人が、一番えらい目食っている。

じゃ、2人いる職員どうしますか、降格しますか。同じことなんですよ。何の理由もない、落ち度もないのに、職員だから一生懸命やっていたのは、職員よりやっていたと思うんですよ。その人たちをああいう形にして、きょうも、チラシの中にアルバイトのあれが入っていましたけれども、その点いかがですか。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） そういうことも含めて現場を見ながら検討させていただきたいというふうに思います。

議長（板谷 信君） 9番。

9番（市川昌美君） それから、ここに教育と出しましたけれども、要するにささいなことなんですよ。私は卒業式と入学式に行ったら、本川根中学校の渡り廊下が、強化プラスチックで造ってあるのが割れて壊れていたものですから、その後、頼みに行っただけですけども、わずかな金だと思うんですよ、渡り廊下ですから木で造れば。大工さんに頼めば簡単にできるものだけども、それもなかなかできていないし、もう一点ありますけれども1点ずつ言います。それはどうですか。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 渡り廊下の件については承知していませんけれども、学校の施設整備についても臨時交付金等が入ったということもございまして、この21年、22年、かなり進んできているのではないかなというふうには思っております。まだそれでも足りない部分はあるんだろうというふうに思いますけれども、予算を見ながら優先順位をつけながら整備していきたいというふうに思っています。もしかして現場のことを教育長職務代理者はわかっていたらお願いします。

議長（板谷 信君） 教育総務課長。

教育総務課長（羽根田泰一君） ただいまの市川議員の質問についてですけれども、私も4月に行きまして、市川議員に言われまして現場へ行きました。そして遅ればせながらですけども、あれは強化プラスチックのものだったんですけども、その強化プラスチックのいいものを今度雨の当たるほうに移しまして、今度は木製のものを今発注して、もうじきできると思います。

以上です。よろしく申し上げます。

議長（板谷 信君） 9番。

9番（市川昌美君） それから、福祉センターから私のところへ来たんですよ。この前の地震で水道が壊れた。それで、2カ所直してもらったけれども、3カ所目が毎分3 漏れているものですから、それを直してくれと言ったら、福祉協議会に対して議会が厳しいからだめだと言う。私に何とかしてくれと来たんですけども、私、支所の担当のところへ行きました。これは物事もとのターゲットの違うもので、水道というのは、いわゆる福祉センターと一緒にしているもので貸借関係にあるもので、あれも工事費の割り振りが決まっているそ

うですよ。それを直さないともういだろうと言ったら、金がないというんですよ。今やったのは全部金がない。だから、特に課長は、1課しかありませんけれども、恐らく財務で止まるのか、どこで止まるのか知らないけれども、生活に密着したもので早急に直さなければならぬものが、金がないと止まるというのは、一体どういう行政の流れなのか。財務なのか、いわゆる出納なのか、あるいはどこなのかと思ったものですから、ちょっと広範囲になりましたけれども、その辺をちょっとお聞きしたいなと思います。

議長（板谷 信君） 福祉課長。

福祉課長（柴田光章君） ただいまの質問にお答えします。

漏水の関係でございますけれども、地震の影響かどうか、最終的には確認とれていませんけれども、そういったこともあって、そういった漏水があったのではないかというふうを考えていました。何カ所か調べまして、実際には緊急修繕をして、ある程度大きな漏水は食い止められております。ただ、それが修繕が終わった後も若干漏れがあるということで、根本的に見直す必要があるということで調査しようと考えております。どうもバルブのほうからの漏水が多いのではないかということでございますが、そのバルブが老朽化しておりまして回らないというような状況なものですから、そちらのほうは専門業者に入っていて、早速見てもらうというような形になっております。

以上でございます。

議長（板谷 信君） 9番。

9番（市川昌美君） 結局、私が指摘したいのは、余り深くやると、それぞれみんないろいろ影響があるから、私も今までずっと見てきましたけれども、2月26日にもあった、いわゆる入札の結果のあれを見ると、65億ぐらいであれだけの仕事を集中的に投資していくということはしわ寄せが来ますよ。なぜかという、旧本川根でも65億ぐらいの決算をやっていたんですよ。それが今、65億でこれだけの仕事をした。私らは基本的には思っていますよ。それぞれの町が一緒になったものですから、本当にどっちかのレベルの高い方、レベルと言ったらおかしいけれども、いわゆる完備した方法までは絶対に投資すべきであるということと同時に、これは一遍に5年や6年でやったら大変になるだろうと。だから、今現在の行財政改革という形で物を考えていればそうかもしれませんけれども、そうではなくて、行財政改革も、どうしたら存続できるかから出発しないと。つぶすことから物を考えていったら、行財政改革でも壊すようになっちゃうのですから、その辺をちゃんと考えて、そしてそれぞれ茶茗館にしても同じ、それぞれの施設をどうやったら活用できるかから出発しないとおかしくなると思うんですけれども、その点どうですか。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） つぶすことを前提に進めているわけではなくて、予算も今21年度で60億ちょっと超えたわけですか、最終的な補正を含めまして、そういう規模でいるわけですが、持続可能、長くこの町を維持したいということで、前町長も身の丈に合った財政ということ

で、それは町をつぶす話ではなくて、町を将来とも持続可能なまちづくりをやっていきたい、そのためには身の丈をしっかりと見きわめて、その上で健全な財政をつくっていかうということからスタートしたことでありますので、私もこの部分については同じように、この町が将来ともつながっていけるような方向を目指していきたいというふうに考えています。

ただ、昨年21年度、それから20年度については、臨時交付金、それから特別交付税、これが3月に決まってくるものですから、なかなか予測しにくいという状況の中で、繰越金もかなり出てきております。そういう意味では、繰越金が2年続けて多く出てきているということは、町民に対してもう少し還元すべきところもあるのかなという認識も持っておりますので、そういう中でしっかりした財政を維持しながら、まちづくりにも臨んでいきたいというふうに思っております。

議長（板谷 信君） 9番。

9番（市川昌美君） 継続も結構ですけれども、新しい風を吹かせると言って当選したんですから、みんな、だれが見てもこれはどうだろうというものは、それから見直ししていかないと。だからブロードバンドも何でもそうですけれども、結局まだ水道の段階の場所もあるでしょう。水道のいわゆる新設ですか、だから、そういうところの段階にあるのに、並行して何もかもやっていかうという考えというのは、何かバブルに見えますね、私は。ですから、どこかへしわ寄せが来ちゃう。だから、行政というのはどこまでいったって、隅から隅まで本当に血液のように行き渡らなければ。それは多少のアンバランスはありますよ。だけれども、住民からブーイングが出るような形で、北部なんかひどいですよ。この臨時交付金がなかったら仕事は何もなかった。入札が土地別になって、北部と南部と別にやっているんだもの。こんな旧態依然、本当に私は一番ここの中では年、多いと思うんですけれども、何か体質が古いんじゃない、私はそう思っていますよ。考え方の発想を変えて、もっと柔軟性を持っていかないと、それをリーダーシップとるのが町長ですよ。職員なんか失礼だけれども不利ではないかなという感じが時々します。その点いかがですか。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 継続するという意味で申し上げたのは、町を継続させる、持続可能な町をつくる、そのためには基本的には財政をしっかりとものにしていかなければいけないという意味合いで申し上げました。そして今、先ほど言いましたように、21年度でも冒頭予算といいますか、決算の概況を申し上げましたように、繰越金も出てくるというようなことで、繰越金が数年続いて出てくるということは、ある意味で町民に対してもう少し還元しなければいけないという部分があるかということでもございますので、そういう中で事業を今後考えていきたいというふうに思っております。

議長（板谷 信君） 9番。

9番（市川昌美君） 大体これくらいにしたいなと、時間もありませんので思いますけれども、ただ、本当に投資するところは1年でやるのを2年くらいにして、当然、重点的に農業

とかいろんなものというのは、これはブロードバンドなんかやっけていられませんか、本当に。そこへかけて、中川根は私らが前をかいま見ると農業へかなり投資していたんですよ。私がちょっと見たときには2億5,000万は大きいな、本川根よりよっぽど大きいなと思って私も見たことがあるんですけども、そういうものを重点的にやらなければならないときに、まだ早いわ、もう少し時間を持って、まずここが飯を食っていくことを一番重点的にやっけていかないと、それでお互いに無駄のない投資をしながら、環境整備をしながらやっけていく。余り一生懸命、それをみんな容認している衆が不公平感を持たないような、そういうテクニックも行政には必要ではないかと思ひます。

その点で本当に、私は割合辛抱強い男ですから、私に余り口を開かせないように、ごく普通にやっけて、同じ町の間人ですから、同じ議会ですから、本当にそういう意味で、私はどうしても我慢ならなくなれば物を言ひますけれども、ただ、そんな意味で私が農業再生を言っているのは、当然、この町としての方向性を決めて、北部は観光立町でどれだけやっけていくか、本当に今大変なときですけれども、それと同時に中川根の専業農家はほとんど飯を食べられないぐらいの収入しかないわけですから、そういう意味で、そこを重点的に、それで余った金で少しずつ環境の整備をやりながらやっけていかないと、65億ぐらいの予算になると、どこかで過剰投資をすると、必ずどこかが途絶えてくる。そうすると、そこが泣くようになりますから。行政というのは、どこまでも公平公正でないと、それは住民もそれぞれのあれが承知しないのではないかということをおし上げて、私の質問を終わります。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 先ほど入札が北部と南部と分かれているというようなことをおっしゃいましたけれども、入札は同じようにやっけておりますので、申し添えたいというふうにおしひます。

それから、事業には優先すべきものがおのずとあるというふうにおしひます。それから対処療法的に進めるものと、それから長期的に先を見て、今進めることが将来にわたって効果を生む、そういう事業も当然あるというふうにおしひます。そこら辺はめり張りをつけながら予算のほうでも編成をしていきたいというふうにおしひますので、よろしくおしひたいいたします。

議長（板谷 信君） これで市川昌美君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。5分だけ休憩させていただきます。再開は10時55分。

休憩 午前10時50分

再開 午前10時55分

議長（板谷 信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

3番、山本信之君の発言を許します。3番。

3番（山本信之君） 3番、山本信之です。

通告したとおり川根高校存続について、市場開発調査、研究事業について、情報通信基盤整備事業について、3点につきまして質問させていただきます。

川根高校存続について。

地域の活力、川根高校を守る会を立ち上げ、平成22年1月に地域住民の皆様、旧川根三町より要望書に署名をしていただきました。署名数は9,681人、本川根地区が229人、中川根地区3,747人、川根地域3,805人でした。2月15日に、その要望書を持参し、県教育委員会、遠藤教育長に発起人代表5人、同窓会代表3人、県議会2人、行政関係に2人、事務局1人で川根地域の現状及び川根高校の必要性等を請願してまいりました。

また、3月末に遠藤教育長が教育長辞任ということになり、4月より新人の教育長と教育次長が就任されましたので、急遽あいさつを兼ね、5月24日に発起人代表、これは町長、議長及び同窓会代表4人、町議会議員2人、行政関係が1人、事務局1人で、改めて県庁を訪ねました。県教育委員会での対応の安倍教育長をはじめ、寺田教育次長、塩崎高校再編整備室長の方々が対応してくれました。そこで、再度、川根高校の必要性及び川根地域の現状等請願してまいりました。

対応していただいた県教委の反応としましては、このように多数の皆様が陳情に来られたり、話題のある前に行動を起こしていただくことはまれであり、タイミングとしては非常によい時期であり、地域住民の皆様が川根高校は必要不可欠であるという強い思いを感じました。特に寺田教育次長様は、前任の自治行政室に過疎化地域対策を経験された方で、このように精力的に活動してくれる代表の方々がおられる地域は大切にしなければならないし、もし、川根高校がなくなると過疎化が進み、住民のいなくなる地域が出るおそれが考えられるので、今後、県教委及び地域の方々、地域の行政、教育機関等で知恵を出しながらやっていきましょうと力強い意見をいただいております。

今後の対策の1つとしては、少人数制、30人から35人の学級編制を行い、特別な生徒、例えば弁護士や医学部を目指すなどの生徒は仕方ありませんが、一般の大学は川根高校で十分対応できる高校であり、就職にしても各企業からの求人があり、全員が希望の就職先についているなど、地域の中学校生や父兄の方々に認識していただくとともに、中学校の集会などで川根高校のよさをPRしたり、東海道沿線からの受け入れ体制として、低額での下宿の整備等、地域の行政及び教育関係機関、町議会等が協力して活動してほしいと思いますという言葉をいただきました。

今後、行政及び教育委員会では、川根高校存続について、どのような対応をしていただくか、町長、教育委員にお聞きしたいと思います。

次に、市場開発調査、研究について。

知事は、川根茶の販路拡大のために、中国との友好都市提携について提言されました。これは川根本町にとってプラスにするような交流にしなければなりません。そのためには川根本町を訪れる交流人口が増大につながることで、そして川根茶の拡大につながることであります。当町は観光面においても力を注がれております。静岡空港が開港されたことにより、町民も中国を訪れ交流を図り見聞を広げ、中国からも多くの人たちが川根本町を訪れて交流を図り、町の活性化につながり、町が発展していただければいいと考えます。

市場開発調査・研究事業は、当初予算の計上に当たり、再度議会説明をした後、執行するとされたが、その後の経過についてお聞きしたいと思います。

次に、情報通信基盤整備事業について伺います。

高齢者の対策や住民への情報伝達などを目的として実施したいと説明されている情報通信基盤整備事業ですが、もう一度、この事業の持つ意義について、町長の考えを伺います。

議長（板谷 信君） 落としがありますか。そこでやってください。

3番（山本信之君） 川根高校の存続について、署名の人数が旧本川根地区は200人と言いましたが、2,129人です。すみません。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） それでは、山本議員の質問にお答えいたします。

川根高校の存続についての署名活動を実践され、先ほど議員が言われた署名者数9,681人の要望書を、平成22年2月15日に静岡県教育委員会の遠藤教育長様に請願していただきました。ありがとうございました。

また、新年度になり、教育長に安倍徹氏、教育次長に寺田好弥氏が就任したということで、速やかに対応をし、ごあいさつに行っていました。ありがとうございました。

川根高校の存続について、地域の熱い思いが、私も同行いたしまして、県にも十分伝わったというふうに確信しております。

さて、静岡県教育委員会では、県立学校の再編整備計画の推進、高等学校の再編整備ということで、平成17年3月に策定した静岡県立高等学校第二次長期計画に基づき、新構想高等学校等について具体的な準備を進めているところであります。この再編整備計画には、平成25年度から27年度までの整備計画が記載されております。川根高校は平成14年4月から川根地区連携型中高一貫教育を開始し、教育理念として、生徒一人一人の個性を重んじ、生きる力をはぐくむ教育を目指すとともに、21世紀の川根地区を担う人材の育成に努めるとしております。

この教育理念を具現化するため、地域に根差した教育、多様な生徒への対応、伸び伸びとした活力のある学校、新しい社会への対応等を実践しているところであります。私も本年度入学式に出席させていただきましたが、入学生は63名でございました。確かに少子化の時代となっておりますが、高校の活性化といえますか、地域の活性化の視点に立って、よりグレードアップしていく高校のあり方を、皆さんの英知を結集し、前向きに考えていけたらとい

うふうに思っております。

川根高等学校が開校して以来、多くの人材が川根高校を卒業され、地域の内外で大変な活躍をされております。川根地域における高校教育という面ばかりでなく、様々な面で川根高校が担ってきた役割にははかり知れないものがあると思っております。

確かに現在のところ、27年度までの第2次長期計画の再編の対象にはなっていないし、新たな再編計画もないということではありますが、現実問題として生徒数の減少は進んでいるわけでありますので、いつそのようなお話が俎上に上がってくるかわからないという状況にもありますので、機会をとらえては、地域の考え方、思いを伝えていかなければならないというふうに思っております。

また、安倍教育長をお訪ねした際にも、地域としてのバックアップというか、川根高校がいつまでも川根にあり続けるために、川根高校でしかできない教育をつくり出していくということが大切だというふうに思っております。

これは1つ事例を申し上げたいと思いますけれども、6月14日発行の町村週報、これには町村独自のまちづくりとして、人づくりからのまちづくり、教育の魅力で全国から人を呼ぶという現地レポートが掲載されておりました。これは島根県の沖合60kmほどのところに浮かぶ3つの離島、西ノ島、これは西ノ島町といいます。それから中ノ島、これは海士町であります。それから知夫里島、これは知夫村。3つの島それぞれ自治体が違うわけでありますけれども、この3つの島、3つの町村が島前地域という地域を構成し、海士町に位置する島根県立隠岐島前高校の事例でございますけれども、島前高校は、全校生徒90人程度、全学年1クラスという小規模高校で、このままでは高校の存続が危ぶまれるということから、島前高校を失うことは島前3町村にとって文化的・経済的にはかり知れない損失となる。高校がなくなれば、中学卒業と同時に島を離れなければならなくなる。仕送りで家計にかかる負担は一気にはね上がり、子供を持つ家庭の島外流出が進行するなどなど、というようなことがございまして、平成20年3月に島前高校と島前3町村による隠岐島前高等学校の魅力化と永遠の発展の会を発足させ、高校改革を進めているというものであります。国公立大学などへの進学を目指す特別進学コースの設置、次世代の地域リーダーを育てる地域創造コースの新設、これは昨年度の全国観光プランコンテスト、観光甲子園というものがあるようですが、ここでグランプリを受賞しております。島外からも生徒が集まるような学校にしようということで、県とも協議し、全国からの生徒受け入れを可能にし、寮費の全額、それから食費毎月8,000円、里帰り交通費等を補助するという島留学制度の新設、今年度の入学生の4分の1は留学生ということだそうでありますけれども、町を挙げて積極的に高等学校存続のための活動を続け、成果も上がっているということであります。

課題としては、職員は県からの加配と町からの派遣により確保しているとはいえ、忙しいということで職員の定員などの確保に向けて法改正の要望も続けていくということのようであります。それから、地域が学校経営にかかわり継続性を担保できる持続可能な仕組みづく

りが必要だということでもあります。

川根高校も、学校、父兄、地域が一体となって、特色ある川根高校、魅力ある川根高校づくりに取り組んでいく必要があるのではないかと考えております。

次に、市場開発調査、研究事業についてお答えします。

まず市場開発調査、研究事業は、当初予算の計上に当たり、その後の経過についてという御質問でございますけれども、執行に当たっては、お茶関係者、住民の声をよく聞き、また産業課で行われたアンケート結果を踏まえた上で、もう一度内容を精査していくという回答を3月にいたしました。4月以降、茶業関係者の各総会、農業委員会等、出席させていただき、いろいろな御意見をいただけてきました。お茶関係を取り巻く厳しい現状を何とかしてほしい、その思いは町民皆一緒であり、市場開拓においてはたくさんの期待をいただいていることを確認いたしました。

ただ、一気に国外にということではなく、国内にも販路の拡大の余地はないのかといった御意見もいただき、販路拡大の可能性をどこに求めていくか、さらに検討しなければならないという必要性を感じております。

しかしながら、3月末の凍霜害により行政の対応の優先順位としては、被害に対しての支援が先行されるべきであると考えておりますので、9月までに二番茶の状況もある程度把握した上で、支援対策を講じたいというふうに考えております。当然、市場開発・調査研究についても、あわせて議会等への説明を経て、先ほどもお答えしましたように9月以降に執行していくというようなことになろうかというふうに思っております。

次に、調査、研究は中国に対して行うのかというようなお話でございますが、今後、市場を調査、研究していく上で大変重要に考えておりますが、産業課のアンケート結果において、川根茶、川根本町の知名度が、関東圏、中部圏においては必ずしも高くなかったということでもあります。これから川根茶のみにとらわれず、川根本町の美しい自然や観光等々、川根本町のすばらしさを丸ごと発信していくことが大切であり、それは国内外を問わずPRしていくことが重要な戦略であると考えております。

国内においても、川根本町を丸ごとPRできる機会があれば、積極的に出かけていきたいと思っております。そこではお茶もそうではありますが、この恵まれた美しい自然やSL、温泉など、川根本町すべてをアピールしていく手法が必要だというふうに考えております。

国外に対しても全く同じ考え方で市場開拓を目指していく考えです。静岡空港開港に伴い、たくさんの外国の方々が静岡県を訪れるようになってきております。この機会をチャンスととらえ、たくさんの外国の方に川根本町まで来ていただき、自然や温泉、そしてお茶も楽しんでいただき、川根本町を好きになっていただくことが大切だと思います。

それから、情報通信基盤事業の目的はということでございます。

これにつきましては、安心安全のまちづくりを目的として、高齢者への健康福祉や住民への生活支援の分野で事業展開をしていきたいと考えております。

まず、県下で一番高い高齢化率と今後も増え続ける高齢者、独居老人世帯を対象とした見守りや健康指導に関するサービスを実施し、現在実施している健康福祉施策の補完をしたいと考えております。

また、住民への生活支援については、防災や生活情報を確実にお知らせする音声告知放送、町内全域でテレビ放送を受信できる難視対策、学校教育や商工観光分野での活用や、次世代に不可欠な超高速インターネットなどのサービスを展開していきたいと考えております。

このように、光ファイバー網を整備するということであっても、インターネット環境の改善が事業の主目的ではなく、整備される情報通信基盤を、世代・職種等に関係なく、幅広く住民が享受できるように利用していきたいというふうに考えております。

少し先に進みましたけれども、これで最初の答弁とさせていただきます。

議長（板谷 信君） 3番、山本君。

3番（山本信之君） 川根高校の存続については、ありがとうございました。

すみません、もう一回、教育委員会をちょっと言ってもらいたいもので……。

議長（板谷 信君） 教育委員会の答弁ですか。

3番（山本信之君） そうです。すみません。

議長（板谷 信君） すみません。じゃ、教育委員会、教育総務課長。

教育総務課長（羽根田泰一君） それでは、山本議員の質問にお答えいたします。

川根高校の存続についての対応についてとのことですが、川根地区の連携型一貫、中高一貫教育を柱として、今後は中学生、高校生はもとより、小学生を含めた地域の皆様とともに、協働の精神により、例えば大井川流域クリーン作戦等を実施して、地域のあり方を世代を超えて交流し、地域の一体感を醸成していく中で、川根高校が地域住民のよりどころとなるよう努められればと思っております。

ただ、また大都市や地方都市、また近隣の市町に出て働いたり、僭越ですけれども、家庭を持った方々の心のよりどころとなる、今後、かけがえのない川根高校であり続けるよう、皆さんでスクラムを組んでいけるようにと思っておりますので、よろしく願います。

以上です。

議長（板谷 信君） 3番、山本君、再質問。

3番（山本信之君） ありがとうございました。

今後、行政及び教育委員会により一層協力をよろしく願います。

それで次は、市場開発調査、研究事業について、この調査、研究は中国に対して行っていくのかお聞きいたします。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 先ほど少し入りましたけれども、調査、研究事業は、中国に対して行っていくのかという御質問ですが、今後、市場を調査、研究していく上で、大変中国という市場を重要と考えておりますが、産業課のアンケート結果において、川根茶、川根本町の知

名度が、関東圏、中部圏において必ずしも高くなかったということでもあります。これから川根茶のみにとらわれず、川根本町の美しい自然や観光等々、川根本町のすばらしさを丸ごと発信していくことが大切であり、それは国内外を問わずPRしていくことが重要な戦略であると考えております。

国内においても、川根本町を丸ごとPRできる機会があれば、どんどん積極的に出掛けていきたいと思っております。そこではお茶もそうではありますが、この恵まれた美しい自然やSL、温泉など、川根本町すべてをアピールしていく手法が必要だと考えております。

国外に対しても全く同じ考え方で市場開拓を目指していく考えであります。静岡空港開港に伴い、たくさんの外国の方々が静岡県を訪れるようになってきております。この機会をチャンスととらえ、たくさんの外国の方に川根本町まで来ていただき、自然や温泉、そしてお茶も楽しんでいただき、川根本町を好きになっていただくことが大切だというふうに思います。

山本議員がおっしゃる中国のほうの観光客も今後増えていくと考えられます。国外への発信は、まず川根本町をよく知っていただくと同時に、お茶の文化、日本一のお茶のステータスを体験していただくところを切り口にできないかと考えております。

また、海外ということでは、必ずしも中国に限定せず、ヨーロッパやアメリカ等についても考えていく必要があると思っております。イギリス、フランス等では、現地に出店して川根茶を売っている、そういう事例もあるようでありますので、幅広く可能性を求めていくことが大切だというふうに思っております。

いずれにしても、人口推計では2046年には人口が1億を切るということがございます。これをそれまでに、2046年までに37年あるわけですけれども、その37で割りますと、実に七十数万の人口が、静岡市クラスの都市が1つずつ減っていく、そういう割合で人口が減少していくという傾向がございます。しかもその減少していく世代は、お茶に親しんでいる高齢の方からということもございますので、国内市場、まだ可能性は当然ございますが、必ずしも国内市場というものが今後だんだん小さくなっていくという事実があるということは確認しておきたいというふうに思っております。

議長（板谷 信君） 3番。

3番（山本信之君） ありがとうございます。

執行は、これは企画で行うか、考えをお願いいたします。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 執行は企画課で行うかということですが、今回の市場開発調査、研究においては、課の枠を越えた取り組みをもって対応していきたいというふうに思っております。今回、産業課、商工観光課、そして企画課のプロジェクトチームを結成するように指示してあります。各課協力し、各課で持つ知識、経験を結集することによって、より大きな成果が生み出せるものと思っております。

国外に対して、国内に対して、こういった戦略があるのか、あるいは一番茶の品質や付加価値をどうアピールするか、お茶だけでなく、自然や観光をどのようにPRしていけばよいかなどなど、様々な角度から川根本町を発信していくということで検討を進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（板谷 信君） 3番。

3番（山本信之君） あと、市場開発調査、研究を行う時期はいつかお聞きをいたします。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） その前に、先ほどの企画が行うかという質問に対して3つの課を申し上げましたけれども、小藪議員にも先ほどお答えしましたように、3つの課を中心に、もう少し役場全庁に広げていくような形で対応していきたいというふうに思っております。

それから、市場開発調査・研究を行う時期はいつかということですが、これも先ほどの質問の中で答えておりますように、3月の凍霜害による被害に対する支援が、とにもかくにも優先しなければならない施策だというふうに思っておりますので、二番茶の状況も踏まえ、どのような支援が行政としてできるのか、9月には示していきたいというふうに思っておりますが、御指摘のありました市場開発の事業につきましては、中長期的、ある程度の時間をかけて行ってまいりたいというふうに考えております。すぐに結果が出るものではないというふうにも思っております。実際に予算執行するのは、9月以降、被害の支援の後ということになるかというふうに思っております。実際の施策については、8月というふうに先ほど申し上げましたが、8月ごろには議会にお示しして、その上で進めていきたいというふうに思っております。

議長（板谷 信君） 3番。

3番（山本信之君） この中国との友好都市提携については、3月議会において可決しております。今後、友好を深めることによって、茶業、観光、教育、文化など、どうしても町がより一層活性化し発展につながるように、行政においても、この企画を進めていってほしいと思います。

次は、情報通信基盤整備事業について、現在、想定している事業費とその財源の内訳、また年度ごとの一般財源の負担額について説明をお願いいたします。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 想定される事業費と財源内訳等についてということでございます。昨年度に試算したところでは16億6,000万円の事業費を想定しております。この事業費の中には、詳細設計費等も含まれております。また、詳細設計に当たっては、複数業者による見積もり単価の採用や資材数量による単価の引き下げ等があり、入札時には競争の原理による事業費の抑制も考えられます。しかし、いずれも不確定要素が多いことから、現時点では概算事業費16億円と申し上げているところであります。

また、考えられる財源としては、4分の1の県補助金と合併特例債の充当があります。例えば先ほどの16億円、これを事業費として考えた場合には、これは現時点のことではありますが、県補助金が4億円であり、残りの12億円を合併特例債事業としたいというふうに思っています。この合併特例債が11億4,000万円、一般財源が6,000万円となります。この一般財源の6,000万円については、合併特例債の充当率が95%ということによるものであります。

合併特例債事業における年度別の返済金額については、初年度7億円、次年度5億円の2年度による起債、利率2.5%、返済15年などの条件で試算した場合、元金・利子とも交付税措置が70%見込まれることから、年度別の実質一般財源負担金額は1,000万円から3,500万円ということになります。

なお、県の補助金でございますが、現在のところ23年度まではこの4分の1が確実ということでございます。24年度以降については、財政との相談によるということで、現在ははっきりしてございません。

以上です。

議長（板谷 信君） 3番。

3番（山本信之君） 本年度の事業計画として、予算審議の段階で、まず基本設計部分を固め、それを住民説明会や区長、議会に説明し、議会を経ていくことを確認しているところですが、もう少し詳しい説明をお願いいたします。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） それでは、事業スケジュールについて申し上げます。

予算審議において、まず基本設計を取りまとめ、その後に地区説明会等を開催し、住民等の理解を得ていくこととされておりますので、それに基づいて、現在、基本設計策定業務を実施しているところであります。ある程度の基本設計がまとまる時点、7月下旬を想定しておりますが、10カ所以上の会場で地区説明会を開催し、住民の皆様の御意見を伺いたいというふうに考えております。それと並行いたしまして、区長会や町議会への説明も行っていきたいというふうに思っております。また、町内の関係団体へは、基本設計をまとめる中で意見交換を行い、情報の収集、周知に努めていきたいというふうに思っております。

このうち区長会への説明につきましては、6月16日に、長野県下條村への視察を実施しました。34人中27人の区長さんに参加していただき、光ファイバー網を利活用した総合防災情報通信基盤整備事業を視察していただきました。次回7月26日に、区長会が開催される予定となっておりますので、その場をお借りして報告会と意見交換会を行いたいというふうに考えております。

また、地区別の説明会等を開催した後、基本設計内容に対して住民の皆様に御理解いただけたと判断した場合には、詳細設計業務の契約締結について町議会に上程するということになるというふうに考えております。

以上です。

議長（板谷 信君） 3番。

3番（山本信之君） 事業を実施すると仮定した場合で、町内事業者は、どういった関連をすることができるか考えられるものを教えてください。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） この事業に対しての町内事業者の関連についてお答えします。

現在想定している事業内容でお答えすることを御承知おきいただきたいと思います。まず思います。

まず、光ファイバー工事のうち、各世帯への引き込み工事については、現場条件の把握や住民の方との関係から、町内の事業者が担当することが適当であろうと考えております。ただし、当然その前に講習会等に出席し、光ファイバーについての知識・技術の習得に努めた上でということになります。光ファイバーの幹線部分については、経験、事業規模から町内事業者単独ということは考えにくく、大手事業者との提携等が考えられます。想定される範囲でお答えいたしますが、いずれも入札等の手続が必要であり、仕様書等によりできる限り地元事業者にお手伝いしていただけるように配慮していきたいと考えております。

また、施設完成後については、維持管理、主にケーブル等の補修になるかと思いますが、町内事業者で対応していくシステムをつくることのできるのではないかというふうに考えております。

以上です。

議長（板谷 信君） 3番。

3番（山本信之君） 最後です。情報通信基盤整備事業については、時間をかけて、町民が安心して暮らせるように進めていってほしいと思います。今後、町民が目標を持って暮らせるように、またこの町が発展していけるような行政に取り組んでほしいと思います。

以上で終わります。

議長（板谷 信君） これで3番、山本信之君の一般質問を終わります。

続いて、2番、太田侑孝君の発言を許します。2番、太田君。

2番（太田侑孝君） 2番、太田侑孝です。

通告のとおり、お茶の凍霜害の被害状況とその対策についてというタイトルにしてございますが、大分いろんな質問が出ておりまして、既にありましたものですから、町長にはその被害の受けとめ方について、特に意識しながらお答えいただきたいなと思っております。

といいますのは、3月の議会でもこのことについては質問させていただいたんですが、その段階では、今年のお茶の販売、あるいは売れ行きにつきまして、大変リーフ茶の低迷、お茶全体の消費の低迷ということで年間消費量が落ちておりまして、過剰在庫のこともありまして、大変今年は価格が相当低くなって厳しい状況になっていくということの前提でお話し、質問し、なおかつJAの茶業センターの買い取り方式からあっせん方式に変わっていくことがありまして、大変これは川根茶始まって以来の緊急事態を迎えているという茶振協の会合等でも見られました。その緊張感を持って質問したわけでありまして、3月30日の一

夜の悪夢といえますか、この凍霜害を受けまして、またがらりと緊張感が変わってきていると思います。そのときは足元緊急対策ということでお話をしたんですけども、この凍霜害の被害を被ったことによって、茶農家をはじめ、各商工関係、大変深刻な事態を迎えておまして、当町の基幹産業であります茶業の今後を考えますと、これはもう基盤を揺るがしていくようなことを内蔵しているというか、大変な問題を含んでいるように思います。差し当たっては、生産者の意欲をそいでいることはもちろんでありますけれども、生産流通組織の変化ではないか、あるいは基幹産業基盤を変えていくのではないかとというようなことを心配しながらお答えいただきたいと思っております。

それによって、恐らくはこの町民の日常生活に与える影響も大きいわけでありまして、日ごろから町長が言っておりますまちづくりの関係も、非常にこれは影響が今後じわりじわりと尾を引きながら継続的な深刻な問題になっていくのではないかなというふうに思っております。

そういったことを受けとめまして、町長はどのような被害意識、認識をお持ちであるかを主に聞きたいなというふうに思っております。

質問の内訳につきましては、それに沿って書いてございますが、被害状況の範囲、方法、時期というふうここに書いてあるんですが、一見、何の変哲もないように見えるんですが、その範囲というのは被害状況の対象者、あるいは方法というのは調査の内容、あるいは時期は、いつごろ何回ぐらい被害調査をしたのかというようなことが非常に重要になってくると思います。

それから、2つ目の被害農家の茶商等からの支援についての要望というのが、融資の関係では2件ほどあったということでありまして、逆に言いますと、要望が少ないということは、もうそれを通り越してしまって、頼みようがないような状況に陥っている農家が多いのではないかなというふうに思っております、一時的にお金を借りても抜け出しようがないというような非常に差し迫ったものがあって、物も言えないような状況ではないかなというふうに想定します。

それに対する行政としての支援、対応策につきましては、いろいろ借入金の利息の問題とか、いろいろあると思うんですが、今後どのようなことが考えられるかということでありまして。

それから、4番目に、二番茶以降から来季に向けての茶業の見通しということで、お茶の管理とか販売の見通しとかいろいろありますけれども、今ここに質問に立っているわけでありまして、二番茶のさなかでありまして、二番茶も荒茶で1,000円を割り込んで700円、800円というラインで今動いております、そうしますと、生葉代がゼロに等しいんですね。そうしますと、3月の段階で、私は農家は畑で青くなると言いましたが、茶畑は赤くなると言ったんですが、深刈りをして赤くなっていく茶園が非常に多いわけでありまして、その安い二番茶を抜けて、後の茶園の管理とか指導というものは一体どのように、各業界、指導層と

連携してやっていかないと救いようがないのではないかなというような心配をしておりますので、その辺について随時お聞きしたいと思いますけれども、基本的には被害状況の受けとめ方というものは、単に86%対前年比、13、4%の減収でしたということでは済まないと思うんですね。そこから波及してくるいろんな凍霜害、被害というものは、かなり深刻に広まってくると思いますので、それを踏まえてお答え願えたらと思っておりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 太田議員の質問にお答えいたします。

どういうふうにとらえるかということでの御質問でございましたけれども、まずは通告に上げられていることについて、まず申し上げたいというふうに思っております。

まず、被害状況調査の範囲、方法、時期等についてであります。被害状況の把握に当たっては、被害直後の3月31日、町と農協の担当者が、北は接岨から南は地名地区まで、町内27地点に調査ポイントを置き、枠内の被害芽の比率とその後の回復状況を観察によって調査をしております。時期は被害後約1週間に1度の頻度で行い、状況の把握に努めております。

次に、被害農家、茶商等からの支援についての要望状況ということでありますけれども、町内茶商からの要望は現在のところありませんが、農家からは、防霜ファンについて一定の効果を発揮したことから、設置要望が提出されております。

なお、現在、二番茶の最盛期でもあり、各農家とも今年のお茶を振り返る余裕もなく作業中であります。また、共同茶工場等を本年度設置しました地域農業支援員が巡回をしており、要望等を伺っております。

なお、地球温暖化や異常気象による災害が今後も考えられ、自然災害の脅威に対応は苦慮されるところであります。農家の皆さんはもちろん、県や農協と連携する中で、被害に対応していきたいというふうに考えております。

次に、行政として支援、対応策についてということですが、行政報告でも言いましたが、現在は一番茶が終わって調査を進めているという段階であり、凍霜害の影響の全体を十分に把握できておりません。また、二番茶等の動向も見ていきたいと考えておりますし、周辺市町の対応も少し見た上で、効果的な対応策を考えていきたいというふうに考えております。

なお、農協からの農家の資金借入れに対する利子補給については、近隣の市町、牧之原市や藤枝市、島田市も助成の表明をしたというふうに思っておりますが、川根本町も、これは後ほど中田議員の一般質問にも通告の中にございます。1.5%利子のうち0.75%は農協、残りの0.75%については町として補給を行うことによって、金利ゼロで借入れができるようにしたいというふうに思っております。

それから次に、二番茶以降から来季に向けての茶業の見通しと対策についてということで

ありますが、技術的には凍霜害以降、芽の生育がふぞろいであり、品質の低下、減収の要因になっております。この解消のために、二番茶以降、整枝に十分注意を払うとともに、樹勢の回復に努めることが重要であり、個別対応が求められることとなります。また、県、農協等指導機関とも相談して、来季に向けての対応を図っていきたいというふうに思っております。

なお、町は一昨年、農家に対する今後の農業経営に関する意向調査を実施させていただき、その結果を集計、分析を行ったところであり、認定農業者の経営改善計画方針に際し、状況確認や共同工場においても同様の個別面談を地域農業支援員を中心に実施し、また消費側における川根茶の現状を再確認するマーケティング調査を実施して、その結果の集計、分析を行ったところであります。

これらの状況を踏まえて、町の農業振興実務担当者会議を中心に、川根茶及び町の農業の現状の再確認、再認識を進め、農業振興策を講じていくほか、町農業振興計画、これは仮称でございますけれども、これの策定を進め、中長期ビジョンに沿って、高品質茶生産販売を目指すことで、活力ある農業振興によるまちづくりを目指していきたいというものでございます。

近年の異常気象が続く中で、今回の30年ぶりということの被害でございますけれども、30年ぶりとはいいいましても、かつてない大きな被害を受けたということでございます。近年の異常気象の状況を見ても、今年やったから向こう30年ないよということは、全く断言できないわけで、来年もあるいは再来年も起こり得る、そういうことも想定しながら対応をしていかなければならない問題だというふうに思っております。

農家の今回の被害をどう認識するかということでございますが、農家の皆さんにとっては収穫の時期、何と申しますか、一番心待ちにして臨む新茶の直前に、このように被害があったということで、お気持ちは察するところ余りあるわけでございますけれども、これも自然のいたずらということで言ってしまうとそれまででございますけれども、これからこれをどのような形で立て直していくのか、精神的な落ち込み、あるいは茶園のこれからどのような形で維持していくのか、大変心配される状況でございます。町といたしましても、応急的な措置としては、先ほど申し上げました金利の問題ですとか、あるいはこの後、中田議員からも出てまいるかと思っておりますけれども、いろいろな施策があるんだろうというふうに思っております。その問題と、それからもっと長期的にこの町の茶業をどのようにこれから振興していくのか、川根本町というまちづくり、この地域にとってなくてはならないお茶をどのように、お茶というもののばかりではなく、お茶にまつわる様々な文化ですとか、お茶にかかわること、そういうものを生かす中で、何とか町の活性化にとって欠かせないお茶の振興について考えていきたいというふうに思っております。

それから、太田議員常々おっしゃっておられますけれども、農家にはそれぞれ持っている農地の条件、面積の問題あるいは地形の問題、土壌の問題、いろいろあるかというふうに思

っております。それから共同工場で揉む方、あるいは賃揉みに出される方、個人工場で揉んでいらっしゃる方、いろいろあるわけで、その被害の状況、あるいは物のとらえ方、それぞれ違いがあるだろうというふうに思います。どこまできめ細かに対応できるのかという問題については事業の問題もあるかと思えますけれども、できるだけ現場の皆様方のお気持ちに対しながら対応できるように努めていきたい。そういう中で、議員の皆様方にも農家の皆様のお気持ちを十分把握していただいて、町のほうにも御指導、御助言いただければありがたいというふうに思っております。

以上です。

議長（板谷 信君） 2番、太田君。

2番（太田侑孝君） 被害状況の調査ということが出てきたんですけれども、ほとんどが大枠で共同製茶工場のデータと、あるいはJ Aとか経済連とか大枠が多いですね。それだけで本当の実害状況というのが反映されるか、この小さい町の中で。その点では非常に大まか過ぎて、ちょっととらえ方が今の段階では非常に不足しているのではないかなと思うんですね。

大型共同工場にしましても、当初、これは建設される当時は、生産量に対する基盤的な面積、それから総生産量、それから一日の製造量というのが最低限決められて、それにのっとった運営形態がされてくるわけでありますから、当然、製茶機械のお金の返し方から、建物の償還ということがあって、その設計でやっているわけなんです、その実態というのは全く追跡、ほとんどされずに来てしまって、現状の中で、そのコストがどうなっているかなどということは全くわからなくなってきたりしてしまっているのが実情だと思うんですね。そうしますと、それを支える準農家、準組合員を含めたお茶生産農家、生葉生産農家というのは、各工場によって、本当に手取り収入というのが全く変わってきてしまうんです。ですから、その辺の実態というのをどうとらえていくかということとか、この大型共同工場も生産技術とか個別の特徴あるお茶をどうつくっていくかというようなこととか、あるいは販売先とかいうことについては、なかなか任せであって、結構28工場のうち低迷している工場が多くなってきているわけなんです。

南九州市では、そういう面では基盤再整備ということで大型工場の再編成とか認定農家の確立というものがあって、行政指導のもとにそれが行われているわけなんです。当町の場合は、そういったことが全く手放しの状態に来て、被害状況をぼっととれといっても、なかなか出てこない。

特に各工場の借入金の問題とか、建物等の償却もありますけれども、コストの問題とか数量がだんだん落ち込んできまして、お茶の価格も下がってきますと、それは悪い方の悪循環に重なっていくわけですから、コスト高になってきて、本当に二番茶で言えば、生葉代も戻すところがないよというような状態で、非常に悪の循環に入ってしまったというようなことが非常に際立っております。

逆に、町のほうは個別、自園自製の個人茶工場、あるいは個人で出荷している人というのは、ほとんど掌握されていないですね。ちょっと古いデータになりますけれども、旧中川根では約70口ぐらい出ています。旧本川根では20口ぐらいあって、100ぐらいの個人自園自製プラス、賃揉みで揉んでもらったお茶を出荷するということから、この梅島下の茶業センターに、多分100口近い個人出荷と28工場近い共同ものがあるから、120幾つかのお茶が並んで、毎日それが審査されるわけですがけれども、とてもそれはやっていられないということで、個人工場の場合はA B Cでいくかわかりませんが、大枠で分けて取り引きで始末していくというようなことになると、非常にその辺の成り行きというのは、こういう凍霜害の陰の影響力として、相当これが深刻な打撃になってくるという点があるものから、谷さんが支援員としていろいろ聞いていただいているというのは心強い限りですがけれども、個人工場のほうまで含めていかないと、なかなか被害状況が拾えないし、陰の声を拾っていけないということでもあります。ですから、その個人工場については非常に大切にしていきたいと思う点が1つはあります。

特に、いろいろ話をごっちゃですけれども、マーケティング調査で、関東圏で川根茶のブランドの認知率が低いということですが、それは調査すれば低いんですよ。逆に言うと、PRをしていないから低いんですね。だから、こういうPRをしたけれども、認知度がどのくらい上がったかという調査ならわかるんですけども、まるっきり手放しの状態でやっていますから、行政もJAもほとんど川根茶という名前を発信していないと思うんですね。むしろ発信しているのは、個人の農家がいろんな点で、これはパソコンなりホームページでやっているというような状態しかないものから、非常にその辺の被害状況の把握という点については、ぜひこれはお願いとしてお受けとめいただきたいということが、まず1点あります。その辺について、町長のお考えをちょっとお聞きしておきたいと思います。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） これは一たん深刻な事態があると慌てふためくという状況があるわけでごさいます、今回もそういう部分が一歩あるのかなというふうには思っております。常日ごろから、こういうものを想定して、緊張した体制をとっていくことが基本的には大事だろうというふうに思っております。

ただ、被害があって、その後一番茶が始まって全品への出品と、こういうことに現場の職員がほとんどかかわってしまうんですね。そういう中で、現実の最も調査しなければいけない被害状況の調査等に遅れが出たという事実はあるんだろうというふうに思っております。

それから、個人工場等についての支援の関係になりますけれども、経営の収支等の記録もないというのが多くでごさいます、なかなか被害の実態といいますか、どの程度のマイナス影響が出ているのかというのを把握しにくいという部分もありますし、農家に出向いて、どのくらいあったのかと言っても、大づかみの話ということで、なかなか現状の認識ができにくいという部分もあるんだろうというふうに思います。そういう意味で、なかなか担い手

が高齢になっている中で、経営記録簿をつけてくれとかなんとか言っても、現実的に難しい問題もございますので、ただ、恐らく賃揉みをやっている工場に行けば、このお宅が毎年どの程度のお茶を荒茶として仕上っているのかというのは、その賃揉みの手数料を計算する上でなくてはならないデータでありますので、そういうものから、それを開示できるものなら、そういうものの中から拾うということはできるだろうというふうに思っておりますけれども、いずれにしても今の陣容でそこまで把握するというのは、正直言ってなかなか厳しいというふうに思っております。できればそういうものを自分で申告といいますか、そういうような形でもできるような体制も必要になってくるのではないかなというふうに思っています。なかなか被害状況の調査という点で、十分にいつてはいないわけでありましてけれども、こういう被害が今後もあり得るといことでございますので、そういう体制を臨機応変に動ける体制づくりということも、農協あるいは生産現場の農家の方等ともお話をしながら進めていきたいというふうに思っております。

議長（板谷 信君） 2番。

2番（太田侑孝君） その次、被害に対する支援対策ですけれども、時間もあれですから簡単に言いますと、農薬、肥料代とか、1%の話もございましたけれども、そういう扱いというのは、特に共同製茶工場の場合は、各出荷組合員の肥料、農薬の扱い高、あるいは生葉出荷量というのは全部わかりますので、それを根拠にした支援策はないものかどうかという点と、いろいろこれから検討されると思うんですが、総合支援対策として、この9月の補正で特別お考えいただく、佐藤町政として、これははっきり支援対策として打ち出すというようなことをお考えいただいて出す気持ちがあるかどうか、その点をお聞かせいただきたいと思っております。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 今議会で冒頭申し上げましたように、農業経営が次につながる、いわゆる積極的に自助努力ができる方向で支援していきたいというのが行政の補助する側としての立場でございますので、そういうふうにつながるような意味合いでの補助制度を考えていきたいというふうに思っております。

この後、中田議員からも具体的な提案もあるように伺っておりますが、そのことには中田議員が一般質問されるまで置きたいと思っておりますけれども、今言われた現物といいますか、肥料等への補助ですとか、あるいは先ほど個人工場のお話が出ましたけれども、先ほどの小藪議員のあれにもありましたが、防油堤というんですか、それらに対しても何らかの補助ができるのではないかなというふうに思っております。

それから今の肥料等への補助、それらを利子補給と含めて、農家の方が組み合わせてできるような、そういうメニューを示していければというふうに思っております。

いずれにしても、どこまでできるのか、行政としてどこまですべきかということも含めて対応を考えていきたいというふうに思っています。

議長（板谷 信君） 2番。

2番（太田侑孝君） もう一点、あと心配されるのは、耕作放棄地が発生しやすいということとございまして、非常に身近には、結構小さい面積ながら放棄されている茶園が目立ってきておりますし、かなり今年状況から踏まえますと、特に山側サイドでは放棄茶園が多くなると思います。その対応につきましては、前回は耕作放棄地で町内で27町歩でしたっけ、認定されているのがあってということで聞きましたら、そのうちの5、6反歩は何か転化作物で動いているというようなことで、ほとんど動かないんですね、今の制度では。

そうした折も折、この前、出なかったんですが、農地法が変わりますということで、ご存じだと思うんですが、特に遊休農地対策の強化ということで、農業委員会が指導勧告できるということで、この辺はどう考えて、どの程度の考えと予算を組んで臨むのか。

話は戻りますが、現行の耕作放棄地の認定が2年ですよ。2年放棄して収穫しないと。これは2年待っていると、とても手がつけられないということがありますし、狭い面積の、勧告すると農業委員会は言いますが、そんなことを言うなら、来てこいでくれやと言われた場合、どうするかというようなことが、かなり身近な問題として、県と連動しなくても、何かそれを手を差し伸べるような政策をお考えいただきたいなと思いますので、すぐは答えが出ないかと思うんですが、この農業委員会の制度の改正に伴って、どうなっているかという点を、ちょっとだけ町長にお聞きしておきたいと思います。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） その農業委員の指導という点については、ちょっと私もわかりにくい部分があるんですが、後ほど課長から、それについてはお答えしてもらいたいというふうに思っていますけれども、いずれにしても農業界にとって、茶業界にとって、大変な存亡の危機だというふうに思っています。今の放置茶園として認定するには2年間、この2年間放置することによって、茶園が全く使えなくなってしまうというような事態もありますので、それから先ほどもちょっと申し上げました防霜ファンについても、新規については助成ができるけれども、老朽化して、それを補修するとか、あるいはつけ替えるというようなお話になりますと補助がつかないとかというようなものもございまして、そういう基準について見直しをしていただけるような要望は、国・県に対しても今後していきたいというふうに思っています。

議長（板谷 信君） 産業課長。

産業課長（鈴木一男君） 農地法が変わりまして、農業委員会、農業委員の役割を重要視するようになりました。そういうことは耕作放棄地を解消するという方向に、農業委員が立ち入って指導、勧告するような立場になりました。

それで、今までの農業委員は法令業務が主な作業でありましたが、農業振興の業務から、農家町民の意見、そういうものを集約して上に伝えると、そういう仕事もその1つであります。それで新たに遊休農地、耕作放棄地の是正指導権限の強化ということで、先ほど太田議

員が言いました指導、勧告ができます。それから年に1度、農地のパトロールが義務づけられました。そういうことが変わった点です。

以上です。

議長（板谷 信君） 2番。

2番（太田侑孝君） 最後でお願いだけしておきたいと思うんですが、町長のほうから、防霜ファンのことが出ましたですがね、防霜ファンの現実問題は、お茶の価格がこうなってきました、防霜ファンの電気代を払えない農家も出てくるんです。防霜ファンは、古い方の防霜ファンはいっぱいありますけれども、機材、部品がなくなってきましたので、それが大変困ってきつつありますので、防霜ファンの新設というのは、なかなかそれは補助金もあるでしょうけれども、現状設置されている防霜ファンのそういう電気代の問題とか、特に雷が落ちて壊れたので部品がないよというのが、電気屋さんも困っておりますので、ぜひそこら辺まで思いを置いていただけたらありがたいなと思っております。

以上で質問を終わらせてもらいます。ありがとうございました。

議長（板谷 信君） 答弁はいいですか。

これで2番、太田侑孝君の一般質問を終わります。

傍聴の方には、誠にすみませんけれども、ここで休憩をとらせていただきます。

再開は午後1時からといたします。

休憩 午後 零時15分

再開 午後 1時00分

議長（板谷 信君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

議員の一般質問を続けて行います。

4番、中田隆幸君の発言を許します。4番。

4番（中田隆幸君） 4番、中田でございます。通告に従い、一般質問をさせていただきます。

それこそ先ほど小藪議員、太田議員によりまして、茶凍霜害の現状ということでいろいろ質問をされておりますので、ダブった点がかなりあると思いますが、その辺は少なく答弁をお願いしたいと思っております。全部で4点でございます。

1番としまして、3月末の30年に1度と言われる茶凍霜害は、早場所が非常に被害が大きく、また4月に入ってから降雹、雹が降りまして、二度目のダメージを受けましたが被害状況はどうなっているのかをお伺いしたい。

2点目ですが、この災害のJAによる利子補給が0.75%と、当町の利子補給0.75%の無利子での貸付状況はどのようになっているのかお伺いしたい。

3点目でございますが、防霜ファンの設置箇所は、被害が防げたところもあったと聞いておりますが、設置が古くなってきているため、維持する費用がかかるという声を聞いております。今後この設備の設置替え等を考えておられるのかどうかをお伺いしたいと思います。

4点目ですが、また、このようなお茶への被害対策を、今後どのように考えているのかをお伺いしたいと思います。

以上、4点をお伺いしたいと思います。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） それでは、中田議員の質問にお答えいたします。

まず初めに、凍霜害等の被害状況であります。太田議員の質問でも説明させていただきましたが、3月29日、30日の凍霜害とその後の低温により、新芽の枯死芽、新芽が枯れ死んだということです。及び生育停滞が発生をいたしました。特に生育の進んでいた早生品種と、町内南部早場所では30から50%の芽が枯れ死んだ被害が発生し、一番茶の減収・遅延につながりました。町内北部は、3月30日には、萌芽前であり、お茶の芽自体の耐凍性が高かったので、枯死被害芽の発生は少なく、その後の低温と相まって生育遅延が発生をいたしております。

今回の被害の特徴は、低音の度合いが強く、防霜ファンの効果範囲が小さく、1枚の畑の中で被害程度の異なるお茶の芽が混在し、その後の生育がふぞろいになり、摘採適期の判断が難しく収量確保ができなかったというふうに思われております。

なお、4月24日の降雹の被害は、一部地域に見られたものの、凍霜害による被害が大きく、その中での被害状況把握に努めました。

次に、太田議員の質問でもお答えをいたしました。凍霜害災害対策資金に係る利子補助成であります。農協の基準金利1.5%の2分の1を町が助成するということにつきましては、川根本町も0.75%、利子補助を行います。現在の本町の貸付状況ですが、申し込みが2件、相談5件と合わせて現在のところ7件の申し込みないしは相談があったということでございます。ちなみに島田市の申し込み相談件数でございますが132件、藤枝市については13件というふうに聞いております。

次に、防霜ファンについてでございますが、今回の凍霜害において、一定の効果が得られたことが報告されておりますが、老朽化が激しく十分な効果が得られなかった報告もされております。なお、補助事業で実施しました事業についての再補助事業は現在のところありません。よって、補助事業要件の見直し、補助基準、採択要件等の見直しを国・県に要望していきます。これは7月16日に、ふじのくに地域創造会議、知事を囲んでの円卓会議でございますけれども、これが開かれるということで、私の方からお願いを、要望するという事になっております。

最後の質問でございます。今後このような被害対策はというお話でございますが、地球温暖化や異常気象による災害が今後も考えられるという状況でございます。自然災害の脅威へ

の対応という点では、いろいろ苦慮されるわけでありますけれども、農家の皆さんはもちろん、県や農協と連携する中で、被害に対応していけるようにしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（板谷 信君） 4番。

4番（中田隆幸君） それこそ1番と2番は、先ほど言いましたけれども、小藪議員、また太田議員が話しておりますので、答弁も聞いておりますので、主に3番の防霜ファンのことについてお聞きしたいと思っております。

ある政治家の方から聞いた話でございますが、エコモーターを開発すると補助事業に入るということを聞いておりますが、防霜ファンには、このエコモーターがまだできていない、このエコモーターを開発していただく、こういう方向でお願い申していただければ補助も出ると思いますが、町長、7月16日の件ですが、その辺も要望できますかどうか、お伺いしたいと思います。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 7月の件については、もう既に何と申しますか、要望事項を出してございます。ですから、それに向けて回答等も準備しているんだろうというふうに思っています。ということで、今のお話でございますが、これについてはその当日、できればもちろんさせていただきますけれども、できないようでしたら、また何らか別のサイドからお願いをしていきたいというふうに思っています。ただ、そのエコモーターの開発というお話でございますけれども、また機会がありましたら詳しく聞かせていただければというふうに思っています。

議長（板谷 信君） 産業課長。

産業課長（鈴木一男君） 町長が今度の地域の懇談会の中で、その点にもちょっと触れてあると思います。既存の防霜施設を省電力型、これが今言っているエコモーターということになるかと思っておりますので、そのリニューアル化が可能な補助事業の要件の見直し、そういうことで要望していきたいと思っております。

以上です。

議長（板谷 信君） 4番。

4番（中田隆幸君） それこそ本当に防霜ファンが、旧中川根地帯のほうは古くなりまして、非常に電気料もかかるというのを、この前、それこそ全品の摘果のときに聞いております。それこそもう一点は、この前の降雹、雹が降ったわけですが、そのときに雷雨というか、雷がなりまして、モーターまでだめになり、次の被害、結局、凍霜害でやられたのに、二重のダメージを受けたと、ほとんどお茶が駄目になったと、そういう事例もございますので、ぜひともエコモーターの開発とか、そういうのを町全体で要望していただければ、二重の災害といいますが、雷とか、そういうようなのにも対応できるような、また被害があった

場合も少なくなくて済むと、こう思いますし、電気料も節約できるということで、新しい施設になりますと、その辺が農家のダメージも少なくなると、こう思いますので、ぜひともそういう研究機関といいますが、そのほうへも要望していただけるかどうか、その辺もお伺いしたいと思います。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） まず県への要望でございますけれども、補助基準の見直しの中で、このエコモーターも取り上げられるということでもございますので、その件については要望をしていきたいというふうに思っております。

それから、この開発に関してでございますけれども、これも開発促進に向けて県にもお願いをしてみたいというふうに思っております。

議長（板谷 信君） 4番。

4番（中田隆幸君） 防霜ファンの点は、その辺にしまして、凍霜害の現状ということで、これは静岡新聞の6月11日、金曜日の凍霜害の教訓という欄がございました。この中に、少し読んでみますと、生産者の気持ちに答えるのは当然、お茶の製造、販売を手がけるあるグループ、これは静岡のお茶屋さんですが、約100件の契約農家を持っておられると。その凍霜害による収益の落ち込みは100%、そのお茶屋が補てんすると。総額で1,000万円余、また2004年の凍霜害について、独自の取り組み方を考えていると。こういったお茶屋の業者さんもございます。また掛川では、こういうことを言っています。ある製茶の社長さんは、地元と契約の取り引きで、相場に左右されないで、これまでにない10年もつき合いがあり、関係はこれからも続いていくから、少しでも被害を受けた方には、少しでも価格面で後押しをしたいと、こう言っておられる農家がございます。私たちこの茶業のもと、ここでこの生産地で、こういう考え方を持っていて、被害を被害とせず、今後考えていくためにやっていただきたいことが1点ございます。

それは何かといいますと、うちのほうで組合でございますが、茶共済という共済保険がございます。これは島田にあります。ここでお茶の被害を受けた方、これを5年間でトータル一番上と一番下を取った3年間、この平均単価のお金の掛け方で違いますが、80%ぐらいを損害保険で賄うという制度がございます。うちの方でも6件の工場が入っております。原山とかあすなるとか、全部で6件でございます。こういったことを考えるために、結局今後被害があった場合に、こういう制度を使う考えがあるかどうかをお伺いしたいと思います。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 静岡市の産地問屋のお話、これについては100件の契約農家に対して最大130万円保障したとかという、新聞で記事は読ませていただいております。これはまさに茶商さんが川根茶を一生懸命売ろうとしても、振り返ったときに、川根茶がなくなっていたらとんでもない話だということの中から、これは本山地区でございますけれども、農家に対して、いわゆる所得補償みたいなことをやったわけでありまして、地域で茶業を守るという

観点から見ると、茶商さんも含めて、行政ももちろん含めて、いろんな対策を考えていく必要があるだろうというふうに思っております。その中で、茶共済の掛金に対する支援ができるかというお話でございまして、これについても現在、正直言いまして内部でも何とか支援の方法はないのかなということで検討はしております。現在、共同茶工場しか加入ができないんだそうです。というのは、小規模な農家ですと経営記録等がないようなということもあって、現在は共同茶工場の会員に限定されて、この制度が適用されるということで、1 a 当たり約3,000円ぐらいの保険料ということでございます。この保険料に対して、その前に加入を促進するということとあわせて、それに対して促進するための動機づけといたしますか、そういうことのために幾らぐらい補助できるのか、これからの検討でございませけれども、何らかの支援もできるのではないかとこのように思っております。

議長（板谷 信君） 4 番。

4 番（中田隆幸君） それこそ農業をやっている方に、やはりこういった未曾有の被害があった場合には、やはり何かをしなければならぬといった場合には、こういう制度を使っただいて、農家の負担を少なくする、被害のときに。これは今年利子補給をしても、来年また来たら、また利子補給しなければいけない、また元金は返さなければならぬと、こういう制度よりも、こういう制度を見直して、やはり推進していただくと、こういった方がいいと思っておりますが、その辺はどう思うでしょうか。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 確かに異常気象が続いていますので、来年も再来年も、このような事態が起こらないとは言えないわけで、常にそういうものに対応していく必要があるかというふうに思っております。ただ、残念なのは、これはお茶に限らず、農家、野菜も含めてそうなんです、どうしても流通過程が複雑になってきますと、まず売り値のほうから決まってくる、最後に生産者に対してのお茶の荒茶の単価という話になってまいりますので、どうしても生産農家での原価計算をした上で、適正な利潤を積んで売るという仕組みになっていないわけですね。これは昔から生かさず殺さずみたいな農政の中で、そういうふうに位置づけられてきて、かろうじて補助金で何とか過ごしているというのが農家だというふうに思っております。今のままでいきますと、農家はまさに赤字の中で農業経営をやっているというような事態でございまして、そこを基本的には変えていく、これはある意味では流通を短縮していくとか、そういう方向が大事になってくるのではないかなというふうに思っておりますけれども、観光振興とあわせて、そういう面にも考えていきたい。そして今のお話のような、いろんな制度面での基準の見直しですとか、そういうこともお願いする中で振興を図っていければというふうに思っております。

議長（板谷 信君） 4 番。

4 番（中田隆幸君） それこそ、先ほど町長からも答弁がありましたけれども、10 a 当たりの掛金が80%を保障すると言った場合に2,856円という値段で保障していただけます。これ

は全額の場合、その生産量が30万の場合には8割の24万円というお金が出ることになっていますので、ぜひともこれをやっていただきたい。

そこで1つ提案でございますが、例えば生産者がこれだけ出すというと、なかなか農業というのは大変ですので、売り値に何%かをお茶を売った相手、先ほど言った茶問屋とか、いろいろな業者があるのに、何%かのお茶のための共済のための、そういう賛助金みたいな形で取るような考えは持てないかどうかをお伺いしたいと思います。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 先ほど1 a当たりと私申し上げたかもしれないですけども、10 a当たりの間違いですので、それを訂正させていただきます。

それから流通過程で、その間に入る卸なり、問屋の方に負担していただくというシステムが果たしてとれるのかどうか、合意が得られるのかということについてはわかりませんが、もしかして、そういうものが取れば、一番農家の負担を軽減しながら、町の負担も少なくして、流通過程前提で見ていくというシステムでございますので、提案としてはおもしろいなというふうには思っておりますけれども、これについては、今何とも言えないと思っています。

議長（板谷 信君） 4番。

4番（中田隆幸君） 本当に税金みたいな考えですので、なかなか取れないと思いますが、こういうのも一応県の方へお願いするとか、そうしたことをしないと、地場産業のお茶というのは非常に苦しい。特に先ほど太田議員も言いましたけれども、放置茶園が多くなってくる。これはお茶をやれば損をすると、こういう負のスパイラルみたくなってしまうと、この産業は駄目になってしまう。そこら辺を考えるために、やはり私は共済というのはぜひやっていただいて、少しでも多くの方が、この未曾有の災害が来た場合に、それを受け入れるという、こういうのをやっていただきたいと、こう思っております。特に去年は原山地区とか、ああいう高地のほうで遅霜に遭いまして保険金を取ったという事例をちょっと聞いていますので、そこら辺を検討して、ぜひともやっていただく。これは産業課も町も皆さんでこの地場産業を助けていく。それには町の税金を使うのではなく、やはり町長も言っております、みずから自助努力をするというのも必要かと思っておりますし、またそれに伴う茶商さんたちにも、このようなことをやっていただくように、これは町全体が考えていっていただくことをお願いしまして、それこそ3人目のお茶に対する質問でございますので、この辺で終わらせていただきたい。本来なら、もっとほかのことも言いたいわけですが、きょうはお茶産業の、茶業、農業の方のために、ぜひともこの辺を考えていただいて、将来の町のためにやっていただくことを提案して、私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 今、中田議員が御指摘のように、今の農業、茶業も含めてそうですが、農業の持っている多面的な機能といいますか、国土保全ですとか地域の風景をつくるとか、

いろんな意味で農業の持っている機能というのは多方面にわたっているわけでありますので、農家のみを押しつけるということではなくて、もちろんそういう観点があるから、国も多くの割合で茶園管理等への補助、防霜ファンへの補助等々あるわけでございます。それをいただいても、なおかつ大変厳しい状況にあるという事態でございますので、何とか地域全体でこの地域の産業、茶業を守っていく、そういう方向を、これからは皆さんとともに真剣に考えていきたいというふうに思っています。よろしく願いいたします。

議長（板谷 信君） それでは、これで4番、中田隆幸君の一般質問を終わります。

続いて、6番、原田全修君の発言を許します。6番。

6番（原田全修君） 本日、私は2つのテーマを取り上げて、町長の見解をただしたいと思っております。

その1つ目、そもそもなぜ今、国内はもとより国際的なブロードバンド環境が大きく進化をしているときに、当町の最重要課題として16.6億円という膨大な初期投資が必要な、当町独自のブロードバンド基盤整備を進めなければならないのかという質問であります。

その2つ目、そもそも、なぜいまだに近年の急激な児童数減少の中で、近年に複式学級制への移行が余儀なくされる小学校が続出することが想定されていたにもかかわらず、学校再編や統合の検討はおろか、複式学級制への対応すら教育行政上の課題とならないのかという課題であります。これらのテーマにつきましては、私は既に過去幾度も議会の一般質問及び全員協議会等において、町長及び当局への質問をし、さらに課題への対応策として、私案の提案等を行い、善処を促してきたつもりであります。しかし、残念ながら私の目からは、その後、いずれのテーマについても住民目線でよい方向へ進んでいるように、前進があったようには見えなく、多くの良識な町民感情からは、町政への信頼感が揺らいできていると言わざるを得ない状況になっていると指摘をさせていただきたい。

町長は、就任以来、現場主義を唱え、現場の実態をつぶさに見ることによって、必然と答えが出てくるという主義をお持ちのようではありますが、これらのテーマについては、町民の意識とかなりのかい離があるように思えるために、今回、改めて見解をただしたいと思うものであります。

質問要旨を説明いたします。

初めに、川根本町のブロードバンド基盤整備事業の是非について、町長にお伺いいたします。これは3月議会での一般質問に関連して質問を行わせていただきます。

巨額投資が必要な川根本町独自のFTTH、各家庭へ光ファイバーケーブルを配信するという、このFTTH方式によるブロードバンド基盤整備事業計画は白紙に戻して、改めて既存事業者等、例えばNTTドコモ、FOMA、auだとか、こういった既存事業者との提携によるブロードバンド環境整備へと事業転換をすべきと提案したいと思います。これについてはいかがかという質問でございます。

少し具体的に説明をいたします。

低迷する茶産業や観光、林業、木材産業などの地場産業の復興や、少子高齢化が著しく進む中での介護、医療、教育などの当町の抱える諸問題に優先させた、16.6億円もの巨額投資が必要な町独自のブロードバンド基盤整備事業推進の必要性を改めてお伺いしたいと思います。これにつきましては、町長以下、当局が非常に積極的に推進しようとしている川根本町独自のFTTH方式によるブロードバンド基盤整備事業については、2月23日の全協におけるブロードバンド整備基本方針の策定委託業務の業者、これはビーム計画設計株式会社作成の中間報告、及びそのとき同席いたしました株式会社アイコミュニケーションという会社によりまずテレビ電話告知通信システムのデモンストレーションがその概要を示したのみで、その前後に実施された説明を含めても、社会通念的なブロードバンド利活用の紹介程度であり、当町の目標とするブロードバンド環境の構築への道筋が描かれたものではありませんでした。極めて説明不足、理解不足の中で、平成22年度予算として、ブロードバンド整備詳細設計費4,900万円が計上され、議会を通過していってしまうという珍事が出来たわけでありました。

このことは3月議会の一般質問での私の質問に対して、町長以下当局の答弁がこれを物語っております。3カ月前のこの出来事は、ここにおられる諸兄のまだ記憶に新しいものと思われれます。当事業が本格的に議論されたのは、3月議会の一般質問において初めてであると言ってもよいくらいであります。余りに答弁が形式的であり、論理性にも欠けていて、そして何よりも初期投資が16.6億円、合併特例債を使ったとしても、町の自主財源は5億円必要という巨額事業でありながら、業者依存、あるいは業者ペースの姿勢が強く、町としてのスキームの形成意欲、あるいは町の責任意識が希薄であるとの思いがあります。それでも最後の町長の答弁の中に、業者からの提案の中で、よいものが出てきたという認識で一応お諮りをした。ところが既に3年前の技術なんだというお話もあったので、今後は新しい技術も検討に含めて基本計画を練っていく必要があると思うとの意思が確認できたので、今後の進め方に町長のリーダーシップを期待しつつ一般質問を終わったものでありました。

その後、ちょうど3カ月経過した6月16日、区長会を引率して長野県下條村へ先進地視察と題してブロードバンド基盤整備の状況視察を行ったということであります。平成21年度の事業、ブロードバンド整備基本方針の策定業務委託の業者であるビーム計画設計株式会社の同行もあったということや、参加した区長から当日配布されたという資料を見せていただき、視察状況を伺った結果、本町、当局の姿勢にやや疑義を覚えたために、改めて本日確認をしたい思いをしております。

当日、ビーム計画設計株式会社が作成した資料を配布しておりますが、その中で、接岨、大間地区では、高速インターネットができない状況にあるという誤りの記事があります。また、川根本町としては、光ファイバーを利用した情報基盤整備の検討作業を行っていると言った記事は、3月の町長最後の答弁での町長の見解と大きく食い違いがあると思います。3月議会の前夜に戻ってしまった感すら覚えます。なぜ、このような記載を許すのか。巨額

なF T T H方式採用へのこだわりの政策誘導のにおいすら感じられると、そんなふうに思いました。

次に、平成21年度補正予算に計上、実施されたブロードバンド基本方針の策定業務委託630万円の業者からの報告書及びこれらに基づく当町の基本方針の策定結果の説明を求めたいと思います。

21年6月議会補正予算の質疑で、私の質問に対し、当局からは基盤の整備に当たっては、有線と無線等の併用に対しての比較検討も組み込んでいる。衛星通信システムについては、遠隔地に点在する集落に対して有効な整備方法であるのか慎重に検討していく。これらの検討結果の報告を委託業者から受け、本町としての方針を策定するとの答弁があります。しかし、現段階におきましては議会に対して、先ほど申し上げました2月23日の全協におけるビーム計画設計株式会社作成の中間報告としてのF T T H方式の基盤構築の説明のみであります。業者からの最終報告書を確認したいと思います。

平成22年度にブロードバンド整備詳細設計費4,900万が計上されておりますが、これは平成21年度の基本方針の策定結果に基づいているものであろうと思います。本町の基本方針を確認したいと思います。またこれは、だれが、いつ承認したのかを教えてください。

次に、情報インフラ整備については、防災行政無線設備施設整備、いわゆる同報無線の整備であります。これが平成24年から平成27年の間で事業費10億円で計画がされております。これとの整合が必要であろうかと思えます。また進化する携帯電話ブロードバンド、衛星通信ブロードバンドは、多彩なサービスのメニューの用意があります。川根本町独自のブロードバンド基盤整備事業は、これらを勘案しても有利性があるとの確信があるのかをお伺いいたします。

これにつきましては、3月議会での一般質問で、なぜF T T H方式にこだわるのかとの質問に対して、当局の方からは、同報無線の難聴者対策としてF T T Hが有効な手段であるとの答弁がありました。非常災害時の行政情報の伝達手段として防災行政無線があるわけですが、この難聴対策をF T T Hという地震、台風、火災などに非常に脆弱な有線形で補完するという考え方自体がまず間違っているのだと私は指摘をしたいと思っております。

携帯電話回線を使った一斉配信方式などの別の方法は考えなかったのかという質問に対しては、検討はしなかったということでありましたが、改めて再検討に値するものではないかお伺いをしたいと思います。特に町外に住居を移した役場職員への非常災害情報や緊急情報の告知も、原案のF T T Hによる告知端末装置では不可能であります。同様に町外へ通勤している人たち、町外へ出張している役場職員、また町外から当町へ通勤している方々に対しても、そのサービスも念頭に置かなければならないのではないのでしょうか。現在、既に今後にかけての情報インフラ整備の主流は、F T T Hのような屋内固定型ではなくて、屋内屋外移動型、これはモバイルという表見もありますが、モバイル型の時代に入ってきております。携帯電話ブロードバンドは、パソコンへの接続も容易であり、最近発売されたアメリカのア

ップル社、新聞報道によくあります iPad のような大型画面でのタッチパネル方式の携帯端末は、既にパソコンを不要にさせる時代を予感させるようになっております。

私が今ここに手にしておるのは、これは携帯 FOMA の携帯電話なんですが、これが届くところ、この議場もそうなんですけれども、ここにこのような、これはこのものをパソコンの横に、UFB 端子というんですか、そこへ差し込むだけで常にインターネットもできます。高速インターネットができるわけでありまして。寸又峡、接岨峡、あるいは文沢、この川根本町において、今、高速インターネットができないところはどこもありません。そんなようなことから、今後、屋外型の時代に入っていきだろう、移動型の時代に入っていきだろうということでありまして。

さらには、先ほど申し上げました町内の携帯電話不感帯エリアの解消も進んで、無線によるインターネットが可能になったということですが、さらに至近年の間に超高速化がされることが現実となってまいりました。東京都では、今年の冬には100メガバイトという超高速の3.9世代携帯電話が開始をされます。そのように光ケーブルとほぼ同等のスピードで処理ができるという、そういう技術の時代に入ってまいっております。町長の御所見を伺いたいと思います。

その次に4つ目、平成22年度にブロードバンド整備詳細設計費して4,900万円が計上されておりますが、予算の執行に当たっては、住民の同意を条件とするとの町長の議会への約束は、FTTH方式での現状の計画案を白紙とすることもあり得ると解釈してよろしいか。この場合、デジタル、デバイト、これは情報格差対策の必要性は、もちろん住民は理解しておりますため、投資額の大幅な軽減が可能な携帯電話ブロードバンド、あるいは衛星通信ブロードバンド等の既存事業者との提携によるブロードバンド環境整備という形を変えた事業に転換をするということをご提案したいと思っておりますがいかがでしょうか。

次の大きなテーマとしまして、減少を続ける児童・生徒数に対応するための教育環境の整備を急ぐべきであると思われるが、町長の見解を伺いたいと思います。これにつきましては平成21年6月議会、平成21年12月議会で教育問題を取り上げておりますが、これに関連したものであります。

新町発足に伴い策定された川根本町総合計画の教育分野の中での主要課題として、地域に根差した特色ある教育を行い、少子化に伴う統合を含めた学校の適正配置や通学区の弾力化などの検討が必要としてあります。

また、川根本町行財政改革実施計画集中プランでは、減少を続ける小学校児童数に対応するため、よりよい教育環境の整備の観点から小学校の適正規模について調査検討する、期間は平成18年から22年度としてあります。

こういった背景のもと、これらの課題への現時点での調査検討状況についてお伺いをいたします。

次に、南部小の複式学級化への移行の懸念、さらには小学校統合化への対応が喫緊の課題

であると思われませんが、どのような対処を考えておられるかをお伺いしたいと思います。これにつきましては、昨年の6月議会の一般質問で今回と同様な教育関連の質問を、私は杉山町長に行いました。その答弁が、南部小学校は平成22年度から、第一小学校は平成25年度から、中央小学校は平成27年度から複式学級になる可能性があるかと予測されます。このことから南部小学校の保護者の皆様には、状況説明に努めたいと考えておりますという唐突かつ無責任な発言であったと私は記憶しておりますが、町内は騒然となったことは記憶に新しいものがあります。新聞報道のあった翌日、南部小を訪れた町長は、校長に対して教員の加配、あるいは最低限講師の配属に努力すると弁明、その後、PTA会長に対しては、町費を投じて教員の加配を行うと表明をされております。その後、南部小では転入児童があったため、かろうじて今年度からの複式化は免れております。現在の町の対応状況をお伺いしたいと思います。

最後に、スクールニューディール政策と銘打った学校教育のICT化が進んでおります。情報通信技術化が進んでおります。また、川根本町独自の、先ほど来申し上げておりますブロードバンド基盤整備事業でも教育への活用を考えているとのことですが、教育環境の整備の観点から、具体的にはどのようなICT活用を考慮しているのか、これについてお伺いをいたしたいと思います。

以上、よろしく願いいたします。

議長（板谷 信君） 町長、佐藤公敏君。

町長（佐藤公敏君） それでは、原田議員の質問にお答えいたします。

まず、この事業の位置づけであります。静岡県のおか光ファイバー整備構想では、陸・海・空の交通基盤に加えて、急速に進展している光ファイバーなどを利用したブロードバンドネットワークを第4の重要な社会資本として位置づけております。

当町においても、超高速の情報通信基盤を、将来的に必要な生活や産業の基盤となる社会資本、インフラストラクチャーとしてとらえ、この事業を道路やダムなどの産業基盤整備や、学校、病院などの社会福祉施設建設と同様のインフラ整備事業として位置づけております。

次に、事業費に対する財源に関しては、現時点においては4分の1の県補助金と合併特例債の充当を検討しております。このうち県補助金については平成23年度まで、合併特例債についても平成26年度までという期限があります。

特に合併特例債については、合併後のまちづくりのために作成した新町建設計画に基づく事業について認められている起債であり、町で計画するすべての事業に活用できるというものではありません。将来的には、光ファイバー網を中心とした情報通信基盤の整備は必要だと理解されていることと思っておりますが、この事業実施については、これらの補助制度や起債を活用することが必要不可欠と考えております。逆に言うならば、特に合併特例債を活用できる時期でなければ、以後、こうした事業の実施は困難とも言えます。このようなことから、それらの制度を活用できる時期に、当事業を推進していきたいと考えているものであります。

次に、基本方針策定業務委託料についてはということでございますけれども、委託料については567万円であり、630万円は予算額でありますので、その点については訂正させていただきたいと思っております。

この基本方針策定業務については、平成21年11月24日にアンケートの結果報告、平成22年1月29日と2月26日には中間報告として、その時点で検討している整備方式やサービス内容等を随時説明してまいりました。完成図書については、議会事務局に縦覧用を置かせていただき、議員の皆様全員には概要版を配付させていただきます。

本年度、実施している基本設計策定業務においては、基本方針で示している公設民営についてのさらなる検討と協議、運営事業者の選定を重点的に進めていきたいと思っております。具体的な作業としては、大手通信事業者と近隣ケーブルテレビ会社と数回にわたり協議を進めております。この結果、民設民営については可能性なし、公設民営については可能であると回答している事業者もありますが、整備事業費等の課題を抱えております。今後、公設民営方式の運営事業者について、さらに検討していきたいと思っております。

また、公設公営方式における一部業務委託や指定管理者の採用など、考えられる中で最適な運営方法を追求していきたいと思っております。

3つ目の質問でございます。

まず、防災行政無線施設については、電波法等の規制から、伝達できる情報が制限されます。そのことも含めて、情報インフラと位置づけるか否かについては議論の余地があるかと思っておりますが、特に防災情報の伝達については、当然、防災行政無線等の無線設備と光ファイバー等の有線設備の相互補完という考え方で整備を進める必要があると考えております。

まず、現在の防災行政無線施設について説明します。防災行政無線施設整備とは、屋外スピーカーや戸別受信機を中心とした同報無線と、公用車や消防団に配備し、非常の場合に利用する移動系無線があります。防災情報の伝達手段としては、主に同報無線となります。その設備については、昭和61年から昭和62年に整備し、戸別受信機と操作卓については、平成14年から平成15年に改修しています。このうち戸別受信機については、全世帯の約3分の2に配備されていますが、3分の1、1,300世帯余りには配備されていない状況です。このため条件のいいときには屋外スピーカーにより情報伝達することも可能ですが、例えば台風等の強風や大雨時に、増水や裏山の崩壊等により避難をお知らせする場合、支障を来す可能性もあります。

進化する携帯電話ブロードバンド、衛星通信ブロードバンドについては、インターネット環境の改善には一定の効果はあろうかと思っておりますが、当町が計画する高齢者への健康福祉や住民への生活支援等のサービス提供は難しいと考えております。また、携帯電話を利用したサービス提供については、個人による携帯電話の購入や利用料金の支払いといった問題があり、衛星通信を利用したサービスでは、一般的には端末機としてのパソコンの操作が必要になるかと思っております。どちらにしても、高齢者が多い当町では、操作性の問題等、課題も多い

と考えております。

川根本町情報通信基盤整備事業が、これらのものを勘案しても有利性があるかとの御質問の回答としましては、川根本町情報通信基盤整備事業の事業の目的、提供したいサービス等を勘案した場合、携帯電話や衛星通信では利用料金の支払いや操作性等の課題により、事業実施は難しいと考えております。

次の質問でございます。住民の同意と事業転換ということでございますけれども、予算の執行に当たっての住民の同意とは、詳細設計業務を基本設計と詳細設計に区分し、まず基本設計を固めた上で、住民説明会の開催や区長会、議会への説明を経て同意を確認していくものと理解をしております。

そのことから、その基本設計の同意が得られなければ、次のステップとなる詳細設計業務の契約締結に進めないものと考えますので、その整備方式がF T T Hであれ何であれ、同意が得られるように努力をしていきたいというふうに思っております。今の段階で現状の計画案、さらには現在まとめている基本設計を白紙とすることは考えておりません。

また、既存事業者との提携による事業への転換とは、携帯電話等を利用した事業への転換を意味するのではないかとと思いますが、先ほども説明したとおり、当町が計画しているサービスの提供は難しいものであり、個人による端末機の購入や利用料金の支払い、また、サービスごとの利用料金の個人負担等が生じるため、事業の推進はより難しいものになると考えております。

さらに、御質問に、川根本町独自のF T T H方式によるブロードバンド基盤整備事業とありますが、公設民営、一部公設公営、F T T H、I P告知放送、地デジ対策、これらのいずれも川根本町独自の事業形式ではなく、全国各地に多くの事例があります。例えば、議員の皆様が視察研修された山梨県道志村、町職員が視察研修した新潟県村上市、長野県下條村など、どこをとって川根本町独自と呼ばれるのかわかりませんが、基本設計を取りまとめ、住民の皆様への周知に努めたいと考えております。

次に、教育環境についての御質問にお答えをいたします。

新町発足に伴い策定された川根本町総合計画の教育分野の中での主要課題として、地域に根差した特色ある教育を行い、少子化に伴う統合を含めた学校の適正配置や通学区の弾力化などの検討が必要としてあります。

また、川根本町行政改革実施計画集中プランでは、減少を続ける小学校児童数に対応するため、よりよい教育環境の整備の観点から小学校の適正規模について調査検討する、平成18年～22年度としてあります。

これらの課題への現時点での調査検討状況について伺うということですが、川根本町行政改革実施計画、第2回改訂版集中改革プラン、平成18～22年度のナンバー32として、取組項目としては、町内小学校のあり方についての調査検討、取組内容としては、減少を続ける小学校児童数に対応するため、よりよい教育環境の整備の観点から、小学校の適正規模

について調査検討します。目標としては、適正規模の調査、それから平成18年から22年度調査ということになっております。

現時点での調査検討内容でございますが、平成18年度においては、結果として未検討であるということで、また効果、問題点等は、小学校統合については慎重な対応が必要であるが、調査を実施し方針を検討する必要があるとなっておりまして、平成19年度においては、実施内容は、児童生徒の推計調査から、中川根南部小学校は複式学級が平成23年度から1学級、24年度からは2学級となる可能性がある。児童数の減少による単式学級維持の難しさは町全体の傾向にあり、今後の児童数の推移について引き続き調査が必要であると、期待される効果については、小学校4校のうち1校を減とした場合、予算額3,500万円、学校管理費とこれは教育振興費、現在の4校で割って算出した額でございますけれども、地方交付税の減額、これについては1校が減じた場合、1,350万円の歳入減、問題点については、小学校統合については、教育のあり方等を十分に協議した中で、保護者や地元住民など関係者への話し合いや説明を重ね、慎重に進めていく必要がある。

それから、平成20年度の実施内容でございますが、教育委員会（協議会）で、町立学校の児童生徒数の状況を示し、今後の教育のあり方について協議を進めていく方向性を確認した。平成21年度には、平成22年度に複式学級となることが予測される中川根南部小の保護者に状況説明に努め、協議を進める際には町行政との意見調整を図っていききたい。また期待される効果については、1校当たり経費、これは平成20年度の実績からでありますけれども、学校管理費1,606万円、これは内訳として工事費が107万8,000円、それから管理備品費43万8,000円が含まれております。教育振興費583万9,000円、これは教材備品費40万円が含まれます。スクールバス経費としては、中川根南部小児童が中央小へ通学する場合、約300万円の増、バス路線の拡大による経費の増、あるいはバス代等となっており、問題点は、平成21年5月1日、学級編制準日以降、児童数の変動がなければ、中川根南部小は平成22年度から2年生と3年生で複式学級の対象となる。一方、県では小規模校特有のきめ細かな指導の利点に着目し、学級編制に関する見直しを進めている。複式学級イコール学校統合となるわけではないが、今後、多少の増減はあっても、町内の児童数が減少していくのは事実であり、当町における教育のあり方を協議することは必須である。

それから、平成21年度の実施内容でございますけれども、教育委員会において町内各学校への入学見込み状況等を示し、説明を行っている。委員においても今後の重要課題として認識している。検討資料として、通学にかかる経費や施設維持経費に関する資料の収集、整理を進めている。問題点は、特別支援学級の児童生徒、またはそれに相当する児童生徒が増加しているため、指導方法のあり方を財政面も含めて協議していく必要がある。

教育委員会として、今後の教育のあり方について協議を進め、施設設置者である町との意見調整の中で方針案を定めていききたい。また、当面複式学級等が予想される学校の保護者には状況説明に努めたいとなっております。

これまでも教育委員会の協議会において、協議をしてきたところと聞いております。7月1日には、会議の開催予定があり、協議をお願いしたいと思っております。

次に、南部小の複式学級化への移行の懸念、さらには小学校統合への対応が喫緊の課題であると思われるが、どのような対処を考えているのかということでありましてけれども、中川根南部小学校の現況は、1年生が6名、2年生7名、3年生10名、4年生12名、5年生15名、6年生16名の全児童数66名となっており、職員は校長1名、教頭1名、教諭7名、養護教諭1名、事務主査1名、町職員1名、非常勤講師1名の13名の構成となっております。

平成23年度になりますと、現在の1年生が2年生、2年生が3年生となります。そうしますと6名と7名となり合計13名となり、学級編制基準の16名以下となるため複式学級編制となると推測されます。

藤枝市、焼津市、島田市、牧之原市、御前崎市、菊川市、掛川市、袋井市、磐田市、湖西市、吉田町、川根本町、森町の10市3町を所管する静西教育事務所に問い合わせたところ、牧之原市立片浜小学校、児童数43名は、2年生9名、3年生3名の複式学級をしている。島田市立相賀小学校、児童数52名は、4年生と5年生の複式学級を、島田市立湯日小学校、児童数41名では、2年生と3年生、4年生と5年生の複式学級を、それから島田市立伊久美小学校、児童数28名では、2年生と3年生、4年生と5年生と6年生の複式学級を、ただし伊久美小学校には5年生の児童がいないため、実質4年生と6年生の複式学級と聞いております。

本町におきましては、平成23年度に中川根南部小学校が複式学級とならざるを得ない状況となり、後年度においても、少子化により他の小学校も複式学級になると推測されます。確かに、現在の少人数のクラス編制には、児童にとってたくさんのいいところがあると思います。町内4小学校は、本町の自然的条件である総面積496.72km²の広い町域においては、適正配置されていると思っております。しかし、児童数は現在の状況を勘案してみますと、将来においても増えるとは思われません。

原田議員がおっしゃられるところの小学校統合への対応が喫緊の課題であると思われるがとのことですが、先進事例としての松崎町について述べさせていただきますと、松崎町には4つの小学校があったのを1つの小学校に統合したとのことですが、先日、松崎町の教育委員会に聞いたところによりますと、4つの小学校のうち3つの小学校を1つにしたのが平成19年4月、この時点では町内の小学校は2つとなったということで、平成22年4月には1つの小学校となったそうであります。この統合については、複式学級にしないためということで統合を進めたということです。児童の通学距離はどのようになっているのかと聞きましたら、小学校に通学する児童で通学距離が一番長い児童は8kmとのことでした。

なお、松崎町の面積は85.23km²です。これに比べて本町の自然的条件である総面積は496.72km²であります。特に児童の通学における負担を考えると、自然的条件においても、また社会的条件であります交通基盤の整備がより一層充実すればというふうに考えておりま

す。

それらの動向を見据えた中で、将来を担う児童の立場に立った小学校のあり方、適正規模を模索し、よりよい教育環境の整備を進めていきたいと思っております。

次に、スクールニューディール政策などで学校教育のICT化が進んできている。また、川根本町独自のブロードバンド基盤整備事業でも教育への活用を考えているとのことであるが、教育環境の整備の観点から具体的にはどのようなICT活用を考慮しているのかという御質問でございます。

昨年、企画課で実施しましたブロードバンド基盤整備基本方針策定業務の中で、学校関係者に対しヒアリングを行っております。その中で、パソコン教室にパソコンが整備されているにもかかわらず、回線速度が遅いため、パソコン関連の授業では、効率的な授業ができていないという意見が、ヒアリングをした学校からは出されています。

ブロードバンドの活用方法としては、遠隔授業が可能となれば、授業協力という形で他校に出向いている時間が他の時間に有効活用できる、これは今後、専任教師の配置がさらに難しくなるのではという想定によるものです。また、校内LANを見直し、各教室でパソコンを利用してパワーポイントなどを活用した授業を広めたい等の希望も出ております。

児童生徒、学校の管理面からは、児童生徒の安全確保のための下校状況の確認や、校内定点カメラの設置、また電話による連絡網がうまく機能しないので、下校後の連絡システムの整備が挙げられました。

本年度においては、学校教育における利活用をさらに検討するため、6月15日の校長会議で依頼し、7月中に教頭先生、または教務主任クラスの意見交換を考えているところであります。その場において、より具体的な利活用について意見を交換していただきたいと思っております。

昨年導入した電子黒板についても、若い世代の先生方を中心に活用され始めているとのこと。ICTを活用し、よりわかりやすい授業の実現に向け、基盤整備が必要であると考えています。

今後の大きな課題としては、光ファイバーなどの高速ブロードバンドが整備された場合、セキュリティやプライバシーの保護、インターネットによるいじめなどが想定されるため、小学校からの教育が必要であり、保護者とともに対応する必要があると考えております。

以上でございます。

議長（板谷 信君） 6番。

6番（原田全修君） それでは、具体的な質問をさせていただきますが、相互に関連するものとして、最後に私、提案いたしました学校教育のICT化ですね、これは初めのテーマに関連をいたしますので、逆さまに質問をさせていただきますが、まず、学校教育でのICT活用ということで、これから検討すると。実は光通信基盤整備で、ブロードバンド基盤整備の中で、教育環境改善ということでイントラネット網を構築していくと。その中で対応

していきたいというお話がありました。これにつきましては、やはり学校間の連携だとか、あるいは県・国、教育関係機関、こういったところとの連携をやるには、光ケーブルというものは必須のものであろうかと思っております。ただし、F T T Hということは全くこれは論外であります、そういったような基幹系の整備というものは当然必要になってくると思います。こういったところを使って、どのように教育関係、I C Tを活用していったらいいのかという御所見をまず伺いたいと思います。

議長（板谷 信君） 教育総務課長。

教育総務課長（羽根田泰一君） 原田議員の質問にお答えします。

今のスクールニューディール政策でということなものですから、これについては先ほど町長が答弁しましたように、電子黒板は大変活用されていまして、この前も授業をちょっと見せてもらったんですけれども、若手の先生方が、ちょうど小学校あたりでも英語の勉強ということで大変活用していまして、このニューディール政策が成功したと思っております。

ただ、今、原田議員質問の、どのように各校の連携を図るかということについてですけれども、これもそれぞれ各校間の教育の目標、大体似たようなものでやっていますので、それぞれの校長先生の協調性というか、毎月1回、校長会をやっています、その中でいわゆるコンセンサスは得ているんですけれども、こういうものを各校に配置すれば、いながらにして、そういう共通認識は持てるではないかということで、それが一番のメリットだと思っております。

以上です。

議長（板谷 信君） 6番。

6番（原田全修君） 話があっちこっちするものですから申し訳ないんですが、町長の答弁、光ブロードバンド基盤整備につきましては、その必要性は社会資本を形成しなければならない、こういったことから、どうしてもこれは必須のものだというようなお話があったんですが、社会資本として整備をするということは、例えばこの教育関係に当たっても、教育関係イントラネット構想というものがしっかりしていて、初めて社会資本化するという、こういうふうな観点に立たなければならないと思うんですね。ですから、町長にお聞きしたいのは、社会資本として、この教育関係イントラネット、これをどのように構想しているかということをお聞きしたいということなんです。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） まさにこれからのグローバル化時代、国際人として生き抜いていくのには、当然こういうものが社会インフラとして必要になってくるんだろうというふうに思っております。ここの川根にいながらも、国際的な感覚も身につける、そういう意味で情報基盤を整備していきたいということでもあります。

議長（板谷 信君） 6番。

6番（原田全修君） そういった一つの目的意識をしっかり持った教育関係においては、教

育イントラネット網を構築していくんだと。そうすると、ブロードバンド基盤整備というものも、この部分については必要なものだということがはっきりしてくるわけなんですね。ですから、FTTHというものを意識して、そしてこれを社会資本として必要なんだという、これは非常にあいまいになってしまう。ですから、この辺のところをしっかりと検討をした上で基本方針をつくり、そして基本計画に入っていき、そして設計に入っていきと、こういう手順が必要なんです、この辺のところはぐちゃぐちゃになってしまっているというのが、非常にわかりにくい今の基盤整備の説明なんですね。教育関係についてはわかりました。

ですから、そういったところで基幹系は学校間を結ぶ光ケーブルは必要なんだという認識、これは私も了解はできるんです。FTTHとは違います。各家庭へ張りめぐらせるというのは、全くこれは観点が違うわけでありますが、そういったところを整理していかなければならない、そういう考え方でよろしいですか。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） そのように考えてくださって結構です。

議長（板谷 信君） 6番。

6番（原田全修君） わかりました。だんだんさかのぼっていきます。

南部小の複式学級への関係であります、先ほど申し上げましたように、杉山前町長が1年前に、町費を使ってでも南部小には先生を加配していきたいということを伝えてある、PTAあるいは学校のほうへ、これについてはそのまま引き継いでいってくださるということでしょうか。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 特に引き継ぎ事項の中に、そのお話はなかったかというふうに思いますが、もちろん、そのような事態になって、どうしても必要だということであれば考えていかなければならないのかなというふうに思っております。その前に、まず県に加配等のお願いも当然していくということも必要になってくるというふうには思っています。

議長（板谷 信君） 6番。

6番（原田全修君） 現場主義の町長ですので、現場の声を聞いていただければ、すぐに察知ができると思うんですが、まず今年度からでしょうか、新学習指導要領がスタートをします。ゆとり教育からの脱却ということで、学校の方は、これから大わらわになってくるといふ予測をしますが、学校の校長先生も、やはり相当その辺を心配しております。これが複式学級になっていったときは本当にどうになってしまうのか、非常に危惧をしておられる、こういったようなところが1つ。

それから複式学級、要するに生徒数が減少して、まだ学校が存続しているということになりますと、先生への負担、あるいは父兄への負担というものが大きくなるわけですね。そういったような先生への負担がかかってくるというようなことから、加配ということをお考えなければならぬだろうと。最低限、講師の配属はお願いしたいというような声

がかなり強いように見えます。その点を確認をさせてもらいたいと思います。

議長（板谷 信君） 教育総務課長。

教育総務課長（羽根田泰一君） ただいまの原田議員の質問ですけれども、講師についてですが、中川根南部小の校長先生とも、私、事前にお話ししてはしまして、また行政当局にお願いしなければならないことだと思いますけれども、このままいきますと、平成23年度には複式学級となると。そうしますと、多分、現行の教諭の7名というものがちょっと少なくなってくるのではないかと。ただいま6学級ですので5学級になると、そうなる必然的に少なくなってくるものですから、講師のことについては行政当局へお願いしていかなければならないと思っております。

以上です。

議長（板谷 信君） 6番。

6番（原田全修君） 南部小への教員の加配では、最低限、講師の配属を強く要望をしておきます。

この教育関係の一番初めの集中化プランの中で、18年から22年度にかけて検討期間があるということから、1年前に杉山前町長に対して、検討状況はどうなっているのかという質問をいたしました。ところが、まだですということであったんですが、データの収集とか将来予測は、教育委員会の中でやられているが、今後、特に複式学級化というような至近な事例が登場してくるということをテーマにして検討していくほうが、より有効ではないかということで、まだ当時、去年の今ごろは検討していないという状況でありました。現状はどうなっているのでしょうか、お聞きします。

議長（板谷 信君） 教育総務課長。

教育総務課長（羽根田泰一君） 現状についてですけれども、昨年ですか、12月議会のときに、答弁の中では南部小が平成22年度から複式になるということで、ただ、その後、児童が増えたということで今年度はなかったと。そしてデータによりますと、平成23年度には複式学級になると推測されるということでありまして、これについてはデータと申しますか、いわゆる少子化なんですけれども、将来予測はしてありまして、来年度、南部小と、また後年度にほかの小学校も徐々に複式化になると。

先ほど町長の答弁の中で、川根本町の自然的条件の地理的なものが出まして、先ほどの松崎町は84km²ですか、その中で一番遠い児童が8kmだと、通学距離が、そういうことでありまして、通学距離のことも勘案しなければいけないと思っております。

以上です。

議長（板谷 信君） 6番。

6番（原田全修君） 集中化プランは、教育環境の整備の観点から小学校の適正規模について調査・検討するということで、これが22年度、今年度に答えが出るというようなスケジュールになっているわけなんですけど、実はこういったようなことを南部小の対応だけでなく、

この川根本町どうあるべきかという答えを、今年中に出していきたいというのがもともとの目標であったわけなんです。教育関係は、教育行政としましては、この辺の進展ぐあいというものは、今、順調といいですか、まあまあスケジュールでいっているというふうに思っ
てよろしいでしょうか。

議長（板谷 信君） 教育総務課長。

教育総務課長（羽根田泰一君） 大変答えにくい質問でありまして、今度7月1日に教育委員会、その後、協議会を開くということで、今の平成22年度になってからは、動きはなかったということで御理解願いたいと思います。

以上です。

議長（板谷 信君） 6番。

6番（原田全修君） 大変遺憾に思います。子供たちが、子供たちの環境、それから周囲の地域もそうなんです、真っ先にこういったテーマについて取り組むべきものが、何も言っ
ては失礼かもしれませんが、ほとんど取り組まれていなかったということ、大変遺憾に思
います。

私はここでお願いをしておきますが、せめて今年度中には、ある程度の将来構想が描ける
ような作業を進めていただいて、平成23年度からは、本格的にこういったものが検討できる
ように体制整備をお願いしたいと思います、いかがですか。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 現在、南部小が差し当たってそういう問題が起こっている。しかし、
ほかの学校を見てみましても、やがてそういう状況が来る、それは見えているわけでありま
す。したがいまして、そういうことを早くからしっかり検討していくということは大事だとい
うふうに思っております。ただ、学校の問題は、地域の学校を取り巻く周囲の考え方です
とか思い等々、いろいろ文化的なものも含めてございますので、なかなか適正な数が幾つと
いっても、どうしても将来の減少する傾向を眺めながら、そんな中で本来何人が最も適切な
数字だというものがあるかと思いますが、そういう推移の中で見ていくというような部分
もあって、必ずしも絶対的な適正な数というものが出てくるものではないというふうに思っ
ていますけれども、それらもろもろ考えて、今年中に結論が出るのか、これからの検討次第
でございますけれども、できるだけ早くそういうものは方向をつけていくということも大事
だろうというふうに思っております。

ただ、それが即学校の統合というものを意味するものではなくて、そういうことも含めて
いろんな方面から検討していく必要があるというふうに思っています。

議長（板谷 信君） 6番。

6番（原田全修君） 平成18年から22年度の間、4年間で検討しようとなっているんで
す。町長の今のお話は、平成17年度当時程度に話がされてきたものであるわけなんです
が、4年間で放置されてきたというような感じを受けます。ぜひ新しい教育総務課長におかれま

しては、この1年間をしっかりとこのところで検討していただいて、来年の3月末になれば、また新しい教育関連の、先ほども若干同僚議員からの話にありましたけれども、教育長人事ということも、これは来年の3月くらいになれば、また本格化すると思いますので、そのときには、ぜひ有能な人材を教育長に充てていただくような、それに間に合わせるような作業をぜひ進めていただきたい、そのように思います。

初めのほうに戻ります。時間が非常に少なくなったものですから、答弁が実は3月に答弁されたものとほとんど進展がないと。社会資本、インフラストラクチャーを、インフラを整備するために必要なんだという、これは大義名分のようなものであって、この地域の必要性、必然性というものは何も入っておらないわけですね。実は中間報告しか私どもは見えていないわけなんです、先ほど私が求めたのは中間報告でなくて、最終報告を実はビーム計画設計株式会社は出しているはずなんです、それで説明をしてくださいと申し上げました。それに従って町が基本方針を策定してきているはずで、それについて説明してくださいとお願いをしてあります。それについてお願いいたします。

議長（板谷 信君） 企画課長。

企画課長（森下睦夫君） ブロードバンド整備の関係で基本方針の策定業務の最終報告ということでございますけれども、この中では川根本町の情報格差の現状とか、それから町内既存ケーブル等の調査結果、運営事業者の検討結果、それとか手法について検討されたものが報告をされております。その中で、特に町内の既存ケーブルの調査結果というものがございまして、中部電力の例をちょっと例にとらせていただきます。

中部電力におかれましては、ダム監視及び連絡用に光ケーブルが敷設されているということでございます。現在、中部電力と光ケーブルの利用状況及び借用について確認をもらっております。今後の進捗によっては借用も想定されるというようなことも検討結果に出ております。

また、国土交通省におきましても、島田市内にある国土交通省の河川事務所と町内長島ダム間に連絡線用の光ケーブルが敷設をされておりますけれども、それについても借用について想定されるというような確認結果も出ております。

それから、大井川鉄道でございますけれども、金谷から敷設されている大井川鉄道の軌道敷において、それを利用して光ケーブルについて敷設する場合、所有の電柱を利用するというようなことも検討しているところでございます。

C T Cにおいても、現在、民間の通信業者でありますけれども、光ファイバーを所有している町では庁舎間のネットワーク用として同社の光ファイバーを利用しているところでございますけれども、借用可能なシーンがあるということについては、ちょっとまだ不明だということでございます。

もう一つは、N T T西日本でございます。これは全国的に光ファイバーを利用した通信事業を行っているわけですが、町内には3カ所のN T Tの建物があり、それらを含む

複数箇所に光ファイバーを敷設していると。借用可能な芯数の有無については、まだ調査等を行う中で、現時点ではちょっと不明だというようなことで、こんな形の調査結果をいただいております。

そういう中で、町内に既存の光ケーブルや、例として大井川鉄道敷を有効に活用することで、光ケーブルの整備費用を大幅に軽減することが期待されるというようなことも結果として出ております。

それから、運営事業者の検討結果でございます。種類として民設民営、公設民営、公設公営という種類があるわけですが、民設民営の場合でございます。これについては想定企業としてNTT西日本、CATVの事業者としてビック東海があるわけですが、これらについては現時点でのサービス提供は行っていないということで、両事業者についても今後の計画もないというような検討結果をいただいております。

公設民営の関係でございます。NTT西日本があるわけですが、まだその場合は設備費用が非常に高いと。これはその場合として、設備費用として24億円くらいかかるだろうと。利用者数は1,000世帯以上という条件を設定する中でというような検討結果もいただいております。同じく公設民営でCATV、これは予定がないということでありまして。第三セクターということ考えた場合に、町内に該当する第三セクターはないと。それから維持運営費用が高額となるために赤字の可能性はあるではないかというような現時点での検討結果もいただいております。NPOでございます。できる限り安価な運営方法、運営で行うための手法でありますけれども、なり手がちょっと不明でございます。

それから、公設公営でございますけれども、これについては全国各地でのいろいろな実績があるところがございます。しかしながら、施設の維持運営に高度な知識が必要となるため、職員が専任になるようなことではないかと。そういう中で、現時点では公設民営と公設公営についての検討も行っていったらというような状況で、検討結果の一部を紹介をさせていただきました。

議長（板谷 信君） 6番。

6番（原田全修君） 私、ブロードバンドの基本方針の策定業務委託をしたということですから、当然それに対する業者からの回答書、報告書があるわけなんですね。私たちに説明されたのは中間報告でありました。最終報告というものがあるはずなんですが、それを見せていただきたいといいますか、説明していただきたい。提示していただければいいですよ。この中にブロードバンド環境というものの分析、現状調査、そういったものもきっと入っているはずですよ。でないとFTTH、要するに光ケーブルだけを検討したなどということでは、とてもこれは目的にかなったものではないと思うものですから確認をしているんです。そして、それをもとにして、町がつくった基本方針というものが、既にこれはできていると思います。それでないと、町長が先ほど言いました7月1日ぐらいには基本計画、設計をまとめると言っていましたけれども、すべてこういったようなものが順序に従って報告があり、策定がさ

れ、次のステップに入っていくと、こういうふうな流れになるはずなんですね。実はそのところを聞きたいがために言っているわけです。

ですから、業者のビーム設計株式会社が多分報告がされている最終報告というものは、どういうものなのかを示してください。

議長（板谷 信君） 企画課長。

企画課長（森下睦夫君） 先ほどの町長の答弁の中にもあったと思いますけれども、データの概要版というのを議員の皆さんにもお配りをするということで答弁があったと思います。その内容を見てみますと、ブロードバンドのシステムの技術導入動向とか、そういう調査、それから情報通信サービスの現状の中での地上デジタル放送受信状況の報告、それから携帯電話通話料の状況とか、ブロードバンド提供状況ということで報告をいただいております。

そういう中で、今、基本設計をお願いしているところでございますけれども、先ほど言ったように、7月中に策定が見込まれるということで、現在、進めているようなところでございます。作成中でございます。

議長（板谷 信君） 6番。

6番（原田全修君） 最終報告書というのは、それでは業者の方から届いているということなんですね。そしてそれに基づいて、町としては基本方針を策定したということなんですね。確認します。

議長（板谷 信君） 企画課長。

企画課長（森下睦夫君） 調査報告をいただく中で、現在策定中でございます。

議長（板谷 信君） 6番。

6番（原田全修君） 町長の答弁が、まず最初に戻りますが、社会資本として位置づけていると。どうしてもこれは必要なものなんだと、こういうふうな、一番の基本的な考え方が登場するわけなんです。これらが基本方針の実は一番の基本といいですか、骨格になってくるだろうと思うんですね。こういった作業は、随時作業を進めてきたということなんですか。であれば、きょう、時間がありませんので別途で結構ですが、こういったような資料があるということを示していただいて、そしてある機会にまた説明もしていただきたい。でないとなら、今まで3月も今回もそうなんです。質問をしてきた、その回答が非常にあいまいになっている。ほとんどすれ違っているような感じがいたします。多分、議員の皆さんも住民の皆さんも同じような思いをしているのではないかと考えております。そういったことで、今までの流れをきちっと説明をしていただいて、そして納得できたら次のステップへ入っていく。ですから、住民説明会などという話が今出てくること自体が、少しおかしいのではないかと。町長にそのことを最後にお聞きをしたいと思っております。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 基本方針につきましては、今いただいている報告の中で、また後ほどお示しをしたいというふうに思っています。

それから、原田議員、今、御自分もおっしゃいましたけれども、何かいつも議論がすれ違っているといいますが、そこで、これは議長の許可を得て、ちょっとお聞きしたい部分があるんですが、よろしいでしょうか。

議長（板谷 信君） はい、どうぞ、許可します。

町長（佐藤公敏君） 原田議員が、改めて既存事業者との提携によるブロードバンド環境整備へと事業転換をする考えはないかという御質問でございますけれども、原田議員が頭に置いているところのこのブロードバンド事業というのは、携帯電話等の電波を利用した事業というふうに考えてよろしいんでしょうか、それをお聞きしたいと思います。

議長（板谷 信君） 6番。

6番（原田全修君） 時間はないんですが、よろしいんですか、回答ですからいいですね。

よくぞ質問していただいたということなんですが、実はブロードバンドと一般的に言っているわけなんですが、インターネットだけを意味するものではない、これはもちろん御承知のとおりだと思いますね。そして町長あるいは当局は、我が町独自のブロードバンドというのは、告知放送とテレビ電話が、これが基本サービスになると、こういうふうに言っておりますが、はっきり言いまして、この程度のものは、実は現在もう運用しておりますインターネット技術のサービスの中で、既にいつでも手に入れることができるサービスであるわけですね。ですから、既存の業者、既存の技術を使って、今当町の考えておられるようなサービスは、既に可能になっているということであるわけです。

さらに、もう一つつけ加えますと、町独自のと私申し上げたのは、私はこの川根本町と近隣市町が、やはり将来ともまた連携ができるようなシステムということであるべきだという認識を持っております。そういった意味で、例えば島田、静岡、浜松、こういったようなところが取り組んでいないようなシステムを川根本町だけが取り組んでしまいますと、そこで孤立化が今後起こってくる可能性が十分考えられる。ですから、グローバルスタンダードまでいかないんですが、標準的なブロードバンド技術を、ソフト技術を導入してやるべきではないのか、そういった今のインターネット技術を使ってやれば、十分ニーズにこたえられるというふうに私は認識しております。16.6億円の、下手したら10分の1くらいでできるかもしれません。そして町長は、この町の最高経営者であるわけですから、そういった新たな3.9世代の携帯ブロードバンドが可能であるということであれば、東京、静岡は、既に来年は運用を開始しますでしょうということであれば、川根本町も実は3.9世代を導入したいんだといって、NTTドコモ、あるいは別の会社かもしれませんが、そこへ行って、ぜひ提携をするようなことぐらいを考えていくというようなものが、実は基本方針を策定する前の段階の作業として、行動として必要ではないかと、そんなふうに私は思っております。

議長（板谷 信君） 携帯ということですね。

（「はい。」と答える者あり）

議長（板谷 信君） いいですか。町長。

町長（佐藤公敏君） 町が考えている程度のサービスは、既に原田議員のお話ですと、携帯電話の電波を利用した情報通信の関係でできるというお話でございますけれども、私たちは、逆にそれには限界があるというお話も聞いているわけでありまして、ここでも今、議論するというものではございませんけれども、今後そういうことも両方あわせ含めて検討していきたいというふうに思っていますので、またいろいろ御指導がありましたら、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（板谷 信君） 最初の試験的にやった反問権がもう既に機能しまして、ありがとうございます。

それでは、いいですか、ここまでの。

それでは、ここで6番、原田全修君の一般質問を終わりとします。

続きまして、10番、鈴木多津枝君の発言を許します。10番。

10番（鈴木多津枝君） 皆さん、かなりお疲れとは思いますが、くじの不運で7番になってしまいました。私の一般質問をたゞいまより行います。

昨年10月より佐藤町政が始まりましたが、命と暮らしを守る町政のスローガンのもと、季節型インフルエンザワクチン接種補助や子宮頸がんワクチン接種補助が創設されたり、北部の公共交通機関の拡充や国保税据え置きなど、職員一丸となって安心して住めるまちづくりを進められていることに感謝いたします。

しかし、当町の状況は、お茶にしても商店にしても、事業所やそこに働く人たちにしても、また多くの年金だけが頼りの高齢者にとっても、決して明るい見通しを持てる状況ではなく、国の気が遠くなるような借金財政や医療、介護などの福祉財源の確保を理由に、自民・民主の大同団結で参議院選挙後には、消費税10%への引き上げも避けられないような報道がなされ、多くの人が不安や、だれがなっても同じという閉塞感にとらわれている状況です。税源移譲で倍増した住民税や何年たってもほとんど減らない固定資産税、据え置きといえ、所得に対しては高い国保税、改正のたびに上がり続ける介護保険料や後期高齢者医療保険料などなど、また子育て世代には不安定な雇用や共働きするしかない低賃金のもとで、義務教育でもかかる多額な学費、ましてや高校や大学へ進ませるには借金も覚悟の人たちも少ない状況です。低迷を続ける茶業、林業、少ない年金、減り続ける公共事業、安い給料などなど厳しい暮らしぶりが常態化する中で、比較的待遇が保障され安定した生活を送れる公務員の皆さんに対して、一部からは怨嗟の声が上がっているのも事実です。

このようなときに、国や町がやっとの思いで生活している所得の少ない人々に、これ以上の負担増を強いれば、医者にも行けなくなり、三度の食事も減らして健康悪化ももたらしかねない状況のもとで、今回の一般質問はそんな厳しい住民の暮らしぶりの中で、行政と住民がどのように力を合わせれば、少しでも収入を増やし、元気なまちづくりの方向が見出せるか、将来に希望を持てる町にしたいとの思いで考え通告しました。

まず、1点目の質問で、梅島下の温泉スタンドに足湯の設置を、について伺います。

梅島下温泉は、毎分1.5 の自噴があると聞いており、日量にすると2,168 の自噴をしています。湧出以来、多くの高齢者などより簡単な入浴施設をと要望がされてきているものですが、湧出量が少なく観光利用には無理だとの判断から温泉スタンドで事業は完結したとの方針に固執して、貴重な源泉の大半が地中に流され続けております。

この温泉の泉質は、かつて日本温泉研究所の調査でも、川根温泉より数倍濃く、10倍ぐらいに薄めても十分神経痛や関節炎、皮膚病などに効果があります。高齢者が多い町だから、小ぢんまりしたお風呂などをつくってあげれば医療費が下がりますよとされている折り紙つきのもので、太陽熱などを利用すれば少し沸かすだけで十分利用できる貴重な資源です。温泉に入れる日を首を長くして待ちわびてこられたお年寄りから、風呂が駄目なら、せめて足湯だけでもつくってほしいとの要望が高まっていますが、健康保持、交流なども期待できる足湯として、高齢者の要望にこたえる考えはないか伺います。

前回の質問のときには、温泉スタンドで完結しているので、ほかの事業はやらないとの答弁でしたが、現在の利用状況及び貴重な源泉を垂れ流し続けていることへの対策をどのように考えておられるか伺います。

次に、2点目ですが、文化会館で行われる行事に、南部地区、旧中川根地区ですけれども、からの交通手段を求める声が高まっていますが、どのようにこたえられるか伺います。合併してほとんどの文化行事が小長井の文化会館で行われるようになり、体育館しかなかった旧中川根の住民にとっては、ホールがある会場はうれしいことですが、一番楽しみにしておられた多くの高齢者が、行きたくても行けなくなったと不満の声が高まっています。北部地域で運行が始まった町営バスも、南部との連携はなく、大鉄との連携もなかなか都合よいときがない状況で、南部地区の交通弱者にとって文化会館で行われるいろいろな催しに参加するのは困難な状況となっています。町が町民の貴重な税金を使って行う文化行事などに参加したくともできない不公平な状況を放置していてよいはずはなく、行政としてどのように考えておられるか対策などを伺います。

3点目の問題です。厳しい切実な状況に対して、そんな質問をするのかと言われるかもしれませんが、今後のまちづくりに何とか生かせるかもしれないと思い通告に入れました。

それは、今年で築100年になる旧東海パルプ地名発電所のれんがづくり建造物が、地名振興会の所有となって久しいのですが、これといった活用方法も示されないまま老朽化が進み、維持補修費用や屋根のトタンが飛び危険になったので全部はがしたとか、今後、補償などが生じたら責任が持てないなどとの理由から、地名振興会では取り壊すとの結論を出されたことが報道されました。明治以後の近現代史の中で、大井川流域が都市部の発展に果たした役割を今日に伝える意義は大きく、100年以上も前に、この地域で水力発電が始まった当時の産業発展の目覚ましさをしのばせ、町の歴史や大井川が水無し川に至った歴史を物語る貴重な遺産となっています。

実際、建物の前に立つと、言葉では伝えられない巨大な建物が100年も前の技術力でどの

ようにつくられたのか、地名地区にどんな人たちが、どこから、どれだけ集まり、何の重機もないときに、どのようにして大量のれんがを積み上げていったのか、急激に発展した明治中期の産業の目覚ましさを、今は姿もない当時の水力発電の力の大きさ、それにこたえる水量を供給し続けた大井川の偉大さなど思いは尽きず、特に入り口の戸の高さは、取っ手の位置などを見ても、どうやってあけ閉めをしていたのか想像もつかないもので、子供たちに語り継ぐとともに、その偉大さを実感させる貴重な証拠品でもあり、もし壊してしまえば二度と再現することは不可能なものです。町民にとっても、また町民だけでなく、県民や学者にとっても貴重な財産、産業遺構であり、地名振興会だけに維持修繕の費用や存続の決定を任せて、町は知らんぷりという無責任な姿勢は許されないのではないのでしょうか。

明治の産業の先進的な目覚ましい発展が、この地にもあったことを示し、後世に伝えるためにも、町文化財として指定して存続を図るべきと思いますが、町長のお考えをお聞きします。

また、これまでこの建物について行われた調査研究、またその結果、専門家などの御意見についても伺います。さらに、県内に同様の建物で、これより古いものがあるのかどうか、おわかりでしたら教えてください。

4点目は、価格低迷に苦しむ茶業、林業の基幹産業をどう守り継続していく考えか。課題と具体的な支援策について伺います。

お茶の栽培に適した地域ということで、農業イコールお茶という当町では、これまで全品受賞や川根茶としての地域ブランド形成に力を入れ、相当の成果も上げてきております。しかし、近年、ペットボトル普及による流通消費スタイルの変化など、リーフ茶消費量が減少し、価格低迷が恒常化しています。また、高齢化や後継者不足に輪をかけて、天候不順による今年度の凍霜害の打撃など、基幹産業であるお茶が今後続けられるかどうか、多くの町民が不安を抱いている現状です。

また、林業も町の基幹産業と言いながら、経済的に主流になっている実態はなく、国の輸入自由化による安価な外材流入で、国産材の価格の長期低迷が続いており、正業と言いがたい厳しい状況のもと、当町では間伐促進を雇用拡大につなげたり、森林認証制度の取得による付加価値の拡大に力を入れたりしておられますが、前途が開けた状況にはなっていません。生ごみや木質バイオマスの利活用による循環型農林業の構築、お茶だけでなく食料確保に向けた多品種生産農業で、地産地消の町の構築、観光と連携した魅力ある農林業の実態と具体的な支援策について伺います。

また、このような環境や循環型の農林業を目指す住民グループを育成するために、関心を持っておられる人たちを公募して、先進地視察や調査研究、試行的な取り組みを行う考えはないか伺います。

最後の問題ですが、大井川の環境改善は流域住民にとって使命とも言える課題です。しかし、塩郷ダムの水利権更新時に、水返せ運動で3 t、5 tのわずかな水を取り戻しましたが、

以来、平成17年の田代川ダム水利更新でも、平成20年の井川、大井川ダムの水利権更新でも、大井川に豊かな清流は戻りませんでした。洪水対策で放流される大量のどぶ濁りの水以外、大井川はふだんはやっと一筋の流れがつながっている状態で、塩郷ダム上流では、本流に釣り人を見かけることもほとんどありません。豊かな大井川の水は、第二の大井川と言われる巨大な導水管の中を流れ、流域住民に何の潤いも楽しみも、漁業という生活の糧も奪ったまま、すべての水が中部電力の支配化に置かれたままになっています。塩郷ダムは、久野脇発電所で使った導水管の水を受けるダムではなく、導水管の水はそのままダムの下を流れる導水管に入って大井川を横切り、笹間ダムへ入っており、本来の目的は大井川ダムから下の山々から大井川に注ぎ込んでいる貴重な水でも、すべて集めて笹間ダムへ送って貯水するための欲張りなダムです。川口発電所での発電には導水管の水で十分で、ほとんど使われているということは聞いていません。導水管さえあれば、あってもなくても塩郷ダムは影響のないダムではないでしょうか。撤去されれば大量の堆積土砂も下流に排出され、大井川ダム下の山々から大井川に注ぐ水も、自然の流れとして大井川を生き返らせ、大井川の河川環境ははるかによくなるはずです。

塩郷ダムの次の水利権更新まで、既に10年を切った今、すぐに撤去は無理としても、通年開放、全開を要求して、ダム内の導水管が埋めてあることで高くなっていますので、すべての土砂が排出されることは期待できませんけれども、ある程度の改善は期待できると思います。次の水利権更新では撤去が実現するよう、そして魚が遡上する大井川に戻す考えはないか伺います。

また、昨年井川、大井川ダム水利権更新で、中部電力が約束された大井川ダム直下の濁水対策の進捗状況についても、どのようになっているか伺います。

以上5点、多岐にわたる質問ですが、これからのまちづくりで町民の皆さんと力を合わせて元気を取り戻せると思われることや、町民の皆さんから、ぜひとも言ってくれと言われたことなどを取り上げました。町長の前向きな御答弁を期待して、最初の質問といたします。
議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） それでは、鈴木議員の質問にお答えいたします。

まず、温泉スタンドの活用についてお答えしたいと思います。

現在のふれあい温泉スタンドの状況についてであります。まず源泉の実態として、本年2月22日に、中部保健所の調査によりますと、温度は12℃、湧出量は毎分6.97ℓという結果でありました。

町民の方がいつでも自由に温泉の持ち運びができるよう無料であり、スイッチ1つで約20ℓの温泉が出るよう施設が整備されております。

昨年の9月議会の答弁でも町長がお答えしておりますが、この温泉は、平成3年7月に関係者によります検討の結果、現在の場所が温泉湧出の最有望箇所として決定され、平成4年に11月から掘削を開始し、翌年の5年9月までに揚湯試験、泉質分析検査を行い、湧出に成

功したわけでありませんが、当時の議会や関係機関の方々にも御意見をいただき、慎重に検討した結果、当時の湯量で毎分1.5 という少量という結果も記録されていたり、ガスの性質上、普通のポンプが使えず、高額な特殊ポンプになること、地上へポンプ設置する技術に期待したが不成功の結果であったなど、温泉を利用するの施設は、最優先事業としての位置づけから遠のいたものと記録などで確認をしているところでございます。

現在は、自噴されている温泉を利用するために、スタンド1基、休憩所1棟、駐車場4台分、ロッキング舗装をしたミニ公園的な温泉スタンドになっております。

議員に御指摘をいただきました泉質についてであります。平成8年3月に、日本温泉研究所の調査報告によりますと、次のような記載がございます。泉質は含鉄、ナトリウム、塩化物泉である。カルシウム、マグネシウム、硫酸イオンなどの含量が少ないので、地下深層で長い年月貯留されたタイプの塩水である。地表に湧出すると鉄分は酸化されて水酸化第二鉄となり、赤褐色の沈殿物を生成する。これはパイプ、タンク、浴槽などの内壁に付着、温泉水中に浮遊、沈殿し、いろいろ障害を起こす。この種の温泉は、非火山性温泉と称されている。中略しまして、機材の選定上の注意として次のような記載がございます。したがって、金属材料に対して腐食作用があり、さらに鉄が酸化されてスケール、いわゆる水あかが生成する。ポンプ類、パイプ類など、温泉水と接触する金属は耐蝕性の材料を使用することが必要になってくる。一方、鉄が酸化されて生成するスケールが、パイプやタンク、浴槽、タイルなどに付着し、浴槽の温泉水中に浮遊して赤褐色の濁りが発生する。このような点から温泉水は希釈して用いることが望ましい。希釈の度合いが大きければ、それだけ腐食作用、スケール生成度合いが減退するが、余り希釈することは望ましくないので、2ないし3倍程度にとどめるべきであろう。また次のような記載もがございます。利用に当たっては、温泉水を直接加熱するのではなく、水、水道水、地下水などを加熱して、これに温泉を混合して適温にする方式を検討する。以上泉質にかかわる記載でございます。

議員御指摘の川根温泉との比較にかかわる記載は特にございませんでした。

温泉分析表を比較してみますと、専門的な効果効果はわかりませんが、水素イオン濃度は大きな差異もございませんが、炭酸水素イオン数値が大きく上回っている結果があらわれております。川根温泉より数倍濃度が高いというお話があったとすれば、このイオン濃度のことではないかと推察するものであります。

さて、せめて足湯だけでもつくってほしいという要望が高まっている。健康保持、交流なども期待できるという、その要望にこたえる考えはないかという質問であります。冒頭ございましたとおり、大きな温泉浴場の建設は湯量のこと、泉質のことを踏まえ最優先事業から遠のいたという過去の経緯にもあるとおり、現時点においては、財政の状況、温泉事業における費用対効果を上げることの難しさ、将来的な湯量予測ができないことなどを考えると、優先して行うべき事業ではないものと考えております。

しかしながら、当温泉は自噴しており、近くにはグラウンドゴルフ広場があることや、幹

線道路のわきにあることなどから、足湯程度なら若干の利用は見込めるかもしれませんが、現在、進められている河川敷を利用に向けた地域ワークショップにおける今後の地域計画によって判断をしていかなければならないと考えております。

現在の湯量や泉質のことから、新たに発生する経費なども含めた建設費あるいは維持費なども総合的に判断しなければならないとも考えております。今この場において要望にこたえるというお答えはできませんが、成分の濃い温泉が2月の調査時点で6.97、毎分出ているということでもございますので、頭には入れておきたいというふうに思っています。

現在の利用状況については、常連の方で毎日、自宅へ運んで利用している人も数名いるということであります。設置されている大きなタンクに湯がなくなったという苦情は現在ありませんので、そう多くの方が持ち運びしているという状況ではありません。

また、温泉を垂れ流し続けているが、この対策はどう考えるかという質問であります、自噴している温泉は利用がない場合は大きなタンクからオーバーフローした分をパイプにより地中へ戻しておりますので、垂れ流しをしているという状況ではないものと考えております。

続きまして、文化会館で行われる行事に、南部地区からの交通手段をとという質問でございます。

文化会館で行われる文化事業への参加については、交通弱者、高齢者、障害者等と言われる方々にも、原則として大井川鉄道や町営バス等の公共交通機関を利用して参加していただくこととしており、その人たちだけを対象にマイクロバスで送迎するなどの特別な措置はとっておりませんが、開場、開演時間等につきましては、大井川鉄道千頭駅への列車到着時刻等を考慮した上で時間設定をしており、終了時間等によりましては、文化会館の職員等が千頭駅まで参加者、交通弱者等ということでございますけれども、を送迎するような措置もとっております。

また、平成21年度に文化会館で実施いたしました中国民族音楽舞踊講演会につきましては、全町民を対象にして、観劇シャトルバスを運行する措置を講じ、多くの皆さんにすばらしい中国の芸術文化に触れていただくこともできました。

今後、多くの町民の皆さんにすばらしい芸術、文化等に親しんでいただくためには、足の確保は大変大きな問題になると思っております。単に文化会館で行う事業だけでなく、他の公的な施設で行う事業への参加者、これも特に交通弱者ということになるわけですが、足の確保の問題も含めて、町営バスやデマンドバスの運行時間、方法等につきまして総合的に検討をしていきたいというふうに考えております。

続きまして、地名発電所に係る問題でございます。

旧地名発電所に係る財産の処理の経過について簡単に御説明しますと、当該施設廃止に伴い、当時の地名区が中部電力に対し無償譲渡を懇願し、中部電力の承諾が得られたことにより、当時法人格を持たなかった地名区から町に陳情があり、町を介して地名振興会へ譲渡を

いたしたものであります。

この旧東海パルプ地名発電所を町文化財に指定して存続をとという御質問でございますが、伝統的建造物を、町文化財に指定するには、川根本町文化財保護条例第4条第1項により、町にとって重要なものを川根本町指定有形文化財に指定することができるかと規定されております。ただし、同条第2項により、町指定有形文化財に指定するに当たっては、あらかじめ指定しようとする有形文化財の所有者等の同意を得なければならないこととなっております。さらに、同条第3項により、町有形文化財として指定するためには、教育委員会は、あらかじめ川根本町文化財保護審議会に諮問しなければならないことと定められています。教育委員会におきましては、合併以前から旧東海パルプ地名発電所の文化財としての価値や産業遺産としての価値は認識しており、過去何度か文化財保護審議会での保存に向けた調査、研究等を行い、町の有形文化財として指定しようとして、所有者である社団法人地名振興会と何度か交渉した経緯もあります。しかし、残念ながら、歴代の理事長等の同意が得られず、現在に至っているわけであります。

次に、これまでに行われた調査、研究の結果や専門家などの意見はということでございますが、まず、旧東海パルプ地名発電所の歴史的価値等について、本格的調査が産業考古学会で中部産業遺産研究会の有志によって1995年4月29日、30日に行われ、その成果は、産業遺産研究第5号及び地名の産業遺産と地域文化として、次のようにまとめられております。

当該建造物は、発電当時の旧状を想起させるのに有効な姿をとどめている。意匠は完全な西洋方式で、様式にものっとっているなど、正式な建築教育を受けた技術者の手になる作品だと理解される。また純粋なれんがづくり建築で、構造的にも補強しやすい。

東海地方で知られた赤れんがむき出し建築としては、解体されて既に現存しない建物も含めると33棟前後になる。これらのうち当建築は竣工年が古い順で第18番目に位置する。現存する遺構としては9番目の古さである。年代的な価値だけではなく、様々な側面において歴史的な意義を持つと評価される。発電史、開発史、建築史ほかの生産技術史的、産業考古学的、産業技術史的、そして近代経済史上の評価を得ることができよう。

また、社団法人地名振興会が保存活用を進めるに当たり、補強方法や費用についての調査を、2007年に静岡五家の会に依頼した結果については、次の通りであります。五家の会というのは、建築士会の集まりだそうであります。

保存活用に向けての考察ということで、保存活用のソフト面に関しては、利用目的と文化財指定対策が考えられる。利用目的は、本年2月のシンポジウムで協議されたように、歴史資料館やギャラリーなどが有力候補と思われる。ただし、今後の展開に沿って地域住民に文化財意識を持ってもらうために、地元をはじめ、関係者を含めたワークショップなどにより、多くの意見を求めた上での活用方法を目指す方法を推奨する。

文化財指定についての対応であるが、単体の有形文化財には、国、県、市町村がそれぞれ指定する指定文化財と、国登録文化財の二通りがある。指定文化財は、その建造物の歴史的

価値、文化的価値により管理が変わってくる。また、指定文化財は、行政主導の凍結保存であって、利活用するというより建物自体が展示物としての色合いが強くなる。

次に、改修に関する考察ということでもあります。次に、ハード面の検討であるが、ハード面とは、建物改修と周辺整備である。近隣市町村でれんが建造物を改修して利活用している事例としては、浜松市春野気田、旧王子製紙製品倉庫と、湖西市鷲津、旧宮崎製糸乾繭倉庫がある。用途が変わる場合は、建築確認を受けなければならない、現在の建築基準法をクリアするように耐震補強が必要になる。

本施設の耐震補強に関し、構造を専門とする建築士に委細を説明し、補強方法の指導を仰いでみた結果、れんが壁の強度を証明する公式資料がないため、れんが壁を構造体として補強設計をすることはできないとの回答があった。しかし、一つの方法として、内部へ鉄骨フレーム構造体なり自主柱をつくり、屋根、壁を支える形をとる。つまり、れんがは単に土壁同等と考え、胴縁を細かく入れた上で、ところどころをボルトで固定する方法が考えられる。いずれにしても、補強に際しては構造専門家の助言を仰ぎ、精密な設計が必要である。

本格的な改修は、ソフト、ハード両面の見通しがたってからのスタートになると思われる。ただし、現状を見たとき、屋根は放置状態が続くとトラスの木材が腐朽し、屋根自体の落下につながるとともに、れんが壁自体の水平耐力にも影響が出て危険が高まる。したがって、屋根トタンの応急措置は急を要す事項であり、早急な対策が必要であると結んでいる。

次に、費用の概算見積もりとしては、これは耐震補強のみの工事費だと思いますが2,500万円としております。

最後に、県内に同様の建物でこれより古いものがあるのかという問いでございますが、静岡県伝統建築技術協会が作成した静岡県の近代遺産に掲載されている119件の建造物の中で、旧東海パルプ地名発電所より建築年代の古い同様な建物は、旧王子製紙製品倉庫、これが明治22年の建設でございます。それから宮崎製糸鷲津工場の乾繭倉庫、明治37年建設を含めて13件であります。

続きまして、基幹産業として継続できる茶業、林業についてということですが、初めに茶業について申し上げます。

議員御指摘のとおり、県内外の他産物との産地間競争や、茶の消費・流通形態の変化等により、町の主要産業である林業を取り巻く状況は年々厳しさを増しております。

また、当町において進む過疎化、高齢化による農業従事者の減少、茶園管理の機械化と基盤整備の遅れ、荒茶加工場の老朽化による品質低下、安全・安心な茶づくりに対する消費者ニーズの急速な高まりへの対応など、深刻な問題となっております。

しかし、茶業は、町の農業の生産基盤としてだけではなく、貴重な地域資源としての景観形成や国土保全など、さまざまな多面的役割を担っていることから、茶業の活性化を図っていくことが重要だと考えます。

これには全国でも有数な銘茶の産地としての川根茶、産地ブランド力の確立であり、関係

者の情報の共有、地域が一丸となり、川根茶ブランドの推進を図る必要があります。

その中で、各種品評会において日本一に輝く成績を上げ、川根茶ブランドの維持強化につなげてきた品評会事業。静岡空港が開港し、空港内、呈茶コーナーにおいて、川根茶のもてなしで、川根茶、リーフ茶のすばらしさ、おいしさをアピールする事業。また、産地そのもののよさをアピールするため、本町を訪れ体験等を通じてPRを行うグリーンティー・ツーリズムツアーを実施するなど、川根茶のファンを増やしつつ、消費地、消費者が求めるお茶に対応できる産地として新ブランド化を目指し、新たな製造法として釜炒り茶、紅茶への取り組みや、天空の茶産地、清流の茶産地の商品開発と流通経路の確立、商品PRを推進するなど、今後とも積極的に川根茶産地ブランド力向上に努める活動に取り組んでいきたいと考えております。

次に、生産基盤の整備と経営の安定を図る施策としては、山村振興対策事業、強い農業づくり交付金事業による緑茶加工施設整備や農道整備、地域資源活用総合交流促進施設等の基盤整備や生産性の向上が図られてきました。

町単独事業により省力化施設整備、茶園改植、自力作業道開設等の支援をしており、過去3年間の実績として省力化施設整備、乗用型摘採機13台、特産物振興事業、茶園改植1,149a、自力作業道開設、50カ所、荒茶加工施設再整備事業、31カ所を実施しました。

平成19年度から実施しております農村の自然景観を守る対策として、農地・水・環境保全向上対策事業に、久保尾地区を含む5地区が取り組んでおります。また、農業生産条件が不利な中山間地域の耕作放棄地の発生防止を図る中山間地域直接支払事業を6集落、74.5haにおいて実施しております。

なお、近年の茶価の低迷、農家の高齢化や担い手不足などによる耕作放棄地の拡大等が大きな問題となっていることから、平成22年度当初予算において計上いただいた耕作放棄地減少に向けての取り組みに対しては、地域グループでの取り組みの実践などを推進しながら、耕作放棄地のこれ以上の拡大の防止と減少に向けて、地域農業者の皆さんと協力して取り組みたいと考えております。

続きまして、林業であります。

現在の当町の森林状況は、人口林1万4,129haのうち約52%の7,339haが35年生から50年生となっており、森林資源が充実してきております。議員御指摘のとおり、木材価格は非常に低迷しております。このような状況においても、引き続き良質材の生産及び計画的な伐採及び間伐を適正に実施していくこと、生産コストの削減は最大の課題と認識しております。

人口林は、収穫するための施業、利用間伐、主伐ができる林齢に達してきた林分も増えてきております。しかし、森林の現況が的確に把握されておらず、境界が不明となっている森林が増加していることもあり、素材生産量は増えておりません。このことは、単に木材価格が低迷しているということだけでなく、森林の現況の的確な把握や生産の効率化を図る技術及びシステムなど林業を支える基礎が弱体化していると考えられます。

一方で、国においては、森林林業再生プランによる木材自給率50%を目指した施策展開が始まり、公共施設等木材利用促進法が成立するなど、木材生産体制、需要拡大に大きく切りかわってきております。また、県でも木材の利用について、様々な施策を展開し始めており、育成の時代から木材利用、森林機能の多面的利用を含む多様な活用の時代を迎えようとしております。

当町では、森林所有者単位の林業経営は弱体化してきており、農業との複合やサラリーマンとの複合では林業を維持できない状況にあるなど、森林管理を林業として維持できる森林所有者数も年々減少してきています。このため、集落単位や森林組合を中心に、施業の共同化や集約化を進めていく必要があります。森林整備を推進するには、その中心となっている森林組合においては、素材生産量が若干でありますが増加しているものの、依然として保育作業を中心とした体制となっており、素材生産量の増加が重要課題となっております。今後、主伐期を迎える林分が多くなること等からも、高性能林業機械の追加整備など伐採を計画的に実施するための体制整備を推進するものとしたしております。

現在の木材価格で採算を合わせるには、作業路等を中心とした路網の整備と機械化による労働生産性の向上が不可欠であります。そのため森林所有者へ路網整備を含めた施業の提案を行い、林地を集約することができるか否かがかぎになると考えているところであります。

当町でも、森林組合が主体となって、崎平地区で集約化施業の体制が整いました。また、東藤川地区、奥泉地区の2カ所で集約化への取り組みが始まっております。これらの基礎として、平成20年、21年度2カ年で基盤整備として森林組合おおいがわが高性能林業機械を導入いたしました。

当町においては、2008年3月にF-net大井川というFSC森林認証取得団体が責任ある森林管理を開始いたしました。しかしながら、この例は町の森林面積の約7%であり、FSC森林認証林をモデルに、環境、社会、経済に配慮した適正な森林管理の体制を築く必要があります。今後も町有林を含め認証林面積の拡大を図り、普及推進を図っていききたいと思います。

バイオマスは、石油代替資源として国内のみならず世界的にも高まり続けている状況にあり、同時に資源としての課題やエネルギーへの転換方法、加工流通などの個別課題も明確になってきております。国内においても繊維系や化学系のメーカーが技術開発にしのぎを削っている状況ではありますが、当町においては新技術開発の素地はなく、できる範囲での対応をしていこうと考えております。

このような状況の中、町内でもバイオマス資源を有効利用し、資源として活用しようとしている事業者もあります。町としましても、このような動きを大切にし、まず公共施設等へ使用することを考え、民間需要への波及を図っていききたいと思います。林地残材の有効活用として、引き続き可能性を求めていききたいと思います。

次に、生ごみ堆肥化、有機栽培などの循環型農業への市民グループ育成の御質問でありま

す。

生ごみについては、現在、家庭用の生ごみ減量を目的とし、生ごみ処理機等の購入に対し補助をさせていただき、積極的推奨に努めております。これまでに、この助成制度を利用し生ごみ処理機を購入した件数は、制度が始まってからの累計で1,852件、コンポストでは214件あり、合わせて2,066件になります。一昨年の産業文化祭の会場での町民のごみ減量への取り組み状況のアンケートをとった結果、162名から回答をいただきましたが、うち49%の方が生ごみ処理機等でごみの減量に取り組んでいるとの結果でありました。

生ごみを堆肥化し、何らかの形で肥料として利用している方も多いのではないかと推測しております。自宅で堆肥化したものを自宅で畑やプランターで使用していただくことが、言葉の使い方としてはおかしいのかもしれませんが、一番身近な生ごみの地産地消ではないかと思っております。

川根本町には、自然があり、この土地を活用した生ごみの減量化を進めていきたいと考えております。生ごみ処理プラントを建設し、生ごみを輸送し、燃料を使い堆肥化し、袋詰めし、また堆肥を畑に輸送して撒くには、様々な多くのエネルギーが必要となります。住民グループによる地域単位程度の生ごみ処理体制について、処理機の価格、ランニングコスト、運営方法など、今後検討していきたいと考えております。

次に、地名・久野脇間の橋の問題でございますけれども、地名・久野脇間に正規の橋をかける考えはないかという御質問でございますが、地元からの強い要望があり、建設に向けての機運が高まるといった状況になれば、町といたしましても、調査・研究等を行い、関係機関に要望をしていかなければならないと思っておりますが、現段階では、国道362号で実施中のバイパス工事の早期完成と中断をしております箇所バイパス延伸工事の早期着手が最重要課題となっておりますので、今すぐ何らかの行動を起こすといった計画、予定等は現在のところございません。

塩郷ダムの撤去についてどう考えるか、当面ゲートを通年全開して、魚の遡上する大井川に戻す考えはないかとの質問でございますが、塩郷ダム施設自体が中部電力株式会社の所有であり、町長として塩郷ダムの是非をどう考えるかという究極的な御提言でございますが、戸惑いをいささか感じているというところでございます。

そもそも塩郷ダムは、大井川総合開発計画の一端を担う形でつくられたものであり、昭和35年に完成し、川口発電所下流域への利水として、大井川農業用水、大井川広域水道用水、東海パルプ工業用水の取水を目的としてつくられました。境川ダムから導水管で送られた水は、久野脇発電所で発電利用され、大井川右岸約430mの隧道で導き、塩郷ダム下をサイフォンを通して、ダム左岸側上流から本流の残留水を合わせて最大で毎秒86tとして、ここから隧道延長約3,100mを通して笹間川調整池に流出されております。

塩郷ダムの完成時からゲートをおろして貯水を始めると、下流部へは一滴の水も流れず、河原砂漠が出現して下流部の井戸水がかれたり、夏は河原の石が焼け、熱風を送り、冬は川

風で砂嵐が起こり、たまりかねた川根三町町民は、昭和62年から水利権更新期を絶好のチャンスととらえ、官民一体となってダム放流による一定流量の確保と上流の堆砂排除を要求いたしました。粘り強い運動の結果、政治的な判断もあって、平成元年から冬場3t、夏場5tの放流が実現されました。この運動は水を川へ戻す運動の先駆けとなり、流域の人々が川とともに生きる、そうした全国的な動きのひとつとなったことであります。

しかしながら、大井川の現状は、ダム上流では土砂の堆積が進み、河床の上昇、下流では逆に河床の低下が見られるという現象が今もってあらわれていることは周知のとおりでございます。町といたしましても、住民の安全・安心を守るため、県に対して堆砂砂利の採取についても計画的に実施されるよう要望を継続してまいりたいと考えております。

さて、河川の問題、特に大井川に関して言えば、川根本町のような中流域に住む住民と、下流域に住む住民、あるいは企業とは、それぞれ環境と利水という面から大井川から受ける恩恵の認識に大きな違いがあるものと感じます。

しかしながら、我々上中流域に住む者としては、自分たちだけの論理で大井川をとらえてはいけないし、下流部の方々が、水は上流から来るのが当たり前、応分の負担はしているから関係ないなどと、万一そのようなお考えを持っているとするならば、大変残念なことであり、考えを改めていかなければならないと常々考えているところであります。

このような中、行政といたしましても、大井川の清流を守る研究協議会、あるいは大井川長島ダム流域連携協議会などを組織し、事業活動の中で大井川の現状視察会、植林活動、環境講座などの事業を実施し、森と水、そして海岸浸食も含め、流域で連携をしていく機運を高めていく活動を推進しているところであります。その中で、大井川の諸問題を流域の多くの方々とともに考えていくことが最も重要なことだと考えております。

平成30年に、塩郷ダムの水利権更新期がやってまいります。30年前に比べ大井川はどう変化したのか、現状のままでいいのか、清流をはぐくむ森は大丈夫なのか、それを守る人たちは元気なのか、いま一度、流域の住民の皆様と、利水者、関係機関が検証をすることが必要であると感じております。物を壊せば解決するという発想は少なくとも議論に上がるものではないということを申し上げたいと考えております。

次に、魚の遡上の関係であります。中部電力からの情報ですが、塩郷ダムに現在設置されている魚道は、平成4年に設置されたものです。その後、下流側の上り口の改良を加えたり、魚道内部の形状を2種類設けて、魚が上りやすい方法で設けているということでもあります。地元の漁協とも協議をしながら、魚の遡上について配慮をしているということでもありますので、今後も河川環境の改善に向けた取り組みの一環として配慮いただくようお願いしてまいります。

最後に、大井川ダム下流の濁水対策の進捗状況であります。昨年8月に実施主体の中部電力からスケジュール説明がございました。そして昨年8月の議会全員協議会でも御説明をしたところですが、21年度は調査業務が中心でありまして、その後、地権者、地元区長との

協議を行い、調査に取りかかり、9月から10月に調査完了、年末から本年3月までに詳細設計を完了し、取水堤の位置、構造や放水口、水路ルートなどの詳細をまとめ上げたということでもあります。

本年度に入りまして、河川管理者である国土交通省との協議を進めている最中であるとのことでもあります。

以上のことから、着工にはいましばらく時間がかかると考えられますが、スムーズに河川管理者との協議が調い、認可が得られ、一日も早く清水が大井川ダム直下から流れることを強く望むところでございます。

以上でございます。

議長（板谷 信君） 10番。

10番（鈴木多津枝君） 大変丁寧な御答弁ありがとうございました。

考えが違ふところもあって当然だとは思いますが、これから再質問で少し町長と、もう少し深めていきたいところがございます。

その前に、温泉スタンドの点ですけれども、私が申し上げたのは、日本温泉研究所の甘露寺先生という方が当町へ見えられて報告会を議会にしてくださったときに聞いたお話ですので、その記憶ですので、もしかしたら正確ではないかもしれないということをお断りしておきますけれども、私の印象としては、とても濃い温泉で、10倍に薄めていいよと言われたのをかなり強く記憶しております。そういう記述がないということですが、それくらいに薄めても、十分お年寄りの方たちには健康保持の温泉として、小ぢんまりした温泉をつくれれば活用できるよというふうな、医療費が減りますよというふうなことを言われたというのを、私は当時、とてもうれしい思いで聞いたのをしっかりと覚えております。

それで、温泉としての活用を本来は、私はまだあきらめてはいないんですけれども、とりあえず、とにかく足湯をつくってほしいという高齢者の方々、年々、年をとっていかれるわけです。何もしないで、先ほど町長は、地中に戻しているから垂れ流しではないと言われましてけれども、まさにそれは垂れ流しではないかもしか私は思えないんですね。それが温泉の中に入って、再度温泉になって出てきているから垂れ流しではないよというふうに言われたのかどうか、その点をまず最初に確認をいたします。

議長（板谷 信君） 商工観光課長。

もう一回、質問は、今の状態が垂れ流しかどうか。

商工観光課長（羽倉範行君） 現在の梅島下の温泉ですか、一度タンクに溜めまして、利用されますと減るわけなんですけど、不要なものは地中に戻すということで対応しております。

以上です。

議長（板谷 信君） 10番。

10番（鈴木多津枝君） 地中に戻すということが、私はこれまでずっと垂れ流していると、活用していないんだから垂れ流しだと言いつけてきたわけですが、それが地中に戻す

と垂れ流しでないという当局の説明というか答弁を初めて私は聞きました。そういうふうに判断する理由は、地中に戻したものは、また温泉になって、温泉として使っているから垂れ流しではないよというふうに判断されたのかどうかを、先ほど確認をしたんですけれども、どうなんでしょうか。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 現場の方からお話を聞いて、地中に戻しているのだから垂れ流しではないということですが、表面に流しているということですので、垂れ流しているんだろうというふうに思います。

議長（板谷 信君） 10番。

10番（鈴木多津枝君） 納得しました。貴重な資源です。貴重な資源を垂れ流している状態だということを、しっかり認識していただきたいなど。行政としては、やはり多額なお金をかけてあそこまで来ている温泉ですけれども、首を長くして待っていらっしゃるお年寄りの人たちのために、何か活用を考えなければ、その垂れ流した状態でいいというふうに思うということは、完結しているからいいと思うことは、私は行政としてちょっと頑張りが足りないのではないかなと思うんです。

それで、先ほど町長は、地域のワークショップなどでの何か活用を考えていくふうな御答弁もされたんですけれども、そのこのところをちょっとワークショップというのがよくわからないんですけれども、説明してください。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 梅島下というんですか、あその河川敷の埋め立てがこれから始まると思うんですね。そうしますと、あのグラウンドゴルフ場ですとか、かなり広いスペースが確保できます。そこで、そのこの活用について土木事務所のほうから、あの地域住民を含めてワークショップをしていきたいということですが、これは議会でも全協か何かの折にお話ししてあるのではないかとこのように思っていますけれども、その中で、私がかねがね申しております街道づくりの中のあるスペースとして、そこを位置づけていくこともできるのではないかなというふうに思っています。

ですから、その中で、せっかくこのように湯量としては少ないわけですが、こういう資源があるわけでありますので、それらの活用も可能なのか、その整備した後、河川敷ということでもありますので、そこに固定的なものを置けるのかどうか、そこら辺の相談もありますので、そういうもろもろの検討する中で、この温泉の利用についても当然含めて考えていきたいというふうに思っています。

議長（板谷 信君） 10番。

10番（鈴木多津枝君） 前回質問したときには、もう温泉スタンドで完結ということで、その先はないような御答弁でしたので、今回ちょっと前が開けたかなと、これならお年寄りの人たちも、もう少し頑張っ、待って生きていようというふうな元気を持たれるのではな

いかと思います。ぜひ実現に向けて骨を折っていただきたいなと思います。青部地区でも、青部のところを、あの地域の住民の方たちと土木事務所と一緒にあって、ワークショップを開いて1年か2年かけて、どういうふうな形で、あそこを開発するのか、活用するのかということ考えたときに、前回質問した青部のトイレ設置のことなんかも、その中に入れて考えるということだったんですけども、ぜひこの点でも、高齢者からも要望が行政の方に届いていると思うんですよ。温泉も多分、前に届いていたでしょうし、足湯の要望が届いていないでしょうか。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 足湯の要望については、私自身はちょっと今存じておりません。今ちょっと青部の話も出たんですが、質問にはないんですが、青部地区も今のバイパスの整備を進めているわけでありましてけれども、そのバイパスの当然関係も出てまいります、あそこの一つの、あそこへバイパスをつくることによって、大きなポイントになるというふうな認識を持っております。今、何と言いましたか、何かあそこも土木事務所と連携し、地域と一緒にあって、あそこの花壇づくりですとか、そういう動きが昨年といいますか、今年ですか始まっていますので。そういうことに呼応するためにも、何らかのあそこの利用策、中部電力からも下流の橋をいただくとかというお話もあるようでございますので、そういうことと含めて考えていきたいというふうに思っています。

議長（板谷 信君） 10番。

10番（鈴木多津枝君） 次に、地名にあるれんがづくりの建物についてですけれども、何か答弁を聞いていますと、町としては非常に有望というか、存続も考えてきたけれども、町指定の文化財にしたいということも取り組んだ経緯があるけれども、所有者である地名振興会の方で同意が得られなかったということの御答弁だったと思うんですけども、それでよろしいでしょうか。

議長（板谷 信君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（中澤莊也君） それでは、その点についてお答えいたします。

平成3年に、旧中川根町で町の文化財の冊子を改訂版をつくるということで、改めて町内の文化財について調査、研究をいたしまして、その中で、町の文化財として、これから指定をしていきたい建物群につきましては、その他の文化財ということで新しく冊子に載せさせていただきました。その中で、地名の発電所につきましては、当時、ある方が作業所として利用していたという面と、屋根が非常に老朽化してしまっていて、一部ポリのトタンですか、そういうものを使って補修をしておりましたので、文化財としての価値がちょっと、それでは認められないのではないかとということで、町の文化財保護委員会で地元の振興会と話をしまして、町の文化財に指定するには、それを屋根を修理した後でないと、やはり文化財としての価値としては認められないではないかというような話をした経緯がございます。そのとき、かかる経費が概算で1,000万円ということで、それでは指定は無理だということは、文化財

に指定しておりますと修理が必要になってきます。その中で町の負担分と所有者の負担分というものがありますので、その所有者の負担分については振興会の方では負担ができないという、そのような話があったというふうに記憶しております。

以上であります。

議長（板谷 信君） 10番。

10番（鈴木多津枝君） 確かにそういうふうに聞きますと、振興会がああ大きな建物を維持管理していけと。古い建物ですし、補修もしていくように安全管理もしていくようにという義務を持たされたのでは、とてもそのお金はどこから出るんだということになると思うんですね。だけれども、今になって、もう振興会が壊すしかないよと、持ってられないよという状況に、その年からずっと何年かたってきてなっているわけですから、もうそれを、じゃ、持っている人たちが持てない状態になっているときに、町は、ああそうですか、じゃ、壊しましょうねと言えるようなものではないと思うんですよ、価値がね。やはりもう一度振興会の方々と話し合って、振興会の方に負担がないような、だけど、振興会だけのものではなくて、町として保存をしていきたいよというふうなことを話し合う考えはないかお聞きいたします。

議長（板谷 信君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（中澤莊也君） その点につきましては、地名の振興会を中心に、8月のお盆に、地元の出身者の方が帰ってきますので、保存活用ということと文化財的な価値という、そういう専門家の方をお招きしましてシンポジウムを開催するという計画を立てております。それと町の教育委員会におきましては、7月に文化財保護審議委員会を開催いたしまして、地名の文化財、産業遺産というのがほかにもたくさんありますので、その辺のものを含めて総体的に今後、調査・研究をしていきたいと考えております。

現在、町の方で、それを買い上げて保存するという計画はございません。

議長（板谷 信君） 10番。

10番（鈴木多津枝君） 買い上げてとまでなると、本当にここにいらっしゃる議員の皆さんの合意を得ることだけでも大変ではないかと思えます。もう持てないという状況になっているあの建物を、壊さないでいれば、地名からどこかに行くわけではありませぬので、買い上げではなくて保存ということと一緒にやっという話をぜひ進めていただきたいと思えます。そしてそれにかかる費用は、地名の振興会の人たちに負担させないよというふうなことで、行政が旧中川根町の、先ほど町長も言われましたけれども、教育委員会で作成した、今、町の文化財改訂版にもきちんと現存している建物では本当に大事なものだというふうに、貴重な建造物だというふうに書いてあって、町文化財の一層の愛着と保護継承への念を駆り立てていただくことができれば幸甚ですというふうに書かれているものですから、本当に皆さんも行っていただいて、あの建物の異様な大きさ、どうやってここまでつくったんだろう、あの100年も前の技術でというのを実感していただいて、ぜひ残る方向に、私も、

もしそういう取り組みが行われるとしたら一生懸命頑張りますので、ぜひ話し合いをしていただきたいと思いますけれども、よろしく申し上げます。これは返事がありますか。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 報告に地名の大事な、議長もいらっしゃいますし、生涯学習課長もおられるわけですが、なかなか地名の地域で議論、検討して、その上で出した結論、それに対してテレビで報道したということもございまして、各方面からいろんな電話なり問い合わせ等があったようであります。その中には、前向きに残したいというような思いを持った方もいらっしゃるようでありますし、実現性があるのかどうかわかりませんが、具体的なお話を持ってこられた方もあるやに伺っております。したがって、そういうものの動きも少し見ていきたいなというふうに思っています。

ただ、いずれにしても、その施設を残すこと、壊すことはもったいない、恐らく今の時代であれを壊す、それを黙って見ていたということになりますと、批判はかなりあるものというふうには思っております。しかしながら、現在あれをどのように活用し、どのように運営していくのかという道筋も定かではない中で、あれをというところにまではなかなかいかないわけであります。施設を預かって保存するだけでもというふうにおっしゃいましたけれども、いずれにしても、ちょっとした地震でもあれば壊れてしまいそうな建物でございますので、それなりに補強をしないと維持できないというふうに思っております。そういう意味で、そう安い投資で済む話でもないということもございまして、いずれにしても半年間、解体を今延ばしているという状況のようでございますので、そんな時間的余裕はないわけですが、いろいろ事情等を地名の振興会等にもお聞きしながら、一応、町としても残すという前提ではなくて、いろいろな情報収集等には当たってみたいというふうに思っています。

議長（板谷 信君） 10番。

10番（鈴木多津枝君） 文化会館への交通弱者の対策についてですけれども、大きな行事のときは職員の方たちが千頭駅までシャトルみたいな形で送迎したりされているということ、先ほど聞きましたけれども、例えば芸能発表会など、歌や踊り、こういうのも年4回ぐらい開かれているんですね。そういうのに、とてもお年寄りの人たちは行きたいということですが、そういうときには何もそういう送迎もありませんし、行きたくても、だれか連れていってくれる人がいなければ行けないというんですけれども、何かそういう、年に数回だと思っただけなんですけれども、そういうものに対しては、何かシャトル的な町営バスを使ってとか、そういう対策も考えていただきたいんですけれども、どうでしょうか。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 今いろんなそういう事業をやっていますけれども、どうしても文化協会等の事業も人が集まりやすいということで、夜間の開催が多いわけですね。そうなりますと、なかなか電車を使っても行きにくい、帰りの電車はないというような状況でございますので、できるだけ大勢の方が憩いの場に参加できるような、そういうことは町としても何

らかの策を考えていかなければならないのかなというふうに思っています。また、いろいろな視点から、これも検討課題だというふうに思っています。

議長（板谷 信君） 10番。

10番（鈴木多津枝君） 最後の農林業を基幹産業として、元気再生の町にしようということでの再質問なんですけれども、太田議員が質問していた3月議会でしたっけ、小池フーズへ視察へ行って、いろいろ柚子の加工をやってもらっているけれども、そういうことではだめだよと。町が独自の自分たちの力で、自分たちの町独自の加工物をちゃんと生産できるようにならなければだめだよというふうなことを質問していたのを議事録で読み、私も本当にそうだなと同感しました。

小池フーズさんの取り組みというのはとてもいいことなんですけれども、やっぱりうちの町もそういうふうなことをやっていかなければならないのではないかと。頼んでいるからいいということにはならないのではないかと思っています。そういうグループをつくっていただきたい、視察研修をしたりするときの加工奨励とかのグループづくりに力を入れてほしいという質問を太田議員がされたんですけれども、その後、どのようなことが、何か取り組みがあったかどうか教えてください。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） その後、具体的な取り組みということについては伺っておりませんが、今までも例えば本川根町時代に加工場をつくった事例もございます。ところが、これも長続きしなかったというような背景もありまして、そういう方がいらっしゃる、あるいはやりたい、取り組みたいというだけで、なかなか加工場をつくるということにまではいきにくいというふうに思っています。

それで、前回、太田議員からの御質問は、柚子等の加工を長野県でしたか、小池さんのところで加工してきて、あそこでは現在、量が少なくても単価が全く一緒なんですよ。1,000個作っても、10個でも同じ単価で作ってくださるということで、試行的に作るのには、あそこへ持って行ってやるのが具合がいいということで利用価値があるのかなというふうに思ったわけでありまして。ですから、そういうところへ持って行っての試行を繰り返しながら、そういう中で自分たちも取り組みたい、取り組む見通しができる、そういう道筋が通っていくものなら、そういう中でそういうものは考えていけばいいのではないかとというふうに思っています。

議長（板谷 信君） 10番。

10番（鈴木多津枝君） グループを育てていくというのは、非常に大変というか、我慢強く、粘り強くやっていかないと育たないと思うんですね。先ほど町長、最初の答弁で、ごみの減量化で、発泡スチロールで生ごみを堆肥化している、産業祭のときに呼びかけをしたり、アンケートにもやりたいという人たちがたくさんいたということをおっしゃったんですけれども、私もそのときに携わって、かかわっていたんですけれども、結局、グループがつかれなかつ

た、グループをつくれということを行ったけれども、グループがつかれなくて、一人一人個人個人でやることになったために、結局、もう多分立ち消えになっている方が多いのではないかと思います。自分がそうだから、私、一番怠け者だから立ち消えになったのかもしれないんですけども、非常に虫がわいたり、どうしたらいいかというのをみんなで話し合っていて、グループの人たちが、じゃ、うまくやっているところをテレビや新聞でもよく載るんですけども、行ってきてもよいか、勉強してよいかと、そういうグループをつくることによって元気が出ていく、その地域づくりの一環になっていくということが、とてもそのことを継承させて成功させるのも大事ですけども、まちづくりにもすごく大事だと思うんです。

当町は、農業といえばお茶が主流で、国の食料自給率が40%と言われる中で、うちの町はもっと低いのではないかと考えています。やがて世界が食料危機時代が来るよと、とても騒がれているんですけども、町民の健康のためにも、先ほどから問題になっている耕作放棄地を、どうやって生かしていくかということも、やっぱり個人ではかなり難しい問題で、グループをつくっていくのが大事ではないかと思うんですけども、徳山では、先ほどの農地・水・環境保全、その補助金をいただいて、ときどきの池のところではいろんな取り組みをしているんですけども、またお茶も全品に出したり、今年は全品に出せたのかな、出すということでみんなで摘んだりしたんですけども、昨年も県の方へ出品して、徳山の区民に全員に呼びかけて、とにかくボランティアで品評会のお茶摘みをしました。それで県で優等賞を取ったので祝勝会をやってくれました。そういうことで、みんながつながっていている気持ちができつつあるわけですよ。そういうことを、また今年も呼んでねという声がかかるような地域になっています。

その中で、ときどきの一画に、今度はお米を作ったらどうだろう、作りたいよという声はそのグループの中から出てきました。小学生も一緒に巻き込んで米作りをしようではないかと。今、地名地区だけになっているものですから、徳山でも食料を、自給率を高めたい、野菜もいっぱい作りたいという思いもありますし、まず、あそこへ米を作りたいということがあります。そういうときに、その夢を膨らませている人たちがいるんですけども、一歩が出ないわけですね。そういうときに行政としてどのような支援とか、あるいは財政的な支援や、例えば先進地への視察とか、そういうことに力をかしてもらえるかどうか、そのことをお聞きいたします。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） これからのまちづくり、議員からも今お話があったように、そういういろんなグループでの取り組み、これが大変大切になってくるんだろうというふうに思っています。そういう意味で、お金の支援ももちろんありますでしょうし、もう少し何といたしますか、精神的な応援といたしますか、いろいろな形での応援があるかというふうに思います。結局はお金の支援が一番ありがたいという話にはなるんでしょうけれども、そういうことも

含めて、できればそういう積極的な前向きなグループに対しては、当然、何らかの応援もしていきたいというふうに思っていますので、そういう部分についても、これから検討をしていきたい。現にいろいろな取り組みに対する支援制度はあるわけですね。ですから、ことあたりも、例えば商工観光サイドでも、何と申しますか、売れる物づくりですとか、いろいろそういうものに対する支援の策もございますので、さらに使いやすいような制度に拡充していくような方向も考えていきたいというふうに思っています。

議長（板谷 信君） これで鈴木多津枝君の一般質問を終わります。

次に、7番、森照信君の発言を許します。7番。

7番（森 照信君） 7番、森でございます。8番目になりましたけれども、最後の質問をさせていただきます。町長も大分お疲れのようですから、簡潔な答弁で結構ですから、よろしく願いいたします。

それでは、F S C 認証制度についてお聞きいたします。

平成20年3月、F - n e t 大井川グループが取得されましたグループ認証、F S C 森林認証、森林が環境的に適正で、社会的利益にかなない、経済的にも持続可能な方法で管理されていることを認証するF M 認証、このF M 認証林から生産された木材製品であることを実証できるような製品管理がなされていることを認証するC O C 認証、この2つの認証として初めて木材にF S C のブランドを表示することが可能となります。

F S C のF M 認証を取得して2年が過ぎました。今年3月には、F S C を取得した浜松市は1万8,400ha、本町は県下で最初1番に取得をしました。1,471ha、内容は町有林が547ha、民有林が旧林家で924haであります。浜松市においては6の森林組合が積極的に動き、今後においても全域加入をするということに向かっていきたいとっております。その中で市有林はもとより、県有林も認証を取得しております。

C O C 加工流通認証の面においては、既に製材業が盛んであり、天竜材という全国的なブランド名があり、今後は積極的にそのF S C 認証ブランド名を拡大していくために、C O C 認証取得に全力で進んでいくということであります。

流通面においては、県森林組合連合会天竜営業所が、C O C 認証を今年4月に取得し、5月にはF S C 取得記念市を行っております。

この条件的には天竜方面が恵まれておりますが、本町はF S C 森林認証を取得し2年余取り組んでおります。この認証林の面積拡大、大井川材というブランド名を広めるためにも、流通加工、C O C 認証にも力を入れていかなくてはならないと思います。

そこで、今後、F - n e t 大井川とどのような連携、協働をされていかれるのか、また計画では平成31年、認証面積を3,900haとなっておりますが、どのような方法で拡大されていくのか、C O C 認証も含めて町の施策をお願いいたします。

また、認証を取得して利用面でのメリットはあるのかお伺いいたします。

以上お伺いいたします。よろしく申し上げます。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） それでは、森議員の質問にお答えいたします。

まず、F S C 森林認証を取得した F - n e t 大井川という団体の仕組みについて御説明をし、その後、個別に説明をさせていただきます。

F S C 森林認証の認証グループであります F - n e t 大井川は、私、町長が管理責任者、それから産業課林業室を事務局とする 9 軒の林家と町有林からなる組織であります。事務局が、認証機関に承認されたグループ規約、森林管理計画に準じて 9 軒の林家と町有林、これをサイトと呼びますが、この森林管理を統轄、指導、C O C 連携の開拓、制度や F - n e t 大井川の普及啓発を行っております。各サイト管理者は、グループのマニュアルに準じて森林管理を実践し、認証材の販売を行っているシステムをとっております。

これまで、そして現在、町は認証取得経費のうち100万円、その後、認証維持経費の大部分である年間60万円を負担しております。各サイト、すなわち林家は年間約6万円、1サイト当たり平均7,000円と F S C 認証材の売り上げ数量に応じた負担をしていただいております。

これまでは F S C 森林認証制度の認知度が極めて低い状況でありましたので、町においては幅広い普及啓発に努めております。

町内においては、森林認証グループへの参加を、大規模、中規模所有者、森林組合を中心に行い、シンポジウムも開催しておりますが、新規の加入者が出てきておりません。

また、木材の加工や流通事業者、これを C O C 事業者といいますが、町内外の製材、木工メーカーへの認証取得セミナー、シンポジウム開催を開催しております。大井川流域においては、現在流域内の製材所等が取得を検討中とのことであります。

そのほか企業、消費者への普及にも力を注ぎました。静岡県環境森林フェアで、静岡県林業業者大会、F S C ジャパンフォーラムなどへの出展、静岡県単独事業しずおか林業再生プロジェクト推進事業や、県山林協会の事業に採択されて、ベンチ、コースター、積み木などの森林認証製品を供給し、森林認証製品の普及啓発を実践してきております。特に、富士山静岡空港には、モニュメントベンチを設置し、川勝県知事からは、デザイン、環境面、販売を含めてなど F S C の森林認証の可能性について高い評価を受けているところであります。

現在のところ、グループメンバーにとっては、残念ながら森林管理や木材生産に関する具体的かつ顕著なメリットが出てきておりません。これが新たなグループ加入が進まない要因とも考えております。しかし、県内外への新規木材需要が F S C 認証材として、平成20年度に約20m³、21年度には約130m³ほど開拓できております。これは建築材料としての需要ではなく、雑貨類や家具の材料としての需要でありました。

また、F S C 認証は、環境をはじめ、あらゆる方面に対して説明責任が果たせます。例を示しますと、紙原料としての木材は、F S C のシェアが非常に高まってきております。建築その他用材としても C O C 認証取得者が大手メーカー、販売事業者を中心に拡大傾向にあり

まして、これは説明責任、企業イメージを向上させるツールとなっております。それはすなわち供給依頼を受けやすい環境が整いつつあると判断しているところであります。

このようなF S C森林認証の状況において、当町のF S Cを生かしていくために、今後の展開を具体的に御説明いたします。

これまでは事務局を中心に普及啓発を進めてまいりましたが、メンバーもF S Cジャパンフォーラム参加などを通してスキルアップし、自信もつけてきております。メンバー、事務局において、町内林家、森林組合への加入促進を続けていきます。特に、メンバーは森林組合の中核的な組合員でございますので、森林組合が実施している集約化施業団地、これは小規模森林所有者も含まれている団地であります。ここへのF S Cへの加入を協議していきます。

次に、C O C業者開拓、つまり認証材の流通については、当面は既存の出荷先及び県森連天竜営業所への出荷を通して直送販路を開拓していくことを模索していきます。

これまで特に取り組みをしてきた企業や一般消費者への普及は、取引があるC O C事業者、F S Cジャパンとの連携をこれまで以上に強化し、ビジネスベースで幅の広い普及啓発を展開していきたいと考えております。C O C業者は、それぞれ特色のある販売事業を行っているので、それぞれの特色がさらに生かせるよう連携を深めていく手法をとります。例えば、神奈川県業者は、F S Cにおいては第一人者としての位置が確立しています。静岡の業者は、雑貨から家具、内装まで幅広い生産加工能力があり、独自の販路も有しております。また、藤枝市の業者は、森林管理にも造詣が深く、イベントなどで連携してきめ細かな普及啓発ができております。

さて、当町に置いては、総合計画で「水と森の番人がつくる癒しの里」を、3月に策定した環境基本計画では「自然と共生する豊かなまち」を目指し、具体的なアクションに動き出しております。特に環境基本計画では、森林を重要なプロジェクトとして位置づけているところであります。

国の内外において、F S Cを初め、森林認証制度に基づく森林管理面積が急速に、同時に加工流通の認証であるC O C認証取得者数も増加しているという状況が顕在化してきております。

顕著な例としては、ティファニーやグッチのショッピングバッグが、F S Cの紙製品に、米国のマクドナルド社は、F S C認証木材を多く使用した木造店舗を展開し始めております。そして国内では、大手メーカーのパンフレットなどがF S C認証用紙に切り替わり始め、大手オフィス家具メーカーも、F S Cのオフィス家具の供給を拡大しております。コンビニエンスストアのミニストップは、F S C木造店舗を建築し始めました。さらに県内においては、浜松市の林材業協議会がF M認証を取得し、県森連天竜営業所が木材市場としては国内初の認証を取得しました。

このように国内外で大きな流れができ始めております。それに呼応するかのよう、環境

に対する国策、森林・林業に対する国策も充実してきているのが現在の状況判断であります。

このような状況判断の中で、私は、職員への訓示で、現場へ足を運ぶこと、町民とのコミュニケーションを徹底することを指示しておりますが、当町の森林管理の実情、施業の状況、小規模自治体の特性を踏まえ、現場コミュニケーションこそが当町の森林・林業の復活のかぎだと考えております。

現状の認証森林の適正な管理、F S C 森林認証の事業展開が当町の林材業を先導していくように、最終的には認証林の拡大による適正な森林管理ができるように、これまで以上に職員には現場、森林組合、森林所有者のもとに足を運ばせます。森林組合に対しましても、F S C への理解、行動、そのような取り組みをさらに強化していただけるよう働きかけます。もちろん、これは町全体の森林所有者についてであります。この普及指導といった基本に立ち返りつつ、F S C 認証材を拡大していくことを推進いたします。そのような体制を整えつつ、流域内で芽生え始めているC O C 業者との連携による生産が開始されると考えております。

F S C 基準による環境、社会、経済に配慮した森林管理が町内全域でなされるよう、議員各位、町民の皆様をお願いを申し上げ、また、F - n e t 大井川のメンバーが先導していくことに大きな期待を申し上げまして、答弁とさせていただきます。

議長（板谷 信君） 7 番。

7 番（森 照信君） このF M 認証材の31年度までに3,900ha増やすというものが載っていますが、これは具体的にどのような形で拡大していくのかお伺いします。

議長（板谷 信君） 産業課長。

産業課長（鈴木一男君） この面積については、川根本町の環境基本計画に計上してある民有林の面積の20%に当たる面積でございます。ですから、民有林を主に推進加入をお願いいたしまして、町有林も同時に加入していきたいと思っております。

議長（板谷 信君） 7 番。

7 番（森 照信君） また、もう一度お聞きしたいんですけれども、このF S C の認証を受けるに、先ほどもちょっとお聞きしましたけれども、最初が幾らで、途中幾ら、それでその後の更新のときに幾らかかるか、ちょっともう一度お願いいたします。

議長（板谷 信君） 産業課長。

産業課長（鈴木一男君） F M 認証の費用ですが、最初のF M 認証取得費用ですが、約200万円、それから毎年の年次監査費用といたしまして60万円、それから5年後の更新時期にかかる費用、これが150万円ぐらいということでF - n e t 大井川の場合の費用でございます。

議長（板谷 信君） 7 番。

7 番（森 照信君） これだけお金がかかるということは、これで個人当たりはどのぐらいの負担がかかるんですか。大体でいいです。

議長（板谷 信君） ちょっとかかる……。

7番。

7番（森 照信君） いいです、後で。

これだけお金がかかるということは、先ほども言いましたように、この認証をとったときに、メリットというものがなければ、やはりこれだけのお金は払ってもしようがないという感じになると思うんですよ。だもんですから、その辺の町としてメリットというものをどのような考えをしているのか。

議長（板谷 信君） 答弁をお願いします。

産業課長。

産業課長（鈴木一男君） 認証取得のメリットでございますが、取得時点、現在もグループメンバーにとっては森林管理の木材生産に係る具体的かつ顕著なメリットはございませんが、県内外への新規木材需要が若干発生しております。先ほども言いましたように、20年度は17m³、21年度は130m³程度でございます。それから国内外において環境に関する意識、注目が、企業を中心に拡大しております。環境認証システムとして世界基準の認証を取得したF S C森林認証は、環境をはじめ、あらゆる方面に対して説明責任が果たせると思っております。

それから、紙原料としての木材は、F S Cのシェアが非常に高まってきております。建築その他用材としても、C O C認証取得者が大手メーカー、販売事業者を中心に拡大傾向にあります。供給依頼を受けやすい環境が整いつつあると思っております。そういうことがメリットでございます。

議長（板谷 信君） 7番。

7番（森 照信君） 私は、メリットというのは、ある程度個人に戻ってくるものがメリットだと思うものですから、この間、認証林ということで販売をしたわけですがけれども、天竜の方で。認証林の表示はしてあるけれども、単価的には一般材とそんなに変わらないんですよ。ということは、やっぱりもし認証林であるなら、やはりそこで1つ、単価が1割くらい高いとか、そういうものがあってこそメリットだと思うんです。だもんで、町として今後拡大をしていくなら、何かのメリットというんですか、例えば間伐奨励金があるんですね、間伐をするとき県と町で出す奨励金、その奨励金に差をつけるとか、そういうような目に見えるメリットというものを考えていただきたいなど、拡大を進めるにはやっていただきたいと思っております。この間、平成21年に、日本里山百選というんですか、あれで、このF S Cをやっていることで、環境に配慮したまちづくりということでもらっているものですから、余計にやっぱりそういう拡大というものは頑張ってもらわないといけないものですから、その辺、検討を。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 現在、このF S C認証の制度でございますけれども、まだこの制度がある意味でスタートして新しいということで、全体的に定着していないという背景が1つはあるのかもしれませんが。本来、メリットとして一番受けるのは、今、森議員がおっしゃった

ように、市場でそれなりに価格の中で評価を受けるというのが一番認証を受けたメリットということになるわけですが、現在のところ、今、認証を受けている森林、それから認証材を出している大井川地域ということで、直接的なメリットではございませんけれども、この地域の何と申しますか、ある意味での林業の格を上げるという意味で、認証を受ける山林を、森林を増やしていくというのは、一つの大きなものかなというふうに思っております。本来は市場でそのメリットを受けるべきであります、間伐等に何らかの形で支援することによってメリットを出せということで、すべてその農林業のメリットというのが内部の中でとどまって、価格に反映されていないということを考えてみますと、若干、考えるところもあるわけですが、そういうものも含めて林業界の皆様方でそこら辺も含めて、何と申しますか、F S C 認証ということについても考えていただければというふうに思っております。

議長（板谷 信君） 産業課長。

産業課長（鈴木一男君） 先ほどのF - n e t 大井川の負担というか、入会とかそういうことでしたので。資料がありましたので。入会金が1万円、それから認証林の管理面積に応じて1,000円から1万円の間の金額があります。それから認証木材を販売した場合、1 m³100円、その他の販売した場合、これはC O C の認証ですね、売上金の1%、そういう規定があります。

議長（板谷 信君） 7番。

7番（森 照信君） この大井川材というのは、さっきもブランドという話をしたんですけども、特に杉材というのは素直な素材で、端柄材ということで、又キとか垂木という、ああいうものに大変喜ばれるというんですか、利用者が大変喜んでいてというような特徴があります。ですからそういうものを、大井川材というブランドをこれからも皆さんがわかっているものですから、余計よそに取られるよりもこちらで早目に仕掛けて利用するような、名前を売るような形をとっていただきたいと思っておりますし、今それこそ、ソ連材の丸太が入ってこない、中国に行っちゃって。今度も中国輸出の関税をかけるということで、ほとんどこれからロシアの丸太が入ってこなくなるし、今、日本の全国の製材屋さんが今までロシアでやっていたのが、もう日本の丸太を引くというようなことに方向がえしているものですから、今もう大分需要が増えてきたものですから、ぜひとも大井川材というもののブランドを、F S C をつなげながらやっていただければいいと思っておりますから、早目に仕掛けてやっていただきたい。本当にこの需要が増えることが、ここは94%が山なものですから、今までは山、お茶、しいたけでやっていたのですから、その時代が近々来るような期待をしているものですから、ぜひ、ひとつよろしく頑張ってくださいたいと思っております。

以上、終わります。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） まさに森林認証、本来は先ほども申し上げましたように、それなりの市場での評価を得られる材木が出せるというのが基本でございますけれども、認証を受ける

ということによって、それが拡大していくということは、この町のグレードを高める、森林のグレードを高める、そしてひいては町のグレードも高めるということにもつながっていくかというふうに思います。

できれば、先進事例として、この地域に視察にも来ていただける、ここの林にそういう視察のお客さんを招き入れることができるようなことも、一つの町の活力のもとにもなっていくのかというふうに思いますので、加入といいますか、森林認証に参加する方々を増やしていけるようにPRに努めていきたいというふうに思っています。よろしく願いいたします。

議長（板谷 信君） これで森照信君の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

会議時間の延長

議長（板谷 信君） 本日の会議時間は、議事進行上の都合により、あらかじめ延長します。それでは、ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後 4時23分

再開 午後 5時10分

議長（板谷 信君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程の追加

議長（板谷 信君） お諮りします。

ただいま町長から議案1件と、議員から発議2件が提出されました。これを日程に追加し、お手元に配付した追加議事日程第2号の追加1のとおり、追加日程第1から第3として日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって、追加議事日程第2号の追加1のとおり、追加日程第1から第3として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1 議案第37号 工事請負契約の締結について（平成
22年度地名簡易水道施設整備工事）

議長（板谷 信君） 追加日程第1、議案第37号、工事請負契約の締結について（平成22年度地名簡易水道施設整備工事）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（佐藤公敏君） 議案第37号、工事請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成22年度地名簡易水道施設整備工事の請負契約の議決を求めるものであります。

本工事につきましては、去る6月25日に8社をもって指名競争入札を実施いたしました。

その結果、株式会社藤原組が落札し、契約金額7,035万円で工事請負契約を締結しようとするものであります。

工期につきましては、議決の日の翌日から平成23年2月28日を予定しております。

以上、よろしくお願いを申し上げます。

議長（板谷 信君） 説明が終わりました。質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

全協で先ほど入札予定価格はお聞きしたんですけれども、何か最低価格もこの工事入札には設けたということですから、その最低価格と、それから入札予定価格に対して、ちょっと今計算しましたら、99.7766%という非常に高率な落札率なんですね。1社しか入札予定価格を下回ったところはないというぐらいの高目の入札になっているんですけれども、入札結果に。この99.7766%について、よく一般に95%を超すと、もう談合があるよというふうなことをよく聞くんですけれども、そういうことはちゃんとないように、きちんとやられておられたか、その点を確認をします。

それから、7,000万を超すというか、税抜きでも6,700万の高額な工事ですけれども、図面を見ますと分割してもできるのではないかというような工事に見えるんですね。私は全く素人だからわかりませんが、仕事がとてもないときに、業者の方たちも1つ取ったら終わりだよ、あとはいつ来るかわからないよというようなことではなくて、何か仕事、こういう工事も分け合うというか、分割して発注してもらえれば、半年働く人を雇って続けていけるなどか、そういう見通しが立つと思うんですけれども、分割発注などについて検討はされたのかどうか、その3点をお聞きいたします。

議長（板谷 信君） 総務課長。

総務課長（西村太一君） 入札執行に当たりましては、総務課の方でやっておりますので、その関係だけを申し上げます。

先ほどの関係でございまして、正式名称は低入札価格というんですけれども、これ

は税抜きで4,700万5,000円ということでございます。

それから、入札につきましては、川根本町工事執行規則等に基づきまして入札をやっておりますので、どの会社が幾らで入れてくるのかというのは全然わかっておりません。また、予定価格もその場で切りますのでわかりませんので、通常やる入札の方法でやりました。

以上でございます。

議長（板谷 信君） 建設課長。

建設課長（大石守廣君） それでは、分割発注につきまして検討したのかどうかという御質問ですけれども、今回施工いたします現場につきましては、農林業センターの横になりますが、敷地面積も狭いところに建設するという、また1カ所に工事現場が固まっているということで、一体として工事をやりたいということでもありますので、分割発注ということは検討はいたしませんでした。

議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） 入札の公平性についてお聞きしたんですけれども、私たち議員としては、こうやって見せられて議決を求められ、承認を求められるときに、何を根拠にして賛成とか反対とか考えていいのかというのが、いつも私は議員をやっていて迷うところなんです。それで、たびたびこういう高い入札率のときには、こういう質問をさせていただくわけですけれども、99.7766%というと、本当に前の杉山町長のときも100%だったり98.何%だったり、そういうものがたくさんあったものですから、神わざ的な額がどうして積算されていくのかということをお聞きしましたけれども、町長は、こういう高率な、町長1人しか知らない額なんですね、入札予定額というのは。そこにわずか15万円ですか、もう本当に0.2234%しか差がない、そういう額が積算されて出されるということについて、それが公平だというふうに信じていらっしゃる、町の業者の方たちは、みんな信じられる人たちだということで信じていらっしゃるのかもしれないし、それはそうなのかもしれないんですけれども、でもこういう神わざ的な積算ができるということについて、町長はどのような方法があって、こういうすれすれ、ぎりぎりの額が出せるというふうにお考えでしょうか。

議長（板谷 信君） 総務課長。

総務課長（西村太一君） ちょっとこういう場合もあるということで、前回にもそういう質問がございまして、私、説明したような覚えがあるんですけれども、大体、今の業者さんは、統一単価的なものも、例えば建設物価とかいろいろな資料をお持ちでありますので、ほとんど、大体積算すれば概略の数字が出てくるのではないかと考えられます。それからすると、そんなに大きな開きの数字は出てこないのではないかと思います。それに各業者さんの企業努力で、どのくらい落とせるかというのを判断されるのが一般的な札の入れ方ではないかと、私たちの方では思っております。

議長（板谷 信君） 建設課長。

建設課長（大石守廣君） 今回の工事の内容につきましてでございますけれども、今回は観

測る過池を築造するのが主な工事になりますけれども、コンクリート工事、型枠工事、また鉄筋工事といった、ごく一般的な工種になります。最近では情報開示も進んでおりまして、主要な材料等につきましては、もう公表されている面も多々ありますので、こういった工事につきましては、それほどの何と申しますか、こちらの設計額と業者の見積もり額との差は、それほどは出ないものと思っております。

議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第37号、工事請負契約の締結について（平成22年度地名簡易水道施設整備工事）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第37号、工事請負契約の締結について（平成22年度地名簡易水道施設整備工事）は原案のとおり可決されました。

追加日程第2 発議第1号 「核兵器廃絶・平和のまち宣言」に関する決議について

議長（板谷 信君） 追加日程第2、発議第1号、「核兵器廃絶・平和のまち宣言」に関する決議についてを議題とします。

お諮りします、

発議第1号は、会議規則第39条第2項の規定によって趣旨説明を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号は趣旨説明を省略することに決定しました。

なお、本発議は、全員が賛成者でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって、質疑、討論を省略することに決定しました。

これから発議第1号、「核兵器廃絶・平和のまち宣言」に関する決議についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号、「核兵器廃絶・平和のまち宣言」に関する決議については原案のとおり可決されました。

追加日程第3 発議第2号 川根本町議会会議規則の一部を改正する 規則について

議長（板谷 信君） 追加日程第3、発議第2号、川根本町議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題とします。

本案について、高畑雅一君から趣旨説明を求めます。高畑雅一君。

11番（高畑雅一君） それでは、発議第2号、川根本町議会会議規則の一部を改正する規則について趣旨説明を申し上げます。

川根本町議会会議規則第121条では、議員派遣に関する規定をしております。

今回の規則の改正は、議員派遣を規定している地方自治法第100条第12項の前に1項目が加わったことにより、議員派遣に関する自治法の項番号が、第100条第12項から第100条第13項に繰り下げられました。

したがって、本町議会会議規則におきましても、議員派遣の引用条文に項番号ずれが生じたため、今回、改正するものであります。

以上、よろしく願いをいたします。

議長（板谷 信君） 説明が終わりました。質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第2号、川根本町議会会議規則の一部を改正する規則についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(板谷 信君) 起立全員です。

したがって、発議第2号、川根本町議会会議規則の一部を改正する規則については原案のとおり可決されました。

川根本町議会議員派遣の件

議長(板谷 信君) 日程第2、川根本町議会議員派遣の件を議題とします。

川根本町議会会議規則第121条の規定による議員の派遣については、お手元に配付しました議員派遣の件のとおりです。これに御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(板谷 信君) 異議なしと認めます。

よって、川根本町議会議員派遣の件については、お手元に配付した議員派遣の件のとおり決定いたしました。

閉 会

議長(板谷 信君) これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これをもちまして平成22年第2回川根本町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午後 5時24分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成22年 6月29日

議 長 板 谷 信

署 名 議 員 高 畑 雅 一

署 名 議 員 中 野 暉